

第3期 小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画

小鹿野町成年後見制度利用促進基本計画

小鹿野町再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度

～ 助けあい、支えあう、
こころ豊かなまちづくり ～

令和8年3月

小鹿野町

社会福祉法人 小鹿野町社会福祉協議会

「助けあい、支えあう、こころ豊かなまちづくり」

のさらなる深化に向けて

近年、人口減少・少子高齢化が進む中、家族構成や市民のライフスタイルの変化等により、地域のつながりが希薄化しています。また、貧困・虐待・引きこもり・8050問題・ヤングケアラーなど、地域が抱える課題は複雑化・複合化しており、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりは、今後の福祉行政においてますます重要となっています。

こうした課題に対応するためには、「自助・互助・共助・公助」を課題に依拠して適切に組み合わせながら、市民・福祉関係団体・行政が一体となって連携することが不可欠です。

本町では、平成28年度を初年度とする地域福祉計画に基づき、こうした連携の基盤を第1期、第2期と着実に整備してまいりました。

第3期となる本計画では、第1期から継承してきた「助けあい、支えあう、こころ豊かなまちづくり」を引き続き基本理念として掲げ、これまで町と社会福祉協議会がそれぞれ策定してきた「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一本化しました。さらに、「成年後見制度利用促進計画」と、今回はじめて策定する「再犯防止推進計画」を包含した、より包括的な計画としています。

基本理念の実現を図るため、(1)地域福祉を支える人づくり、(2)支え合いが広がる地域づくり、(3)安心な生活を支える仕組みづくりの3つを基本目標として位置づけ、重層的な支援ネットワークの構築と地域のつながりのさらなる充実を図ってまいります。

結びにあたりまして、本計画策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、ご尽力いただきました小鹿野町地域福祉計画策定協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました民生委員・児童委員、福祉事業者等の福祉関係機関・団体の皆様に心から感謝を申し上げます。



令和8年3月

小鹿野町長

社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会長

森 真 太 郎

目 次

第1章 計画策定について	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画に関わる法令について	2
第3節 計画の位置付け	5
第4節 本計画とSDGsとの関係	6
第5節 計画の期間	7
第6節 計画の策定体制	8
第2章 小鹿野町の現状と評価	10
第1節 小鹿野町の現状	10
第2節 第2期小鹿野町地域福祉計画と第2期地域福祉活動計画の評価結果と今後の方針	14
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方	23
第1節 基本理念	23
第2節 基本目標	24
第3節 施策の体系	25
第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の展開	27
第1節 基本目標1 地域福祉を支える人づくり	27
第2節 基本目標2 支え合いが広がる地域づくり	37
第3節 基本目標3 安心な生活を支える仕組みづくり	43
第5章 成年後見制度利用促進基本計画の施策の展開	59
第1節 成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と体系	59
第2節 成年後見制度利用促進基本計画の施策展開	60
第6章 再犯防止推進計画の施策の展開	63
第1節 再犯防止推進計画の基本目標と体系	63
第2節 再犯防止推進計画の施策展開	64
第7章 計画の推進	67
第1節 福祉計画の推進体制	67
第2節 福祉計画の進行管理	68
資料編	69
1 アンケート調査結果からみる小鹿野町の地域福祉の現状	69
2 小鹿野町地域福祉計画策定協議会条例	107
3 小鹿野町地域福祉計画策定協議会委員名簿	109
4 小鹿野町地域福祉計画策定委員会要綱	110
5 小鹿野町地域福祉計画策定委員会委員名簿	112
6 計画策定の経過	113

第1章 計画策定について

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、地域社会は人口減少、少子高齢化、地域住民の関係希薄化といった変化に直面しています。また、地域住民が抱える問題は、貧困や虐待、引きこもり、8050問題、ヤングケアラ一等の複雑化・複合化が進んでいます。地域に暮らす人がこうした深刻な課題に直面しても、安心して生活できることを目指す取組が「地域福祉」であり、こどもや高齢者、障害のある人、国籍を異にする人等、すべての住民が安全・安心に生活できるよう、地域のボランティア、住民、行政、関係機関・団体が連携し、地域の課題解決を行う取組です。

地域福祉を効果的に進める上で重要となるのが、自分自身や家族で問題を解決する「自助」、地域の自治会、ボランティア等の力で解決する「互助」、医療や年金、介護保険制度等で解決する「共助」、行政や公的機関のサービスで解決する「公助」それぞれを、課題に応じて単独で、もしくは適切に組み合わせることです。そのためには、町民や福祉に関わる様々な主体の強い連携が不可欠です。そして、この連携の基盤となる、地域のすべての人が互いを尊重し、生きがいを共に創ることができる社会を「地域共生社会」と呼びます。

「地域共生社会」は、「支える側」、「支えられる側」という一方的な関係をこえて、一人ひとりができる範囲で役割と居場所を持ち、互いに支え、支えられながら自分らしく暮らしていくことを目標としています。国は、この相互扶助の精神に基づく、持続可能な社会の実現を目指して、社会福祉法を改正し、地域福祉計画を個別の福祉計画の上位に位置付けとともに、包括的支援体制の構築への支援を行うこととしました。

令和7年度に最終年度を迎えた「第2期小鹿野町地域福祉計画」の後継計画である本計画では、このような地域の現状と国の示す方向性を踏まえつつ、現在の小鹿野町が抱える構造的な課題や地域福祉に関する町民の意識に対応する地域福祉施策を総合的に再構築しました。

また、社会福祉協議会の具体的な活動を示す「地域福祉活動計画」と一体化するとともに、認知症や障害等により判断能力が不十分な人の権利を守る「成年後見制度利用促進計画」と、犯した罪を償った人の社会での孤立や再度の犯罪を防ぎ、だれもが安全な地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けた計画である「再犯防止推進計画」を包含する「第3期小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定しました。

第2節 計画に関わる法令について

（１）地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉を計画的に推進するため、市町村が策定するものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条に基づき、市町村社会福祉協議会が中心となり策定するものです。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業

（２）成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 12 条に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されるものです。

この計画では、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害により、財産の管理や日常生活等に支障がある人が、財産管理や身上保護において不利益を被ることのないよう、成年後見人を選定する制度の利用促進を図るとともに、そのための体制整備を進めています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第 12 条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するために必要な事項

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める共に、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（３）再犯防止推進計画

「再犯防止推進計画」とは、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づき、地方公共団体が策定する地方再犯防止推進計画です。

本計画は、罪を犯した人が社会に復帰し、地域社会の一員として活躍できる社会の実現を目指すとともに、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて策定するものです。

国においては、令和５年３月に「第２次再犯防止推進計画」が閣議決定され、再犯防止施策のさらなる推進が図られています。この国の動きを踏まえ、小鹿野町においても、再犯防止対策を効果的に推進するため、「小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、取組を進めていきます。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第７条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

２ 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

第８条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画の位置付け

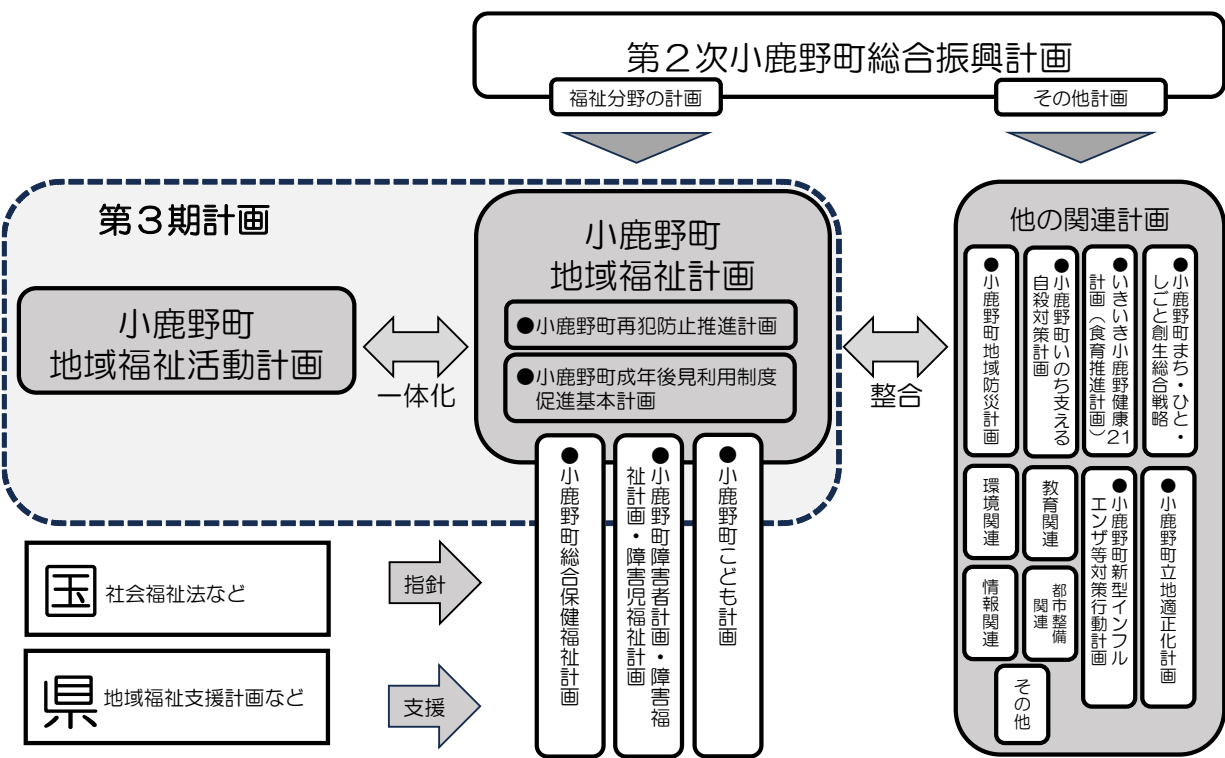
本計画は、「第2次小鹿野町総合振興計画」が掲げる将来像「文化の香り高く将来に躍動するまち」の実現を目指す分野別計画として位置付けられます。

社会福祉法及び近年の制度改正の内容を踏まえ、各分野における支援体制の整備、地域住民同士の相互扶助、関係機関との連携強化を図り、地域共生社会の構築を推進します。

地域に存在する複雑化・多様化する生活課題に対し、世代や国籍などをこえて支え合い、だれもが地域の一員として安心して暮らせる「助けあい、支えあう、こころ豊かなまちづくり」を進めるための基盤となる計画です。

また、本計画は、福祉分野の個別計画である「小鹿野町総合保健福祉計画」や「小鹿野町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」などの上位に位置付けられることから、これらの個別計画とも整合性を図りつつ策定を行います。

なお、計画の策定に当たっては、「小鹿野町成年後見制度利用促進基本計画」「小鹿野町再犯防止推進計画」及び「小鹿野町地域福祉活動計画」を「小鹿野町地域福祉計画」に包含して策定することとします。



第4節 本計画とSDGs との関係

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された SDGs とは、持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標であり、「貧困をなくそう」から始まる全 17 のゴール（最終目標）と 169 のターゲット（具体的目標）が設定されています。「第2次小鹿野町総合振興計画（後期基本計画）」は、SDGs との関連性を意識し取組を推進しており、その福祉分野を担う本計画も、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という理念を共有しています。

住民・関係団体・行政が一体となって地域福祉を推進することは、単に生活課題に対応することだけでなく、国際社会の課題を解決し持続可能な社会を実現するための取組を身近な地域から具体的に積み重ねていくことでもあります。

本計画では、SDGs の 17 のゴールを地域の福祉課題へと置き換え、多世代交流の促進、生活困窮者への支援、そして個人の尊厳を守る権利擁護といった各施策を横断的に展開していきます。これにより、持続可能な地域社会の構築を図るとともに、SDGs の目標達成に貢献していきます。

■■ 地域福祉計画と関係の深い SDGs のゴール ■■



第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、計画期間中に社会情勢や法的要請事項に著しい変化があった場合、また関連する他の計画との整合を図る必要が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととします。

計画名\年度	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
総合振興計画	第2次小鹿野町総合振興計画 後期基本計画（5か年）				第3次小鹿野町総合振興 計画前期基本計画		
地域福祉計画	第2期	第3期 小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画 （成年後見制度利用促進基本計画） （再犯防止推進計画） （5か年）					
成年後見制度利 用促進基本計画							
再犯防止推進 計画							
地域福祉活動 計画	第2期						

第6節 計画の策定体制

社会福祉法は第107条2項で「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民などの意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」と規定をしています。

本計画では、地域福祉を効率的に実行するために社会福祉協議会と連携して一体的な取組を策定することに努めました。

本計画に当たっては、町民からの生活実態と視点を正確に把握し、関係者の意見を幅広く聴取するため、以下の取組を実施しました。

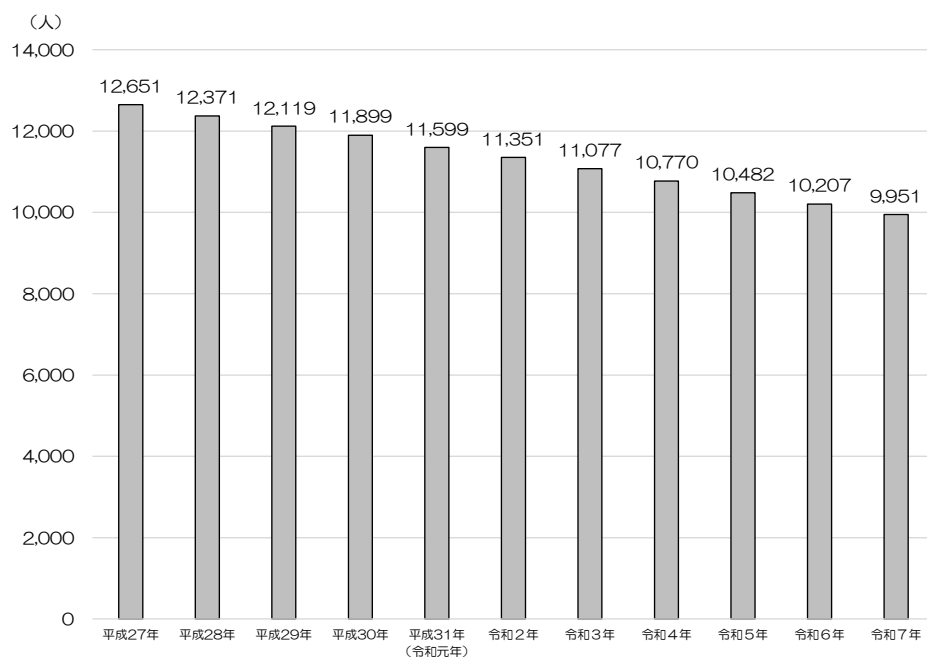
取組項目	取組内容
小鹿野町の地域福祉に関するアンケート調査	18歳以上2,500人を対象とした町民アンケートを実施しました。
地域福祉計画策定委員会	小鹿野町役場担当職員で構成される「小鹿野町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定内容の協議を行いました。
地域福祉計画策定協議会	町民の代表者、福祉関係者、行政関係者、町長が必要と認める者で構成される「小鹿野町地域福祉計画策定協議会」を設置し、計画策定内容の協議を行いました。
町民意見公募 (パブリックコメント)	計画案をホームページなどに公開し、町民からのご意見を集めました。

第2章 小鹿野町の現状と評価

第1節 小鹿野町の現状

(1) 総人口

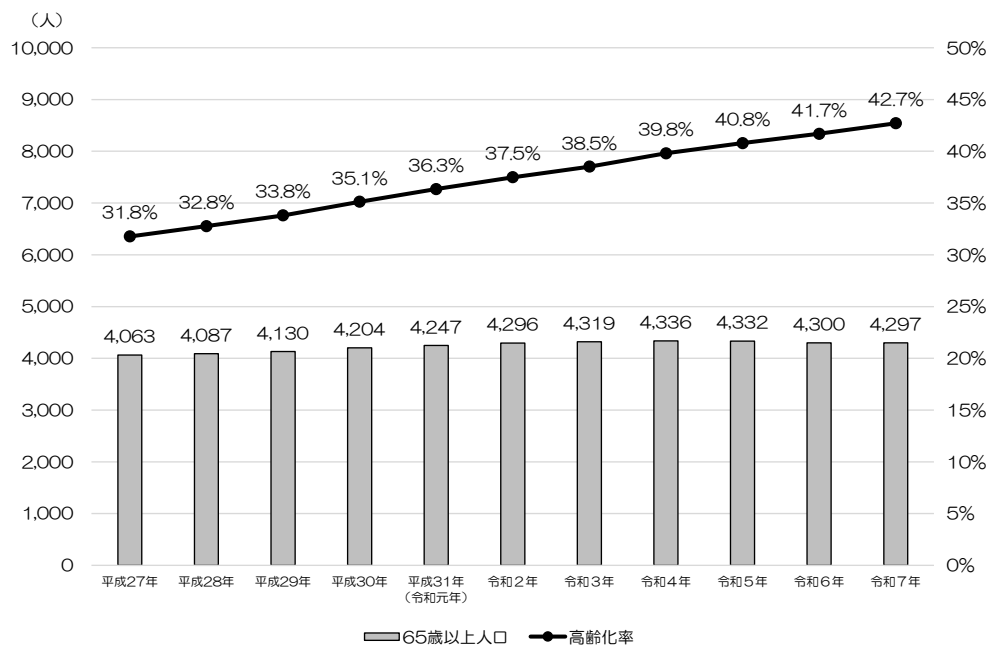
小鹿野町の総人口は、令和7年で 9,951 人となっています。総人口は年々減少してきており、令和7年に 10,000 人を割りました。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 高齢者人口と高齢化率

高齢者人口（65 歳以上の人口）は、令和 4 年まで増加し、令和 5 年から減少に転じています。しかし高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）は年々上昇しており、令和 7 年では 42.7%となっています。

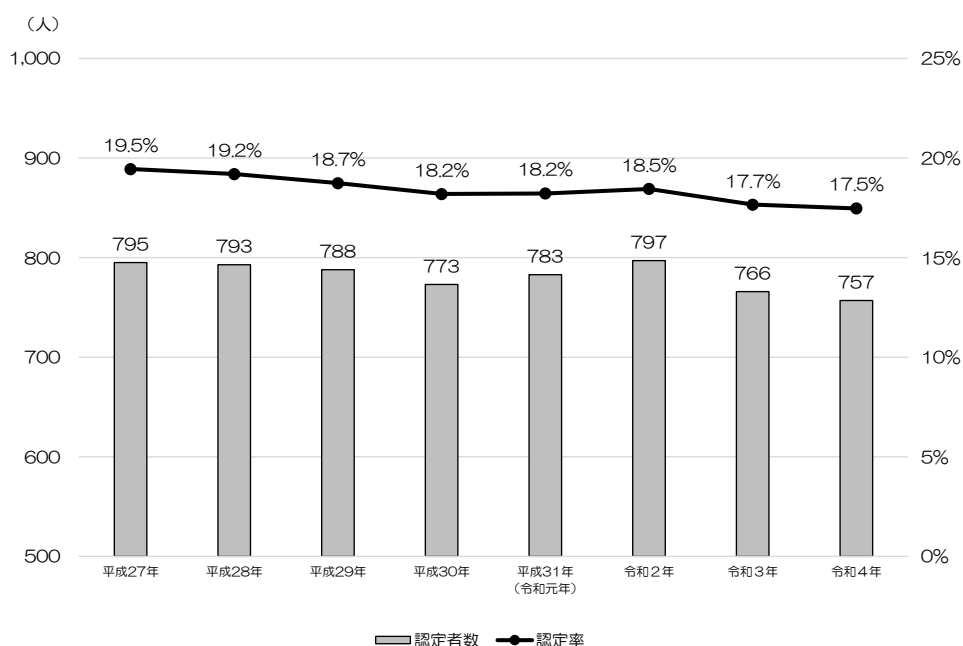


資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(3) 要介護認定者数と認定率

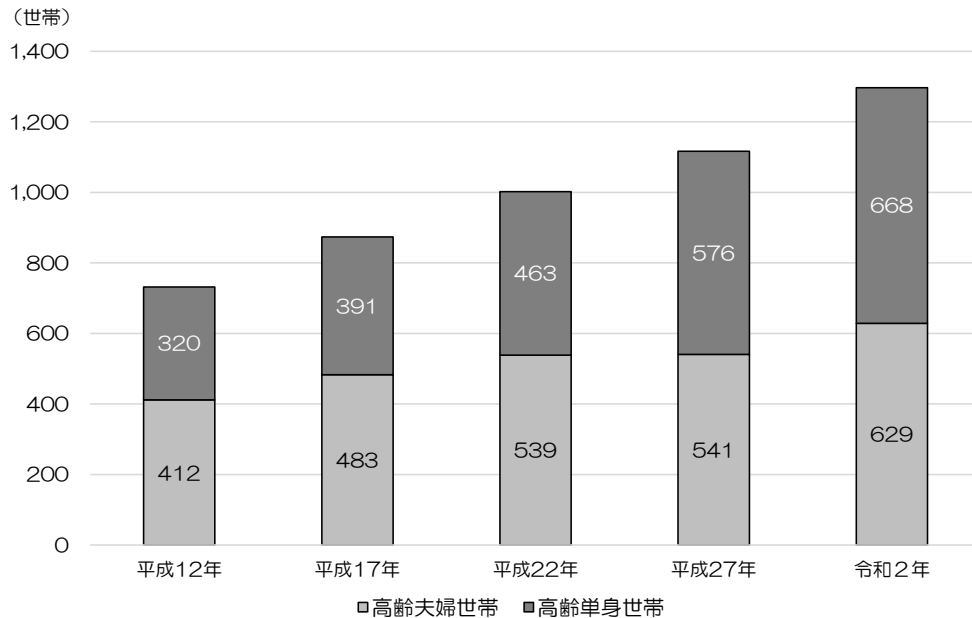
要支援・要介護認定者数、認定率は、共に令和 4 年まで減少傾向にあり、元気な高齢者が多くなっていることが想定されます。

（※認定率：65 歳以上人口に占める認定者数の割合）



（４）高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

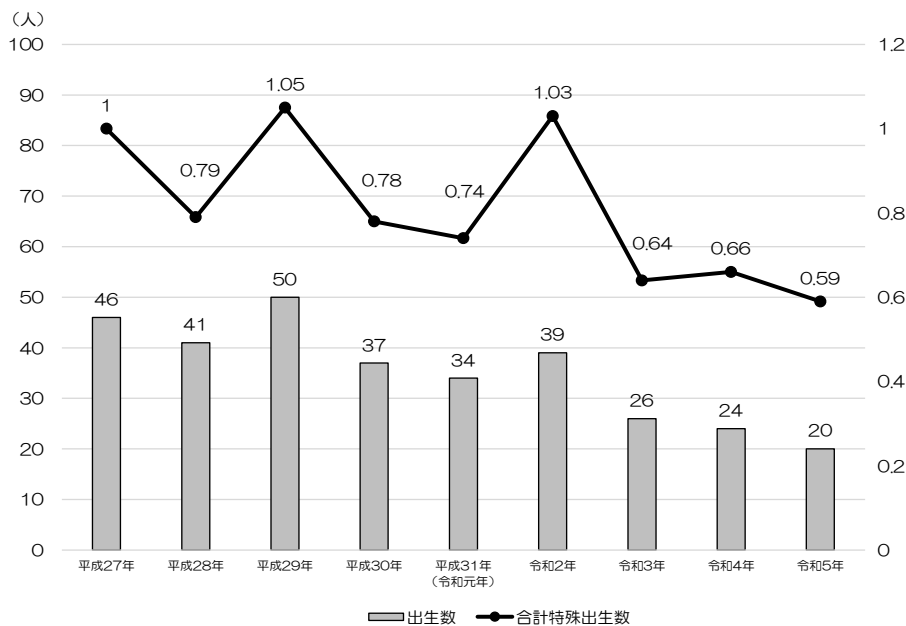
令和2年の高齢者単身世帯（65歳以上のひとり暮らし世帯）の数は668世帯、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦）の数は629世帯となっており、平成12年以降特に高齢単身世帯数の上昇が顕著となっています。



資料：国勢調査

（５）出生数と合計特殊出生率

令和5年の出生数は20人、合計特殊出生率は0.59で、出生数、合計特殊出生率とも年により増減はあるものの、全体としては減少傾向にあります。

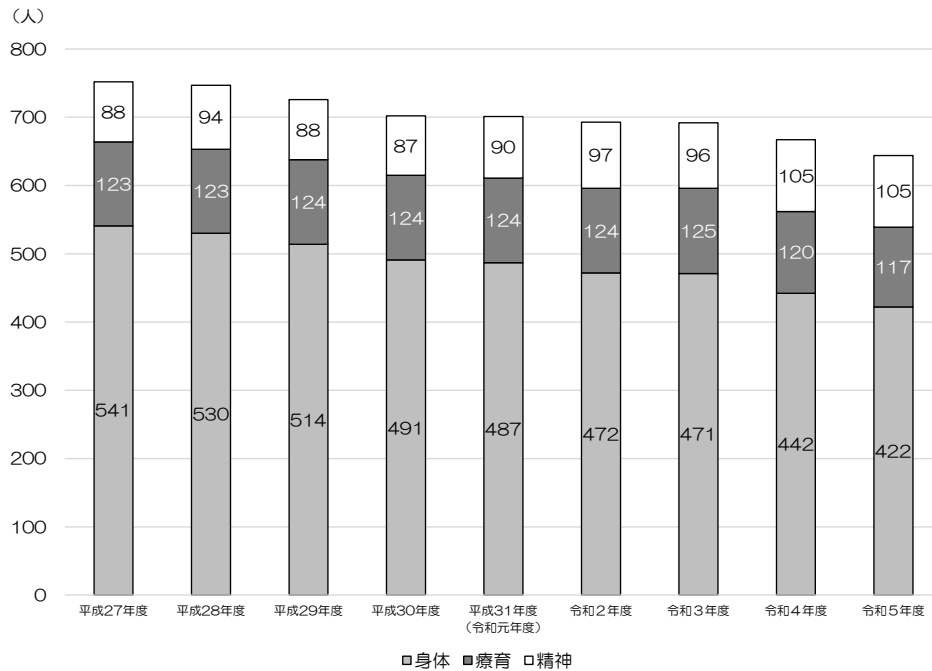


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

埼玉県保健統計年報（各年1月1日現在）

（6）障害者手帳所持者数

令和5年度の障害者手帳所持者の数は、身体障害者手帳が422人、療育手帳が117人、精神障害者保健福祉手帳が105人となっており、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は年々減少傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向となっています。



資料：身体・療育 埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

精神 埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

第2節 第2期小鹿野町地域福祉計画と第2期地域福祉活動計画の 評価結果と今後の方針

第2期小鹿野町地域福祉計画と第2期地域福祉活動計画に盛り込まれた事業について、次に示す成果と今後の方針の基準に基づき、それぞれの基準に該当する事業数を以下に示します。

<基準>

【第2期計画における事業の成果】

A：期待以上の成果をあげた	B：期待どおりの成果をあげた
C：期待どおりの成果をあげていない	D：実施していない

【第3期計画における事業の今後の方針】

A：事業の拡充	B：事業の継続
C：事業の見直し	D：廃止又は記載からの削除

<まとめ>

地域福祉計画

基本目標	成果				今後の方針			
	A	B	C	D	A	B	C	D
基本目標1	0	39	2	9	0	42	0	6
基本目標2	0	53	1	8	0	53	1	0
基本目標3	0	33	1	11	4	33	1	3
成年後見	0	10	0	6	0	10	0	0

地域福祉活動計画

基本目標	成果				今後の方針			
	A	B	C	D	A	B	C	D
基本目標1	2	14	2	3	2	18	1	0
基本目標2	0	13	0	2	0	13	0	2
基本目標3	1	3	0	0	1	3	0	0
社協施策	0	8	0	0	0	8	0	0

事業に該当する担当課の成果、今後の方針は、上記結果となりました。地域福祉計画では基本目標3のD評価が11と最も多く、その中でも「防災体制の整備」でD評価が4つありました。

また、地域福祉活動計画では、基本目標1のD評価が3つと最も多くなっていましたが、今後の方針では0となっています。

また、総合評価結果については次ページより示しています。

■地域福祉計画の評価結果

基本目標 1 福祉を支える地域と人づくり

基本方針	施策	成果	方針
1 福祉に関する理解・啓発とコミュニティづくりの推進	(1) 福祉に関する意識啓発の推進	B	B
	(2) コミュニティ組織の形成	B	B
	(3) コミュニティ拠点の整備	B	B
	(4) 地域ぐるみの各種取組の推進	B	B
2 地域福祉を担う人づくりとボランティアの推進	(1) ボランティア情報の提供	B	B
	(2) ボランティア人材の育成	B	B
	(3) ボランティア推進体制の整備	B	B
	(4) 集落支援員の配置	B	B
3 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 交流の場や機会の創出	B	B
	(2) 生涯学習・文化活動の推進	B	B
	(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進	B	B
	(4) 就労に向けた支援の充実	B	B
	(5) 老人クラブ活動の促進	B	B

基本目標2 地域を支える福祉の基盤づくり

基本方針	施策	成果	方針
1 地域ぐるみの支援体制の充実	(1) 地域包括ケアシステムの充実	B	B
	(2) 民生委員・児童委員等への支援の充実	B	B
	(3) 在宅介護支援センターの機能の強化	B	B
	(4) 日常生活自立支援事業の利用促進	B	B
	(5) 「想いでつなぐチームケア」の推進	B	B
2 サービス提供体制の充実	(1) 福祉サービス提供体制の充実	B	B
	(2) 相談支援の充実	B	B
	(3) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	B	B
	(4) 介護職員の確保と資質向上	C	C
	(5) 生活支援サービスの体制整備	B	B
3 保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 健康管理及び介護予防の取組の推進	B	B
	(2) 在宅医療・介護連携の推進	B	B
	(3) 地域医療体制の充実	B	B
	(4) 医療機関との連携強化	B	B
4 地域で支援が必要な人への対応の推進	(1) 見守り・安否確認の推進	B	B
	(2) 虐待予防対策の推進	B	B
	(3) ひとり親家庭への支援	B	B
	(4) 低所得者の生活支援	B	B
	(5) 生活困窮者への支援	B	B

基本目標3 安心できる生活の基盤づくり

施策	施策	成果	方針
1 安全な暮らしの基盤づくり	(1) 防災体制の整備	B	B
	(2) 避難行動要支援者名簿の充実	B	B
	(3) 防犯対策の強化	B	B
	(4) 交通安全対策の充実	B	B
	(5) 消費者保護の推進	B	B
2 だれもが住みよいまちづくりの推進	(1) 居住の場の整備	B	B
	(2) 公共交通・移動支援の充実	B	B
	(3) 利用しやすい公共施設の整備	B	B
	(4) 身近な公園・広場の整備	B	A
	(5) バリアフリーのまちづくりの推進	B	B

■成年後見制度利用促進計画の評価結果

基本目標 住み慣れた地域の中で自分らしく生き、権利が擁護される地域づくり

基本方針	取組	成果	方針
1 権利擁護支援に向けたネットワークの整備	(1) 中核機関の整備推進	B	B
	(2) 地域連携ネットワークの構築	B	B
2 権利が守られ、メリットを実感できる環境の整備	(1) 成年後見制度の周知啓発による利用促進	B	B
	(2) 成年後見制度の相談対応による利用促進	B	B
	(3) 利用者の把握と早期発見	B	B
3 だれもが安心して、成年後見制度を利用できる基盤の整備	(1) 町長申立ての実施	B	B
	(2) 後見報酬の助成	B	B

■地域福祉活動計画の評価結果

基本目標 1 福祉を支える地域と人づくり

基本方針	施策	成果	方針
1 福祉に関する理解・啓発とコミュニティづくりの推進	(1) 社会活動への参加・協力の推進	B	B
	(2) 地域における支え合い・助けあいの推進	B	B
	(3) 地域福祉計画やボランティア活動等の情報提供	B	B
	(4) 健康長寿のまちづくりの意識普及	B	B
	(5) 「生き方・暮らし方」について考える活動の推進	C	B
2 地域福祉を担う人づくりとボランティアの推進	(1) ボランティア活動の支援	B	B
	(2) 福祉教育と次世代ボランティア育成	B	A
	(3) 町民同士の支え合いの推進と活躍の場づくり	A	A
	(4) 担い手づくりと活躍の場づくり	D	B
3 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 老人クラブの活動の支援	B	B
	(2) 介護予防や交流活動の推進	B	B
	(3) 地域の多世代交流の場づくりの支援	B	B
	(4) 成年育成活動の支援	B	B

基本目標2 地域を支える福祉の基盤づくり

基本方針	施策	成果	方針
1 地域ぐるみの支援体制の充実	(1) 地域ぐるみの支援体制の充実	B	B
2 サービス提供体制の充実	(1) 相談体制の充実	B	B
	(2) 生活困窮世帯への生活支援	B	B
3 保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 地域における保健・医療・福祉の連携の仕組みづくり	B	B
4 地域で支援が必要な人への対応の推進	(1) 単身高齢者の見守り体制の充実	B	B
	(2) 自立した生活を送る支援	B	B
	(3) 障害のある人の生活支援の充実	B	B

基本目標3 安心できる生活の基盤づくり

基本方針	施策	成果	方針
1 安全な暮らしの基盤づくり	(1) 見守り体制の充実と環境整備	B	B
	(2) 地域の支え合いの推進	B	B
2 だれもが住みよいまちづくりの推進	(1) 移動支援の充実	A	A

法人体制の強化と安定した財源確保

基本方針	施策	成果	方針
1 組織の強化を図り、持続可能な経営と透明性を高める	(1) 評議員会・理事会の機能の充実と強化	B	B
	(2) 町民に信頼される社会福祉協議会を目指す	B	B
2 会費、寄付金、共同募金等の財源確保と有効活用	(1) 社協会員制度についての必要性の理解と協力を図る	B	B
	(2) 安定的な財源の確保を図る	B	B

第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

小鹿野町では、「第2次小鹿野町総合振興計画」が掲げる将来像「文化の香り高く将来に躍動するまち」の実現に向け、生活環境、産業、保健・医療・福祉、教育、文化、交流等の多岐にわたる分野で総合的なまちづくりを推進しています。

こうした総合的な取組を踏まえ、「第3期小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、子育て支援、高齢者支援、障害者支援等、町民の多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、地域コミュニティにおける交流や支え合いの力を高めることを目指します。

本計画は、小鹿野町の豊かな自然環境のもとで、町民が家族とともに健康で心豊かな生活を営むための大切な基盤である第1期地域福祉計画の基本理念、「助けあい、支えあう、こころ豊かなまちづくり」を、第2期計画に続き継承します。そして、自助・互助・共助・公助の考え方を施策に総合的に反映させ、町民一人ひとりが役割を持ち、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を推進します。

【基本理念】

助けあい、支えあう、
こころ豊かなまちづくり

第2節 基本目標

本計画では、基本理念を具体化していくため、次の3つの基本目標を定め、関連する施策・事業の着実な推進を図ります。

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

地域福祉を推進する主体は町民です。性別、年齢別、国籍別、障害の有無を問わず、すべての町民が地域福祉の大切さを理解して、地域福祉に関する意識を高く持つとともに、支え合う福祉社会を実現するため、地域福祉に関する啓発活動、地域のコミュニティづくりを進め、福祉を理解する人の拡大をしていきます。また、福祉に関するボランティア活動への支援や福祉活動を担う人材の育成・支援に努めていきます。さらに、地域コミュニティづくりを進める中で、生きがいづくりや社会福祉活動の活性化を図ります。

基本目標2 支え合いが広がる地域づくり

地域を取り巻く環境が年々変化し、行政のみでは対応が難しい、複雑かつ多様な生活課題や要望が増加しています。こうした状況を踏まえ、地域社会を構成する町民、ボランティア、企業、関係団体等の多様な主体が地域課題を共有し、力を合わせ、課題解決を図る「互助」の仕組みづくりが必要となっています。

小鹿野町では、この「互助」の視点を重要な柱と捉え、地域における町民と福祉関係団体との連携・支え合い活動を推進します。

基本目標3 安心な生活を支える仕組みづくり

町民の安全・安心の確保と地域包括支援体制の強化を基本とし、日常生活から緊急時・災害発生時まで、すべての町民が住み慣れた地域で安全かつ安定した生活を継続できる仕組みをつくります。

町民による自主防災・防犯組織の活動支援と活性化を図るとともに、避難行動要支援者名簿の活用を徹底し、個別避難計画の作成促進や支援体制の強化を通じて災害対応力を向上させます。

また、福祉サービスの提供体制を充実させ、保健・医療・福祉の関係機関との連携を深化・強化します。多職種との連携により、高齢者やこどもの虐待防止、生活困窮者等の複合的な困難を抱える人々に対する早期発見、見守り、介入を可能とする重層的な支援ネットワークを構築します。

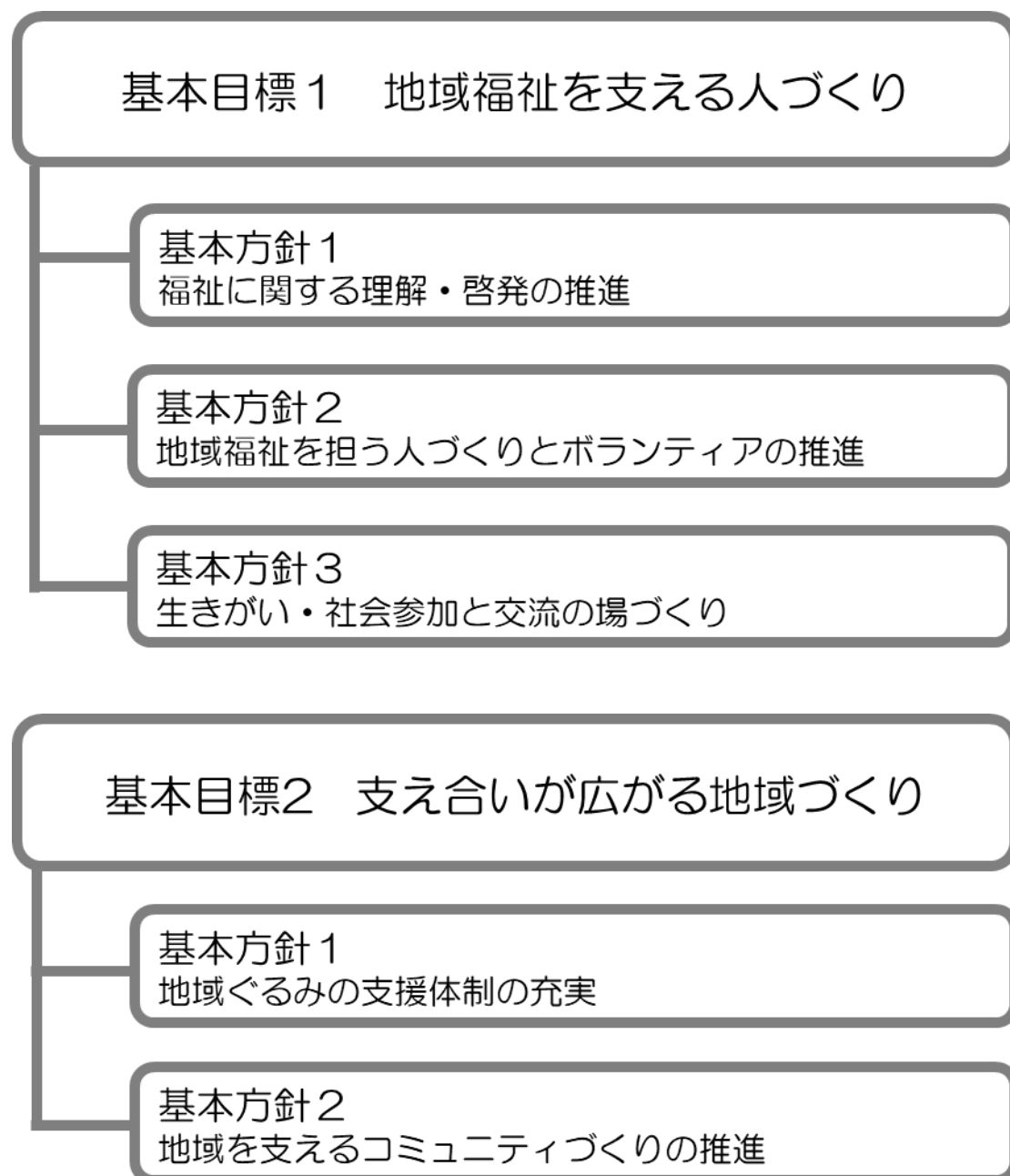
高齢者や障害者等が社会参加しやすいよう、公共施設、道路、公共交通におけるバリアフリー化を促進し、地域環境の整備を一体的に図ります。

これらの施策を一体的に推進することで、町民の安全を守り、地域包括支援を実現します。

第3節 施策の体系

本計画では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系を以下のとおりとします。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系



基本目標3 安心な生活を支える仕組みづくり

基本方針1
安全な暮らしの基盤づくり

基本方針2
だれもが住みよいまちづくりの推進

基本方針3
サービス提供体制の充実

基本方針4
保健・医療・福祉の連携の推進

基本方針5
地域で支援が必要な人への対応の推進

第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の展開

第1節 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

基本方針1 福祉に関する理解・啓発の推進

【現状と課題】

■本計画の策定にあたり、令和7年に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」）結果から、福祉への関心度について、「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせた『関心がある』との回答は70.2%でした。これは、令和2年のアンケート調査における62.7%と比較して高くなっており、町民の福祉に対する関心の高さを表しています。

この高い関心は、地域の支え合い機能を維持・強化していくことの重要性が、町民の間で強く認識されていることを示唆しています。

一方で、小鹿野町は、人口減少と高齢化が進行し、独居世帯や高齢者のみ世帯の増加、地域の担い手不足等の地域福祉を取り巻く環境は一層厳しくなっています。また、地域社会のつながりの希薄化や生活課題の多様化に伴い、従来の自治会活動や近隣住民による助け合いだけでは対応が困難なケースも増加しています。

このような状況を踏まえ、地域全体での支え合い体制を強化することが不可欠です。

町民一人ひとりが互いに助け合い・支え合う意識の形成を推進することが極めて重要となります。

小鹿野町では、将来の地域福祉を担う人材育成にも注力しています。小学校での高齢者疑似体験や車いす体験、中学校での職場体験学習等のこどもたちが福祉の現場と直接触れ合う機会を継続的に提供し、次世代の地域福祉の担い手となる力を育てています。

■近年の少子化や核家族化の進行により子育て世代が地域から孤立しやすい状況が生まれていることから、地域コミュニティの活力低下を招いています。子育て世代からの要望を受け、小鹿野町では保健師や助産師や保育士による家庭訪問や育児相談を実施し、子育て支援センターを中心に子育てにおける孤立感や負担感の解消を図るとともに、今後もこれらの支援を継続し、社会のすべての人がそれぞれの立場でこどもの育ちを支え、応援する「こどもまんなか社会」を推進します。

【施策の方向性】

○妊娠期から子育て期、高齢期に至るまで、町民一人ひとりが安心して地域で暮らし続けられるように支援体制を整備します。こども家庭センターや子育て支援センター、小地域福祉活動の自主サロン、自治会等を通じて、交流・相談・活動の場を充実させるとともに、

町民主体の活動を支援し、世代をこえてつながれる地域づくりと地域全体でこどもの育ちを支える「こどもまんか社会」を推進します。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 福祉に関する意識啓発の推進	○小中学校において福祉教育の時間確保に努めていき、こどもが福祉の現場と触れ合う機会を設けていきます。	学校教育課
(2) 地域ぐるみの各種取組の推進	○小鹿野町子育て支援センターを中心に、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ります。 ○社会のすべての人がそれぞれの立場でこどもの育ちを支え、応援する「こどもまんか社会」を推進します。 ○社会福祉協議会に委託しているふれあいいきいきサロンについて、身近な交流の場となるように町民とともに企画・運営を図ります。	こども課 生涯学習課 健康づくり課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 社会活動への参加・協力の推進	○町民からの会費・募金などを活用し、いきいきサロンや見守り活動、こどもたちの福祉教育、ボランティア支援等の身近な地域をよくするために役立てます。 ○関係機関と連携し、援助や支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていけるよう地域で支えていく福祉活動を展開します。
(2) 地域福祉活動やボランティア活動等の情報提供	○社会福祉協議会のホームページや社協だよりの内容を充実し、福祉の情報提供や発信に取り組みます。 ○社会福祉協議会で取り組んでいる事業や、地域の活動の様子などを社協だよりで伝えます。
(3) 健康長寿のまちづくりの意識普及	○小鹿野町が実施する介護予防事業に対し、社会福祉協議会として協力し、介護予防・健康づくり・支え合う地域づくりが一体になって進める環境づくりを行います。 ○「健康寿命の延伸」を目指し、いきいきと暮らせる地域づくりを支援するため、地域の集いの場などへ出向いて講話や各種講座を開催し、楽しみながら健康への関心を深める機会を図ります。
(4) 「生き方・暮らし方」について考える活動の推進	○2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上の人口が増加するとともに、認知症高齢者や独居高齢者の増加も見込まれます。これらを見据え、小鹿野中央病院などの専門機関と連携し、自分の望む医療や生活について家族や専門家と話し合う大切さを伝える講座や活動を展開します。

基本方針２ 地域福祉を担う人づくりとボランティアの推進

【現状と課題】

- 高齢化率の上昇と人口減少により、生活課題の重度化・複合化が進んでおり、地域の支援体制はこれまで以上に柔軟な対応を求められています。行政サービスに加え、地域ボランティアや町民活動の役割は年々大きくなっており、地域の担い手の発掘・育成や参加しやすい環境づくりが重要となっています。本計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように地域全体で支え合うボランティア基盤強化、町民参加型の地域支援の推進に取り組めます。
- アンケート調査結果では、地域活動やボランティアに「活動したことがない（現在していない）」理由の回答は、「仕事や家事などで忙しく時間がない」が 32.8%、次いで「きっかけがない」が 20.1%の回答があり、活動に参加してもらうためには支援体制の充実や関係機関との連携を行いボランティアしやすい環境の整備が必要となっています。
- 介護予防ボランティア「こじかクラブ」については、毎年養成講座により令和 7 年度までに 161 名の修了者を輩出し、地域の通いの場を中心に介護予防体操の実施や町民の健康づくりに貢献しています。クラブ員向けのフォローアップ研修は、活動継続の動機付けや情報共有の機会となっています。今後は、担い手不足の課題に対応するため、広報活動を積極的に行い、町内の多様な関係者と協力して参加者を増やしていき、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。
- 小鹿野町では、社会福祉協議会と連携して最新のボランティア募集情報や活動報告を随時発信しています。社会福祉協議会のボランティアセンター事業や福祉教育、地域支援活動と合わせて、社協だよりや社協ホームページに記事を掲載、関係機関の窓口に募集チラシを配置する等の町民がボランティアに参加しやすい情報提供体制を整えています。
- ボランティア活動への参加は、地域社会への貢献意欲を育むだけでなく、こどもたちの自立心や多様性の理解を深めるために重要です。小鹿野町では、夏休み期間に町民、小中学校・高校を対象とした「ボランティア体験プログラム事業」を実施しています。活動を通じて得た経験が将来、地域を支えるボランティアとしてつながるような継続的な取組が必要となります。また、町内の小中学校・高校では、地域の高齢者支援、保育所・こども園との交流等の学校段階に応じたボランティア学習が活発化しており、地域と学校が協働する取組、学校と連携した機会づくりを進め、ボランティア文化の定着を促していくことが重要です。
- 小鹿野町では、地域活動の担い手確保と町民参加の促進に向け、ボランティア団体への助成支援（3 団体）を行い、活動基盤の強化に取り組んでいます。しかし、共同事業の実施は人手不足により実施が出来ていないため、共同事業を行うための体制整備が重要となっています。

【施策の方向性】

- 社会福祉協議会と連携し、町民が最新のボランティア情報をいつでも確認できるよう、情報提供体制の強化を図ります。
- 将来の地域を支える担い手を育成するため、学校教育からボランティア活動への参加を促し、「ボランティア文化」の定着に努めます。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) ボランティア情報の提供	○広報紙やホームページ等を通じて、ボランティア活動の状況について広く周知するとともに、社会福祉協議会と連携し、随時ボランティアに関する各種の情報を提供します。	福祉課 健康づくり課
(2) ボランティア人材の育成	○ボランティア活動を活発化するため、研修会や講座等を通じて新規活動者の発掘や育成を図ります。 ○社会福祉協議会で実施している「支え合いボランティア事業～元気応援隊～」など有償ボランティアの育成と利用促進を図ります。 ○青少年による各種ボランティア活動への参加を促進するとともに、必要な支援を実施します。 ○介護予防ボランティア（こじかクラブ）の養成については地域に合った方法を支援できる体制づくりを進めるため、養成を継続していきます。	福祉課 健康づくり課
(3) ボランティア推進体制の整備	○ボランティア活動を推進する体制を強化するため、既存組織のネットワーク化や組織間の連携を密にするとともに、情報提供や相談機能の向上を図ります。 ○協働事業の実施などにより社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア活動推進のための体制整備に努めます。	福祉課
(4) 集落支援員の配置	○高齢化率の高い集落で、要支援者※世帯などの様々な生活課題に対応するとともに、ひきこもり者を抱える家族、そうした世帯や地域と行政機関等とのパイプ役を担う集落支援員の配置に努めます。	福祉課 健康づくり課

（※要支援者 日常生活の基本的な動作は概ね自分でできるが、生活機能の低下により支援が必要と認定された人。）

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) ボランティア活動の支援	○ボランティア団体の活動の推進と活性化のため、ボランティア活動の支援に対しての助成を行います。
(2) 福祉教育と次世代ボランティア育成	○夏休み期間中である7月～8月にかけて、町内の小・中・高校生及び市民を対象とした多様なボランティア体験を関係機関、施設と連携して開催します。 ○地域の互助活動への理解促進と生きがいづくりを目的としたボランティア育成講座を継続的に開催し、活動の担い手の確保や定着を支援します
(3) 市民同士の支え合いの推進と活躍の場づくり	○要介護状態や障害のある人などの自力で交通機関での移動が困難な人へ、日常生活の移送サービスを行います。 ○高齢者や障害のある人の日常生活上のちょっとした困りごとを、ボランティアがお手伝いする暮らしの助け合いを推進します。
(4) 担い手づくりと活躍の場づくり	○市民が自ら主体的に活動を起こすきっかけとなるような働きかけを行う担い手活動支援事業を実施します。

基本方針3 生きがい・社会参加と交流の場づくり

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、町内会・自治会に加入していると回答した人は、61.4%、町内会・自治会の行事に参加している人は「企画段階から参加している」と「概ね参加している」を合わせて 52.3%であり、町民の半数以上が地域活動への関与意識を持っていることが確認できます。しかし、地域の中での問題点として、小鹿野町は、人口減少と高齢者の増加が進んでおり、地域活動を支える担い手の確保が今後の課題となります。
- 高齢者や障害者の就労・社会参加の促進は、本人の生きがい向上と地域の活力維持につながる重要な取組となります。アンケート調査結果では、地域の中での問題点として「高齢化が進んでいる」が 68.3%と最も多くなっており、老人クラブや小鹿野町シルバー人材センターの活動の推進がより重要となります。
- 小鹿野町では、地域住民が気軽に集まり、健康づくりや交流を深められる場として、様々な活動を継続的に実施しています。子育て親子の交流は、子育て支援センターで実施し、こどもの遊び場としてみどりの村を拠点にプレーパークを行っています。こじか筋力体操は、町内の集会所で定期的に実施しており、高齢者の筋力維持や ADL の向上に加え、閉じこもり予防や介護サービスに頼らない自主的な集いの場として、社会的つながりの維持に寄与しています。生涯学習課では、町民劇場、文化講演会、文化祭（展）、将棋大会・囲碁大会等の多世代が参加できる文化イベントを開催し、町民の文化活動の振興と交流促進を図っています。12 月には、「ふる総イベント」を開催し、ステージイベント、ワークショップ等を通じて、地域内外の交流機会を創出しています。さらに、自主サロン活動への相談支援やボランティア派遣等の地域が主体となった交流の場づくりを支える取組も進めています。今後も、町民が生きがいや役割を実感できるよう、身近で参加しやすい交流の場を整備・充実させ、地域のつながりを一層強化していくことが重要です。
- 公民館活動や生きがい学級等を通じて、習得した知識や技能を地域ボランティア活動やまちづくりに活かせる仕組みを強化します。高齢者を含む町民一人ひとりが豊富な経験をもとに、講師として活躍できる仕組みをつくることで、生涯学習を単なる教養に留めず、地域社会への貢献と生きがいを連動させるまちづくりを進めます。
- 健康づくりと地域コミュニケーションの核となる社会体育施設・学校開放施設・総合運動公園は、小鹿野ロードレース大会や町民スポーツ大会等の活動を支えるため継続的に維持管理・利用推進しています。しかし、町民だれもが活動できるよう、施設の整備充実を図ることが課題となっています。現在活動している小鹿野町老人クラブ連合会は、グラウンドゴルフや社会奉仕活動、こどもたちとの交流事業等を通じて、高齢者の生きがいづくりと地域活性化に貢献しています。
- 小鹿野町シルバー人材センターに対し、小鹿野町では、高齢者の生きがいづくりと雇用創出を目的とした補助金を交付し、植木剪定や福祉家事援助サービス等の活動を通じて健康と生きがいを感じられる組織づくりを支援しています。また、障害のある就労希望者に対

しては、ハローワークや秩父障がい者就労支援センター（キャップ）等と連携し、障害者の適性・能力に応じた就労の場の確保を重要な課題として取り組んでいます。

【施策の方向性】

- 高齢化社会の課題に対応するため、高齢者の豊富な経験・技能を地域社会で最大限に活用し、町民一人ひとりが役割を実感できる仕組みを整備します。
- 町民が気軽に集まり、健康維持、交流、情報交換ができる居場所を地域全体に整備し、全世代のつながりを強化します。
- アンケートで確認された町民の地域活動への高い関与意識を具体的な行動に繋げ、地域運営への主体的参加を促す環境を整備します。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 交流の場や 機会の創出	○小鹿野文化センターは、小鹿野町の中核的なセンターとしてより安心・安全な環境整備を行うとともに、多様な生涯学習の機会を創出します。 ○様々な事業の開催により世代間交流を推進するとともに、町民に楽しみや生きがいを見いだしてもらえるよう展開します。 ○両神ふるさと総合会館は、生涯学習施設として今後も町民の交流の場として、事業を実施します。 ○集会所などを活用した各地域におけるサロン事業などの町民が気軽に参加できる事業を実施し、交流の場や機会の創出を推進します。 ○各種福祉サービス事業と連携した世代間交流の機会を設け、より積極的な交流を促進します。 ○限界集落など立ち上げ困難地域にも、地域にあった交流の機会を持てるよう進めます。	生涯学習課 商工観光課 健康づくり課 福祉課
(2) 子育て親子 の交流の場	○開放、ふれあい遊び、サーキット遊び、製作、発育計測、誕生会、庭や公園で遊ぼう、栽培収穫、食育活動、絵本の読み聞かせ等を親子で楽しく経験を広げながら交流できるよう支援します。	こども課 子育て支援センター
(3) 小鹿野町こ どもの遊び 場プレーパ ークの推進	○小鹿野町みどりの村を拠点に、こどもたちの自主性や冒険心を育み、いきいきと成長できる遊び場づくりを支援します。	こども課

施策名	施策内容	担当課
(4) 生涯学習・文化活動の推進	○小鹿野文化団体連合会や公民館クラブ等各団体の育成・支援を行うことでさらに連携強化を図り、各団体が講師として活躍することにより、高齢者や障害者の生きがいにつながるような事業展開をします。 ○福祉団体や企業等と協働した生涯学習事業を推進します。	生涯学習課 福祉課
(5) スポーツ・レクリエーション活動の推進	○町民がスポーツ・レクリエーション活動を身近な場で実施できるよう、各スポーツ施設の維持管理の継続及び利用を推進します。 ○幼児から高齢者までの各ライフスタイルに合った「いつでも」「だれでも」「どこでも」楽しめる生涯スポーツなどの普及や促進に取り組み、将来的な健康寿命の延伸を図ります。	生涯学習課 福祉課
(6) 就労に向けた支援の充実	○小鹿野町シルバー人材センターに対する支援を行い、登録者数の増加及び活動の充実を図るとともに、高齢者相互の支え合い組織としての活動を促進します。 ○福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）、秩父障がい者就労支援センター（キャップ）、地域の企業と協力し、障害者の雇用の促進に努めます。	福祉課
(7) 老人クラブ活動の促進	○社会福祉協議会と連携し、老人クラブ活動の活動状況を頻繁に紹介し、町民の理解を図るとともに、高齢者社会のリーダーとなるべき指導者の養成を図り、さらなる組織の充実を支援していきます。	福祉課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 老人クラブの活動の支援	○老人クラブは、高齢者相互の見守りや支え合いなど社会的な役割への期待が高まっています。老人クラブの活動状況を紹介し、活動の活性化や継続を支援します。
(2) 介護予防や交流活動の促進	○小鹿野町の委託事業として、各集会所を会場にして、介護予防の体操やレクリエーション等を行っています。気軽に参加できる地域の集いの場として内容の充実に取り組みます。
(3) 地域の多世代交流の場づくりの支援	○歩いて通える身近な場所で、町民が主体的に計画して定期的に集まり、交流を図る地域の活動の立ち上げや継続を支援します。

施策名	施策内容
(4) 青少年育成 活動の支援	○スポーツ活動を推進し、青少年の育成や交流の場づくりのため、各種スポーツ大会の助成を行います。 ○ひとり親世帯の親子の交流を図り、また地域社会とのつながりをつくる事業を開催します。 ○町民とともに地域の中に子どもたちが安心して集える居場所づくりに取り組みます。

第2節 基本目標2 支え合いが広がる地域づくり

基本方針1 地域ぐるみの支援体制の充実

【現状と課題】

- 小鹿野町は、高齢者が抱える課題の複合化が進む中、2040年問題などで要介護認定者などの増加が見込まれています。そのため、重度化防止に向けた体系的取組の強化として、「こじかクラブ」では、町民主体の予防活動の広がりを活かした地域ぐるみの介護予防推進、認知症初期集中支援チームの活用、見守り体制の整備、認知症カフェの拡充等を図り、医療・介護・福祉の専門職と町民が協働する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実に注力します。
- 小鹿野町では、小鹿野中央病院を中心に保健・医療・介護・福祉の多職種が連携して在宅療養支援体制を整備し、退院後の生活支援などを実施しているものの、全国的な課題である高齢者の課題が複合化することにより、既存サービスでは対応困難な事例が増加しています。そのため、地域包括支援センターの支援強化が求められており、医療・介護専門職不足や地域資源の偏りといった構造的な課題解決に向けて、関係機関との連携強化と、地域全体の支援体制の構築が必要となります。
- 民生委員・児童委員は、町民の生活課題に対応する重要な専門職として現在47名が委嘱されており、町民の相談援助及び関係機関への連携業務に従事しています。アンケート調査結果では、民生委員・児童委員を「知っている」又は「名前を聞いたことがある」と回答した町民が86.1%に達しており、その認知度は高い水準にあります。今後は、高い認知度を背景に、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との協働体制を強化し、民生委員・児童委員が地区担当職員と連携することで、支援を必要とする町民の早期発見と適切な支援に繋げることが重要となります。
- 地域包括支援センター又は在宅介護支援センターは、地域の中核機関として、要支援・要介護認定の適正な推進とケアマネジャーの資質向上を担っています。圏域ケア会議、医療・介護連携会議、緩和ケアカンファレンス等への積極的な参加を通じて、地域の実情に即した支援方法の検討や専門職間の情報共有を促進しており、今後は、認知症や医療的ケアが必要な利用者の増加に対応するため、個々の介護支援専門員の専門性向上を促すとともに、センター全体で統一的なケアマネジメントの質を維持・向上させる体制整備を強化していきます。
- 日常生活自立支援事業は、認知症の進行や障害等により、一部の判断に不安がある人に対し、判断能力を尊重しながら必要な部分のみを支援する仕組みであり、社会福祉協議会が窓口となって実施している事業です。この事業は、成年後見制度の利用者に比べ、より本人の判断力を尊重した支援を提供します。
近年の実績は、令和6年度契約2名、令和7年度契約2名となっています。

■小鹿野町では、「想いでつなぐチームケア」を基盤に地域包括ケアシステムを推進し、小鹿野町高齢者見守りネットワーク推進会議より、関係機関の連携強化に努めていますが、単身高齢者の増加により見守り体制の充実が課題となっています。

【施策の方向性】

- 高齢者の重度化防止を目標とし、町民主体の活動を活かした地域ぐるみの体制を強化します。
- 小鹿野中央病院を中心とした既存の多職種連携をさらに深め、課題が複合化する高齢者の事例に対応できる専門性の高い支援体制を図ります。
- 日常生活自立支援事業などの既存の社会資源を最大限に活用し、支援が必要な町民の早期発見と適切な支援に繋がります。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 地域包括ケアシステムの充実	○関係機関との連携強化に努め、町民一人ひとりのニーズに合わせた一層きめ細かい福祉サービスが提供できるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。	健康づくり課 福祉課 町立病院
(2) 民生委員・児童委員等への支援の充実	○地域包括支援センターとの連携を強化し、地域福祉の主要な担い手である民生委員・児童委員の活動を支援します。 ○民生委員・児童委員の支援の役割と負担が集中することのないよう、今後も生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）などの増員配置も推進していきます。	福祉課 健康づくり課
(3) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの機能の強化	○適正な要支援・要介護認定の推進及びケアマネジャーの資質の向上に向けて、小鹿野町直営の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所は、機能の強化を図ります。さらに、相互に連携し、相談体制を充実していきます。	福祉課 健康づくり課
(4) 日常生活自立支援事業の利用促進	○地域の実情に応じて、地域支援事業の必要な事業を組み合わせたり、高齢者の保健事業と一体的に進めることにより、高齢者の自立支援や重症化予防に取り組みます。	福祉課 健康づくり課
(5) 「想いでつなぐチームケア」の推進	○個々のケースにおいて本人の望む生活を実現させることを目指し、地域の民生委員・児童委員を含めたチームケアを進めます。また、地元商店、地域住民等に地域のインフォーマルな資源について、小鹿野町高齢者見守りネットワーク推進会議で検討します。	福祉課 健康づくり課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 町民同士が地域の課題について話し合う場づくり	○地域で行われている集いの場に出向き、地域の中の困りごとを行政の担当課や専門職へ助言などを仰ぎ、町民と行政のパイプ役を担っていきます。自分たちの地域をより暮らしやすくするために、つながり、見守り、居場所づくり等、町民の視点でその地域ならではの地域づくりに協力します。

基本方針２ 地域を支えるコミュニティづくりの推進

【現状と課題】

- 小鹿野町では、現在 67 行政区が地域コミュニティの基盤として活動しており、地域に根ざした多様な町民主体の取組を展開しています。全町的なコミュニティ活動を持続的に支えていくためには、行政区ごとの組織力の維持・強化が不可欠であることから、小鹿野町では地域活動の活性化を支援、継続実施しており、今後は、各行政区が担ってきた従来の地域コミュニティの価値を継承しつつ、町民が安心して暮らし続けられるような地域支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、NPO や地域団体、事業者等の多様な主体との協働を強化して地域の互助力を高めることで、町民主体の持続可能な地域づくりを進めていきます。
- 行政区を基盤とした地域コミュニティ活動の拠点であり、町民の交流、自治活動、防災拠点等の多様な役割を担う小鹿野町の集会所は、老朽化による安全性の確保や設備の未整備が地域活動の活性化を妨げる課題となっているため、「地域集会所改修事業費助成交付金」を活用した施設の改修支援を継続するとともに、適正配置に取り組みます。
- 小鹿野町では、高齢化に伴い、日常生活における地域でのつながりづくりや見守り体制の強化が重要となっています。ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティ機能の低下が進む中、身近で気軽に参加できる交流機会の確保は、地域福祉を推進する上で必要となります。

このような状況を踏まえ、小鹿野町は社会福祉協議会へ委託し、町民が主体的に企画・運営に参加しながら交流を深められる「ふれあい・いきいきサロン」の活動を推進しています。令和 6 年度には、町内で 93 回開催され、町民が気軽に集い、交流や健康づくり活動に参加できる機会を大きく広げることができました。

本計画においても、この成果をさらに発展させ、地域の多様な主体と協働しながら、町民自らが企画・運営に関わる仕組みを強化します。これにより、だれもが身近で安心して参加できる交流の場づくりを進め、地域全体での支え合い体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

- 地域のつながりと町民参加は、地域福祉の基盤であり、本計画でも町民が支え合う仕組みづくりを進めます。小鹿野町では、行政区を基盤とした地域組織の形成、集会所の整備、サロン活動の充実等の取組を展開しており、これらを踏まえ、地域福祉に関する啓発や参加促進に取り組み、だれもが地域活動に参加できる環境を整備するとともに、町民主体のコミュニティづくりを推進します。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) コミュニティ組織の形成	○現在町内に 67 ある行政区を基盤とした地域に根ざしたコミュニティ組織の形成を図るとともに、町民、NPO、事業者等の地域社会を構成する様々な主体が力を合わせ、地域の課題を解決する互助の仕組みづくりを進めます。	総務課
(2) コミュニティ拠点の整備	○地域コミュニティ活動の拠点として、地域の集会所などを有効利用できるよう、改修や適正配置に取り組みます。 ○高齢化が進んでいる地区については、地域の人が集まりやすいような施設の提供を行います。	総務課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

(1) 地域における支え合い・助けあいの推進	○それぞれの人が歩行可能な生活圏での「集い」「見守り」「生活支援」を進めるため、各地域の特性を活かした活動を支援します。 ○町民が主体的に行う「自主サロン」の継続性を高め、自主サロンを通じて声かけや見守り活動につながるよう、地域活動を支援します。
------------------------	--

第3節 基本目標3 安心な生活を支える仕組みづくり

基本方針1 安全な暮らしの基盤づくり

【現状と課題】

- 町民の生命と安全を確保し、持続可能な地域社会を維持していくため、頻発化する自然災害（地震、風水害等）やあらゆる緊急事態に対し、より実効性の高い「危機管理体制の強化」が課題となっています。小鹿野町では、令和6年度に土砂災害ハザードマップを再整備し全世帯に配布、令和7年度に「避難情報の判断・伝達マニュアル」を見直し、庁内伝達経路の明文化や避難指示の文例を作成するとともに、避難行動要支援者名簿を整備し毎年更新しています。区長や民生委員・児童委員等に情報共有を行っていますが、今後は、整備されたハザードマップやマニュアルに基づく町民への実践的な周知・訓練を強化し、要支援者名簿の情報共有に留まらず、自主防災組織との連携を密にした地域「共助」による具体的な支援体制の構築を図るとともに、職員の危機対応能力を向上させるための質の高い実践訓練の実施が課題となっており、これらを通じて、各種災害の防備と自主防災組織の充実、高齢者や障害者等の要援護者対策を含めた体制の強化を推進します。
- アンケート調査結果では、避難場所を「知らない」と回答した人が14.4%、「わからない」と回答した人が15%おり、今後の対策として戸別受信機の無償貸与や防災行政無線デジタル化を活かし、ハザードマップと連携した避難情報や啓発コンテンツの多角的な提供を強化する一方、新たに結成された自主防災組織を含め、活動支援（物品補助等）を地域特性や高齢化に対応した訓練内容の促進にシフトし、町内全域の防犯カメラ設置（公共・個人補助）という既存のインフラ整備に加え、地域コミュニティの連携強化を総合的に進める必要があります。
- 町民の交通手段は自家用車に大きく依存しており、保有台数の増加と高齢化に伴う高齢ドライバーの増加は、交通事故リスクを高める主な要因です。小鹿野警察署管内では、令和4年に人身事故が12件、物件事故は236件発生しており、高齢者の事故増加が大きな課題となっています。この状況を踏まえ、現在は交通指導員や交通安全協会、自転車安全利用指導員等の活動及び県・警察との連携による啓発と対策を推進していますが、今後さらに高齢者に配慮した、地域の実情に基づいた具体的な交通安全対策を充実・強化していく必要があります。
- 小鹿野町では、近年増加する高齢者などの消費者被害防止のため、民生委員・児童委員による安否確認、福祉有償運送への補助、小鹿野町高齢者見守りネットワーク会議の開催、消費者被害サポーターの養成等の関係機関による地域ぐるみの見守り・生活支援体制の整備と強化を進めています。しかし、この取組は、関係者間の連携強化や見守る側への啓発が中心であり、高齢者やこども・生徒等の当事者に対する直接的かつ継続的な消費者被害防止教育の機会が不足しています。今後は、既存のネットワークを活用しつつ、情報提供と相談支援体制のさらなる充実を図ることで、すべての町民が安心して生活できる環境づ

くりを推進する必要があります。

【施策の方向性】

○ハザードマップやマニュアルに基づき、要支援者の個別避難計画と連動した、地域特性に応じた実践的訓練を実施し、町民と職員の災害対応力を向上させます。

○高齢者に配慮した地域の実情に基づく交通安全対策を充実させるとともに、消費者被害防止教育を強化し、防犯カメラなどのインフラを活用して町民全体の安心・安全に努めます。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 防災体制の整備	○大規模な地震や台風、豪雪等による災害発生時において、適正な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者、被災者等の支援対策の検討を行います。 ○災害発生時などの非常事態の際に、災害情報が町民に漏れなく正確に伝わるよう、非常時の通信網の維持管理に努めます。 ○防火・防災意識の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、町会や消防団経験者による自主防災組織の編成を促進するなどの自助・互助機能向上を図ります。 ○災害発生時に円滑に避難・援助が行われるよう、日頃からの消防団・自治会等と地域包括支援センターの連携に努めます。 ○避難行動要支援者等支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の設置を拡大します。	総務課 福祉課 健康づくり課
(2) 避難行動要支援者名簿の充実	○台風やゲリラ豪雨等の自然災害に備え、避難行動要支援者名簿を充実し、避難行動要支援者の支援を引き続き実施します。また、避難支援計画（個別台帳）の作成に努めます。	福祉課
(3) 防犯対策の強化	○町民の防犯意識の高揚を図るとともに、多様化する犯罪行為の未然防止を図るため、町民ネットワークを活用した防犯体制の強化や防犯推進団体の育成を図ります。	住民生活課
(4) 交通安全対策の充実	○交通安全推進団体の育成と活動強化、ドライバーなどへの交通ルール遵守の周知に努めます。 ○高齢者に対して、加害者や被害者とならないよう、交通安全教育の普及に努めます。	住民生活課
(5) 消費者保護の推進	○幼児期から高齢期までを通じて、それぞれの時期に応じ、学校、地域、職場等において消費者教育を一体的に推進します。 ○民生委員・児童委員協議会と連携し、単身高齢者や要援護者世帯の個別訪問等による啓発活動を推進します。	商工観光課 福祉課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 見守り体制の 充実と環境整備	○高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの世帯が今後ますます増加することが予測されます。そのため、地域の中での見守りや声かけ等を充実し、安心して生活できる環境づくりを進めます。
(2) 地域の支え合いの促進	○歩いて行ける生活圏での「集い」「見守り」「生活支援」を進めるため、それぞれの 地域の特性を活かした活動を支援します。町民が主体的に行う「自主サロン」の継続性を高め、声かけや見守り活動につながるよう取り組みます。 ○高齢者や障害のある人の日常生活上の「ちょっとした困りごと」を、ボランティアがお手伝いする暮らしの助け合いを推進します。

基本方針２ だれもが住みよいまちづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢化と交通手段の課題に対応するため、建て替え時のバリアフリー住宅整備を行うことで、すべての町民が安全・快適に暮らせる地域共生社会の実現を進めるためには、既存の助成制度の周知徹底と、町民同士の相互扶助を促す地域福祉活動の活性化が重要となります。
- 小鹿野町では、身近な商店の減少、高齢化、自家用車非保有世帯の増加といった要因により、アンケート調査結果では、定住意向のない層の70.9%が「生活がしにくい」、44.7%が「通勤・通学が不便である」の回答があり、日常生活の移動困難が課題となっています。そのため、単独での移動が困難な人の通院・買い物などを支援する社会福祉協議会の福祉有償運送事業（ハッピー・パートナー）や、公共交通空白地域の解消と利便性向上を目的として町民だれでも利用可能な予約制デマンド型乗合タクシーの運行を実施し、移動手段の確保と定住しやすい環境の整備に取り組んでいます。
- アンケート調査では、移動販売の利用意向が31.7%と高かったことを踏まえ、小鹿野町は、地域移動販売事業への補助金交付を継続・強化することで、高齢者などに食料品や日用品の購入が困難な地域への支援を推進していきます。また、地域の実情に応じた柔軟な支援を行い、持続可能な生活インフラの維持を目指します。
- 「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公的建築物のバリアフリー対策の実施や、遊具の安全点検、公園の草刈り・除草物品支給といった維持管理活動を行っている現状において、令和3年に策定された「小鹿野町公共施設等個別計画」では、老朽化対策と合わせた効率的な施設更新・再編を進める中で、バリアフリー化の視点を優先事項の一つとして位置付け、未対応施設の改修・廃止判断する必要があります。また、高齢化が進む小鹿野町では、この個別計画の実施を契機として、道路、公園、公共交通機関を含む多岐にわたる分野で、すべての町民が日常的に利用しやすい移動・生活環境を実現するため、包括的かつ継続的な整備体制への強化が重要となります。

【施策の方向性】

- こどもや高齢者、障害者等のだれもが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化に努めるとともに、安心して暮らせる居住環境の整備を図ります。
- 町民の生活水準を維持・向上させるため、地域間の接続性を高める道路整備と、需要に応じた運行が可能な公共交通を含む移動手段の確保、公共交通ではカバーしきれない移動ニーズに対応するための移動支援の提供を図ります。
- 高齢者・障害者等も含め、多様な人々が将来にわたって快適に移動・生活できるよう、コンパクトプラスネットワークの考え方に基づく立地適正化計画の推進に努めます。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 居住の場の整備	○町営住宅については、高齢者、障害者やその家族が安心して暮らせるよう、バリアフリー化にも充分配慮した建て替えを推進します。 ○障害者の地域生活移行を進めるため、広域的にグループホームでの「住まいの場」の設置を促進します。	まちづくり推進課 福祉課
(2) 公共交通・移動支援の充実	○こどもや高齢者、障害者等のだれもが利用しやすいよう、バス路線の改善に努めます。 ○社会福祉協議会で運営している福祉有償運送(ハッピー・パートナー)について、より多くの人の利用につながるよう周知に努めます。 ○デマンド型乗合タクシーの充実に努めます。	福祉課 総合政策課
(3) 利用しやすい公共施設の整備	○小鹿野町の公共建築物について、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図るとともに、適正配置を図ります。 ○遊休公共施設を、介護予防や健康づくり事業の場としての活用を図るため、施設の整備・利用を検討します。	総務課 建設課 福祉課 健康づくり課 まちづくり推進課
(4) 身近な公園広場の整備	○小さなこどもたちから高齢者まで、だれもが安心して安全に憩える身近な公園や遊歩道整備を推進します。	商工観光課 福祉課 こども課
(5) バリアフリーのまちづくりの推進	○こども、高齢者、障害者等が安心して買い物を楽しめるよう、バリアフリーの商店街づくりを推進します。 ○新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備、障害者などに配慮した歩道の整備に努めます。	商工観光課 建設課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 移動支援の充実	○高齢者ドライバーの増加により、高齢者の交通事故の増加や運転免許の自主返納の増加も予想されることから、日常生活の移動困難に配慮した移動支援の充実を図っていきます。

基本方針３ サービス提供体制の充実

【現状と課題】

- 小鹿野町では、急速な高齢化の進行や単身・高齢者夫婦世帯の増加に伴い、高齢の親とひきこもり状態にあるこどもが同居する「8050 問題」や、子育てと親の介護を同時に担う「ダブルケア」などの生活課題が複雑化しています。前回計画においても、地域の支え合い体制や相談機能の充実を掲げてきましたが、近年は、こうした複合的な生活困難に対応するため、より一層の相談支援体制の強化が重要となります。

小鹿野町では、地域包括支援センター・こども家庭センター・社会福祉協議会等の関係機関が連携し、早期発見と継続的支援につながる仕組みづくりを進めています。また、ひきこもりに関しては、実態把握に向けた調査や関係機関連携による支援体制の整備を進め、家族のみでは解決が難しい課題に対して、専門的支援につなぐ体制づくりが必要となっています。これらの状況を踏まえ、小鹿野町では町民一人ひとりが安心して暮らし続けられるよう、地域全体で見守りと相談支援を強化し、複合化した生活課題に切れ目なく対応する体制の充実を図ります。

- 秩父地域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）では、相談支援事業所への委託や月 1 回の秩父地域自立支援協議会相談支援連絡会議の開催を通じて効率的な支援体制を維持していますが、近年、高齢化の進行による独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴う障害福祉サービスと介護分野の連携ニーズの高まりや、現役世代人口の減少に伴う人材不足から相談支援体制の持続性が課題となっています。今後は、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた中長期的な検討を進めつつ、構築されつつある地域包括支援センターや医療機関との連携ネットワークを活かし、障害分野と高齢者分野が連携した包括的な相談体制の強化と、町民が安心して暮らし続けられるためのサービス・人的基盤の充実を図る必要があります。

- 子育てに関してアンケート調査結果では、身近な地域の主な問題点として「こどもの数が減っている」ことが 61.5%で前回結果よりも増加していることから、少子化が小鹿野町の大きな課題として町民にも認知されています。

小鹿野町では、今後もこれらの保育サービスの充実と経済的支援に加え、「小鹿野町こども計画」（令和 7 年 3 月策定）の理念である、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できる「かがやく未来へ おがの人づくり」の実現を目指しています。そのために保育サービスのさらなる充実とともに、地域ぐるみでのこども・子育て支援を強化していく必要があります。

【施策の方向性】

- 「8050 問題」などの複雑化・長期化する生活課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、早期発見から専門的・継続的な支援へとつなぐ仕組みを推進します。
- 少子化対策を地域全体の重点として、保育サービスの充実、経済的支援の強化に加え、地域全体でこどもを見守り育てる地域ぐるみの子育て支援体制の推進を図ります。
- 町民の孤立防止、地域の助け合い文化の継承に向け、自治会、民生委員・児童委員、地域団体との連携を強化し、見守り体制の充実と地域福祉活動の活性化を推進します。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 関係機関の連携による包括的な福祉サービス提供	○社会福祉サービスの円滑な提供が一体的かつ包括的に実施できるよう、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や福祉事業者等の関係機関との連携強化に努めます。	福祉課
(2) 相談支援の充実	○高齢者や障害者などが総合的なサービスを容易に利用できるよう、相談支援事業の充実と利用促進を図ります。 ○秩父地域自立支援連絡協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワークづくりを推進します。 ○連携のとれた窓口対応で、複雑な生活課題への対応に努めます。	福祉課 健康づくり課 住民生活課
(3) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	○一人ひとりの状態を十分に考慮したホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどのきめ細かい在宅介護サービスの提供を推進します。 ○要支援・要介護認定者へ、より良質で効果的なサービス提供ができるよう、ケアマネジメントの質の向上を図ります。 ○介護予防事業や自立支援・重度化防止に向けた取組を推進します。 ○「小鹿野町こども計画」に基づく保育サービスや子育て支援事業の充実を図ります。 ○障害者のニーズに対応した適切なサービス提供ができるように、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて、広域的に提供体制の充実を図ります。	健康づくり課 福祉課 こども課
(4) 介護職員の確保と資質向上	○訪問介護における人材の確保と資質向上に努めるとともに、中長期的な視点から介護職員にとって働きがいのある職場環境の創出を目指します。	健康づくり課 福祉課

施策名	施策内容	担当課
(5) 生活支援サービスの体制整備	○社会福祉協議会と協働し、地域住民や商店、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、NPO等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。	福祉課 健康づくり課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 相談体制の充実	○身近な暮らしの相談窓口として、暮らしの困りごとに対応します。 ○町民一人ひとりのニーズに合わせて福祉サービスを提供できるよう、関係機関と連携を図ります。
(2) 生活困窮世帯への生活支援	○生活に困窮している低所得世帯の経済的な安定を図り、生活の立て直しや自立した生活に向けて生活費の貸付を実施します。 ○個々の状況に即した福祉サービスや制度の紹介や活用等、関係機関と協働による相談や支援活動を推進します。

基本方針4 保健・医療・福祉の連携の推進

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、日ごろ不安に思っていることについて「老後の生活や介護に関すること」が61.4%、「自分や家族の健康に関すること」が57.0%と、町民の日頃の不安の上位を占めています。また、令和7年での高齢化率 42.7%と高い数値が確認されており、小鹿野町では「第9期総合保健福祉計画」に基づき、小鹿野中央病院を中心とした多職種連携による退院支援や、地域ケア会議実施による支援体制を構築しています。同時に、ちちぶ定住自立圏事業として1市4町が郡市医師会と連携し、「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の深化を圏域全体で進めています。
- 小鹿野町は、少子高齢化の伸展と地域医療に対する町民ニーズの多様化を背景に、小鹿野中央病院と保健福祉センターとの連携を強化し、疾病の予防から在宅医療への移行に至るまでの支援をしていきます。具体的なものでは、日頃から自分の健康に興味を持つため、健診の受診などの予防医療の充実、重症化予防及び病院のシステムを通じた多職種連携を推進することで、町民一人ひとりのニーズに合わせた地域包括ケアシステムの確立と保健・医療・福祉サービスの一体的提供を図ります。加えて、質の高い広域的な医療体制を確保するため、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会、秩父地域の病院や診療所との密接な情報交換・技術交流に加え、大学医療機関などと業務提携を深め、引き続き関係機関と連携して体制の充実を図る必要があります。
- 高齢化による認知症増加に対応するため、小鹿野中央病院を中心に、小鹿野町高齢者見守りネットワーク推進会議や広域連携を含む認知症の早期発見・支援ネットワークの強化を推進しています。また、各種カンファレンスや相談受付体制を整備し、質の高い緩和ケアを提供しています。さらに、継続している人生会議（ACP）講演会を通じて、町民への啓発と医療機関・地域社会との連携強化を図り、地域医療提供体制の充実を目指します。

【施策の方向性】

- 町民の最大の不安要素である「老後の生活や介護」や「健康」への対応と、高い高齢化率という現状に対し、小鹿野中央病院を中心とした既存の多職種連携体制をさらに強化し、町民ニーズに応える医療・福祉サービスの充実を図ります。
- 町民が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、予防医療から在宅ケアまで一体的な地域包括ケアシステムを確立し、サービスの充実を図ります。
- 2040 年に向けて包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の包括的な確保を図っていく必要があります。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 健康管理及び介護予防の取組の推進	○疾病の予防や早期発見のため、健康診査やがん検診の受診、保健師・管理栄養士・健康運動指導士の個別支援による健康管理とともに、高次脳機能障害、認知症（若年性認知症を含む）等も含めた多職種による相談体制の充実を図ります。 ○高齢になってからも元気に自立した生活ができるよう一般介護予防事業、認知症予防事業など高齢者全体を対象とする介護予防事業を一体的に推進します。	健康づくり課
(2) 在宅医療・介護連携の推進	○医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医師会などの協力を得ながら日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制整備を図ります。	健康づくり課 福祉課 町立病院
(3) 地域医療体制の充実	○小鹿野中央病院について、地元医療機関である秩父地域の病院や診療所、秩父郡市医師会との連携推進により情報交換や技術交流などを密接に行い、広域医療体制の充実を図ります。 ○引き続き、関係機関などで連携し広域医療体制の充実を図ります。	町立病院
(4) 医療機関との連携強化	○小鹿野中央病院だけでなく、町内医療機関及び町外の専門的な医療機関との連携を強化していきます。 ○小鹿野中央病院や主治医と連携し、訪問看護や訪問介護、介護支援専門員等とともに在宅での看取り、終末期ケアを推進します。	健康づくり課 福祉課 町立病院

【地域福祉活動計画 施策の展開】

施策名	施策内容
(1) 地域における保健・医療・福祉の連携の仕組みづくり	○一人ひとりの暮らししていく上での困りごとに、社会福祉協議会の事業などを活かして、インフォーマルな支援を広げます。 ○公的な福祉サービスなどの関係機関と連携を図り、だれもが安心して暮らすことのできるような地域づくりを進めます。

基本方針 5 地域で支援が必要な人への対応の推進

【現状と課題】

- 小鹿野町では、医療機関の医師を会長とする「小鹿野町高齢者見守りネットワーク推進会議」を法定協議会化し、民生委員・児童委員による緊急通報システムと連携した組織的な安否確認体制を確立していますが、近年では、この多職種連携を、緊急時対応だけでなく消費者被害の未然防止や生活困窮など複合的な課題への支援にまで強化する必要があります。また、社会福祉協議会と連携し進めている、地域住民による支え合い活動による持続的な担い手の確保とサービスの多様化を図るとともに、見守りで把握された閉じこもり傾向のある高齢者を地域活動やサロンへの参加を促すなどの具体的な施策を充実させ、実効性のある介護予防へと繋げることが、高齢者福祉では重要となります。
- こども、高齢者、障害者等への虐待防止と早期発見・対応を課題とし、虐待発生時の対応マニュアルを整備し、警察等関係機関との防止ネットワークを構築しています。要保護児童対策地域協議会を通じて情報共有を図り、早期の支援に努めています。また、人権擁護委員による人権相談、啓発活動、職員人権研修会を実施し、意識啓発を推進し、プライバシー保護のための本人通知制度の周知や地域包括支援センターのチラシ等による啓発も行っており、警察、郵便局、民生委員・児童委員、福祉課等の多機関連携による早期発見・相談支援体制を強化しています。
- 小鹿野町は、雇用の不安定化や経済的格差の拡大による生活困窮層の増加という課題に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づき関係機関と連携し対策を推進しています。生活の困難に直面しやすいひとり親家庭への支援を強化するため、関係機関と密に連携し、医療費助成などの申請時には積極的に情報提供・声かけを行うきめ細やかな相談支援を実施しています。また、社会福祉協議会では、専門機関（アスポートなどの団体）と連携し、生活困窮者の早期の自立に向けた支援に取り組んでいます。アンケート調査結果では、53.8%が生活困窮・こどもの貧困を身近な問題と認識していることを踏まえ、今後は、アンケートで要望の多かった「飲食物の配布」、「就労の支援」、「こどもの教育支援」といった具体的なニーズに応じた施策の拡充が必要となってきます。

【施策の方向性】

- 閉じこもり高齢者を多様な地域活動・サロンへの参加を促し、介護予防と支え合い活動の持続的な担い手確保を推進します。
- 生活困窮・こどもの貧困を身近な問題と捉え、アンケートで要望が多かった「飲食物の配布」「就労支援」「教育支援」等の生活困窮者及び低所得者層のニーズに対応した施策を重点的に拡充し、特にひとり親家庭支援を強化することで自立と貧困の連鎖防止を図ります。

【地域福祉計画 施策の展開】

施策名	施策内容	担当課
(1) 見守り・安否確認の推進	○民生委員・児童委員等による訪問、緊急通報システムを活用した見守りや安否確認を充実し、ひとり暮らし高齢者や認知症（若年性認知症を含む）、高次脳機能障害の人等が安心して在宅で生活できる環境づくりを進めます。	福祉課 健康づくり課
(2) 虐待予防対策の推進	○多様な虐待に関する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、虐待防止ネットワークによる早期発見、支援対策を推進します。 ○要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待などによる要保護児童の早期発見や適切な保護に努め、こども・家族への支援対策を推進します。 ○配偶者などからの暴力、こどもの人権、高齢者・障害者、同和問題解決のための人権教育・啓発を学校や地域社会、職場や家庭等の様々な機会や場所を捉えて教育・啓発活動を行います。	福祉課 健康づくり課 こども課 総務課
(3) こども家庭センターの充実	○妊産婦・出産から子育て、こどもに関する一体的な相談と支援の充実を図ります。	こども課
(4) ひとり親家庭への支援	○関係機関との連携強化による保育所入所や就労支援等の生活全般にわたりひとり親家庭への相談支援体制の充実を図ります。	こども課
(5) 低所得者の生活支援	○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、県やハローワークとも連携し、低所得者の的確な状況把握に努めるとともに、生活の安定と自立支援に向けた活動を推進します。	福祉課
(6) 生活困窮者への支援	○生活困窮者に対しては、個々の状況に即応した社会保障制度の効果的な適用を図るとともに、民生委員・児童委員等との協働による相談支援活動、心身両面のケア、共助・公助の仕組みを活用した生活支援を推進します。	福祉課 健康づくり課

【地域福祉活動計画 施策の展開】

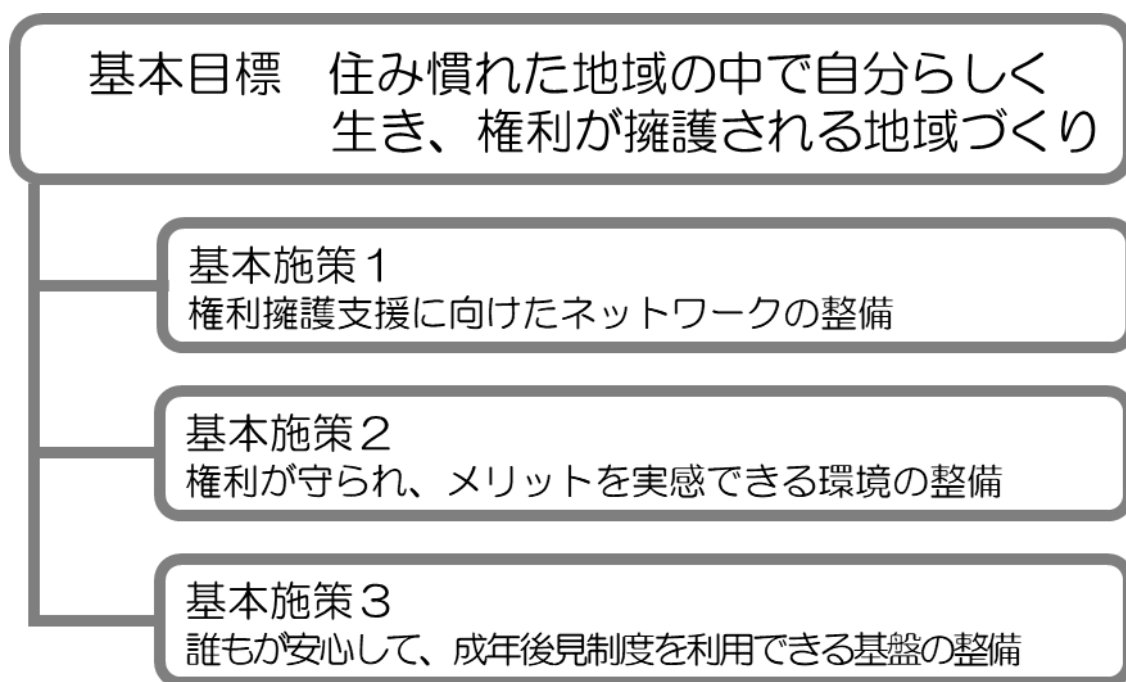
施策名	施策内容
(1) 単身高齢者の 見守り体制の 充実	○季節の配布物を担当民生委員・児童委員に自宅に届けていただきながら、安否確認を行い、安心して暮らせるよう見守りの充実を図ります。
(2) 自立した生活 を送る支援	○認知症や障害等により理解力や判断力が低下した人が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように福祉サービスの利用や金銭管理等を支援します。
(3) 障害のある人 の生活支援の 充実	○精神障害のある人の居場所づくりや生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の場として、社会参加を促します。 ○視力に障害のある人へ、ボランティアが広報を読み上げたものをカセットテープに録音して届けます。 ○視力に障害のある人へ、ボランティアが小説を読み上げたものをホームページ上に掲載します。 ○自力歩行が困難な人などに、無料で車いすの貸し出しを行います。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画の施策の展開

第1節 成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と体系

高齢者の増加や障害の多様化により権利擁護支援の必要性が高まる中、本人の意思を尊重した支援の要望に応えるため、本計画では、住み慣れた地域で支援を必要とする町民を早期に把握し、適切な相談・支援へつなぐ体制を構築します。これにより、財産管理だけでなく、本人の意思決定を支え、その人らしい生活を実現するための後見・福祉支援の充実を図ります。さらに、地域の多様な自治体が連携して、後見人等の確保と支援体制の強化を進めることで、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

■小鹿野町成年後見制度利用促進計画の体系



第2節 成年後見制度利用促進基本計画の施策展開

基本施策1 権利擁護支援に向けたネットワークの整備

【現状と課題】

- 小鹿野町では、成年後見に関する相談件数は、年々増加傾向にあることから、その必要性が高まっています。また、障害のある人では、成年後見制度の支援だけでなく移動支援、就労支援等のサービスとの連携が必要となり、総合的な支援の提供が課題となります。
- 権利擁護が必要な町民の支援を確実にを行うため、関係機関が連携し、成年後見制度を含む各種支援を行うための協働体制の整備を進めます。ネットワークの強化、市民後見人の育成、情報共有を行うことで、町民の意思尊重と安全な地域生活の継続を支える権利擁護支援基盤の構築を行います。

【施策の展開】

取組	内容	担当課
中核機関の整備と情報発信	○成年後見制度の適切な利用促進のため、令和4年7月に地域包括支援センター内に設置された「小鹿野町成年後見センター」を中核機関とする地域連携ネットワークの充実を図ります。	健康づくり課
地域連携ネットワークの強化	○本人を後見人とともに支える「チーム」による対応（地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能）を強化します。 ○地域における「協議会」などの体制（個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制）の強化を進めます。	健康づくり課

基本施策２ 権利が守られ、メリットを実感できる環境の整備

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、成年後見制度を知っていますかという問いに対しては、33.7%の人が「知っている」と回答しており、半数以上の人は成年後見制度を知らないため、成年後見制度についての情報発信、周知を行う必要があります。
- 高齢化の進行や認知症・障害のある市民の増加を踏まえ、早期の相談支援体制強化と成年後見制度の適切な活用の推進を行います。小鹿野町の規模に応じた後見人の育成、普及啓発、関係機関との連携を進め、本人の意思尊重と地域生活の継続を支える権利擁護体制の整備をより一層進めます。
- アンケート調査結果では、成年後見制度の利用にあたり、どんな支援があったらよいと思いますかという設問については、前回調査と同様に約6割の人が「福祉専門職による相談」及び「書類の書き方や申請の支援」と回答がありました。そのため、令和4年に開設した成年後見センターの利用促進を行い、支援体制を今後より整えて行くことが重要となります。

【施策の展開】

取組	内容	担当課
成年後見制度の周知啓発による利用促進	○担当ケアマネジャーや社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、必要なケースへの情報提供やサービス利用促進に向けた周知啓発を実施します。	健康づくり課
成年後見制度の相談対応による利用促進	○担当ケアマネジャーや社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、サービス利用促進に向けた相談対応を実施します。	健康づくり課
利用者の把握と早期発見	○現在ある医療や介護職、関係機関や民間事業者等との地域でのネットワークを活用し、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。	健康づくり課

基本施策3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤の整備

【現状と課題】

■高齢化や障害の多様化により、判断能力が不十分となった人の権利擁護が重要になっています。しかし、成年後見制度は地域での認知が十分とはいえず、必要な支援につながらないケースが見られます。費用負担や身寄りのない人の増加、長期・複雑な支援ニーズへの対応、人材確保の不足も課題となります。すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、費用負担能力に関わらず、利用しやすい仕組みづくり、相談・支援体制の強化が必要です。

【施策の展開】

取組	施策内容	担当課
町長申立ての実施	○成年後見制度を利用する必要性が高いものの、単身や親族関係が疎遠等の事情により手続きを進められない場合、家庭裁判所に後見開始の審判などを町長が申立ての支援を行います。	健康づくり課 福祉課
後見報酬の助成	○後見報酬の負担が難しい人への助成を行います。	健康づくり課 福祉課

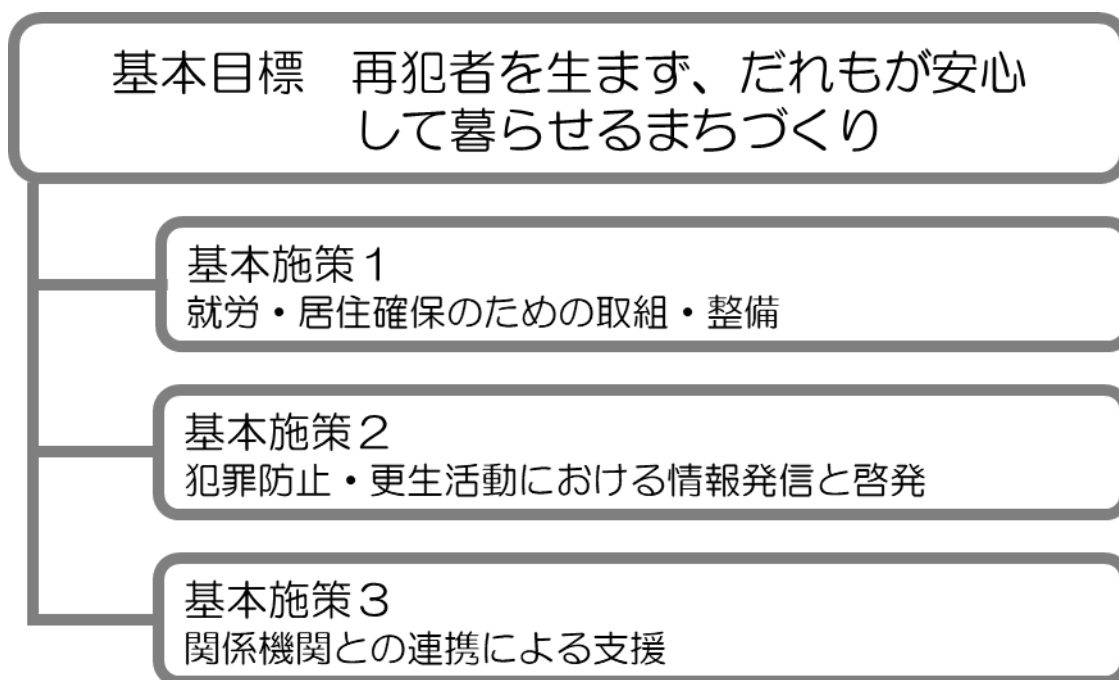
第6章 再犯防止推進計画の施策の展開

第1節 再犯防止推進計画の基本目標と体系

犯罪白書による我が国の刑法犯の検挙件数の推移をみると、平成18年以降減少傾向が顕著となり令和4年には16万9千件となりましたが、翌令和5年は反転し18万3千件となっています。検挙者全体に占める再犯者の割合である再犯率をみると、直近のピークである令和2年の49.1%からゆるやかに低下し、令和5年は47.0%となりましたが、依然として検挙者の半数近くは再犯者です。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。そのため、本計画は、そうした人が社会復帰した後、地域社会で孤立し再び罪を犯すことのないよう、就労や住居の確保による生活の安定、更生活動につながる情報の発信、支援の実効性を高めるための地域の連携強化を目的として策定するものです。

■小鹿野町再犯防止推進計画の体系



第2節 再犯防止推進計画の施策展開

基本施策1 就労・住居確保のための取組・整備

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、再犯防止のために、罪を犯した人の立ち直りの支援についてどう思うかの回答に「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』が77.0%となっており、町民の支援意識は高い結果となっています。
- 再犯防止に向けた支援体制の整備では、出所者などの多くの人は住まいや就労先の確保が必要となっていますが、社会復帰を支えるための整備が進んでおらず、整えて行く必要があります。

【今後の施策】

施策名	施策内容	担当課
地域生活定着支援センターとの連携	○地域生活定着支援センター等からの相談に対し、福祉・医療等の関係部局が迅速に対応できる体制を整え、円滑な社会復帰を支援します。	福祉課

基本施策２ 犯罪防止・更生活動における情報発信と啓発

【現状と課題】

■再犯防止に向けた地域全体での理解と協力を促進するためには、町民や地域関係者に対し、犯罪や非行の背景、社会復帰支援の重要性について正確な情報を発信することが必要となります。小鹿野町では、広報誌やホームページ、講演会、若年層には学校や地域教育との連携を図り、啓発活動を行い基礎的な知識、偏見等の解消を図ります。

【今後の施策】

施策名	施策内容	担当課
防犯カメラの設置	○犯罪抑止効果を高め、犯罪件数の減少につなげていくため、交差点や通学路等に防犯カメラの設置を図ります。	学校教育課 住民生活課
防犯パトロールの実施	○防犯パトロールカーで職員が町内を巡回し、情報発信を行います。	住民生活課
犯罪注意喚起	○防災無線で、犯罪情報を流し注意喚起を実施します。	住民生活課
家庭用防犯カメラ設置の支援	○地域における安心安全の確保及び防犯力の向上を図るため、個人が設置する家庭用防犯カメラに要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金の交付を図ります。	住民生活課
青少年の非行防止啓発活動	○小鹿野文化センター、小鹿野町役場や両神ふるさと総合会館にて、青少年非行防止に関する啓発チラシを配布し、青少年を含めた町民に対して啓発活動を推進します。	生涯学習課
社会を明るくする運動の周知	○社会を明るく運動の推進のために、ポスター掲示や広報掲載、保護司及び小鹿野更生保護女性会と連携し街頭で啓発物品の配布などを行い、運動の周知を図ります。	福祉課

基本施策３ 関係機関との連携による支援

【現状と課題】

- アンケート調査結果では、再犯防止に関して力を入れるべきこととして、60.9%の人が「関係機関と連携すべき（警察署等）」と最も多く回答していることから、警察署などの関係機関との連携強化が重要となっています。
- 小鹿野町では、地理的制約や高齢化、再犯防止を地域課題として捉える共通認識の不足により、複数の関係機関の相互連携が十分に図られておらず、情報共有・調整を担う窓口機能が弱いこと対象者への支援が個別的・断片的なものになりやすくなっています。今後は、小鹿野町が中心となり、関係機関の連携強化と継続的な協議体制の構築が重要となります。

【今後の施策】

施策名	施策内容	担当課
こどもの居場所づくり推進	○家庭や学校以外に、こどもたちが自分の居場所と感じ、安心して多世代交流できる場所を確保するため、こども・若者の居場所づくりを推進します。 ○小鹿野町内在住の児童・生徒の悩みや心配ごとについて、本人・保護者・その他関係者からの相談を受け、児童・生徒の居場所づくりを推進します。	こども課 学校教育課
補助金の交付	○西秩父防犯協会（事務局警察）、西秩父地区暴力排除薬物乱用協議会（事務局当課）への補助金の支出を図ります。	住民生活課
青少年非行防止活動への支援	○各小・中学校 PTA 連合会が行う非行防止パトロールなどの青少年非行防止活動に対し、必要に応じて活動物品を購入し、活動支援を行います。	住民生活課 生涯学習課

第7章 計画の推進

第1節 福祉計画の推進体制

地域には、様々な福祉ニーズが潜在しており、高齢者、こども、障害者、生活困窮者、健康づくり、安全・安心等の多岐な分野にわたっています。これらのニーズに対応し、地域福祉を推進していくため、町民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の関係団体、行政、関係機関、事業者等の様々な主体が連携し、取組を推進します。

それぞれの主体の役割は次のとおりとなります。

【行政】

小鹿野町は、地域における支え合い活動の充実を図るために、町民ニーズなどの現状把握や施策の進行管理等の本計画に位置付けられた取組を総合的・一体的に推進します。また、各主体の役割や福祉分野における個別計画を踏まえながら、地域福祉のネットワーク体制の整備に努めます。地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、庁内関係部署の連携を深め、この計画を推進します。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、従来から町民主体による様々な地域福祉活動を推進し、また、小鹿野町の福祉事業を受託するなど公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

【福祉事業者や福祉団体】

福祉サービスの事業者や福祉団体は、持ち前の専門性を生かし、質の高いサービスの提供や町民からの相談に応じるなど地域に密着した活動や福祉事業を展開してきました。今後も、サービスの提供者、地域福祉への協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、地域の取組や他の事業者や関係機関との連携に取り組むことが求められています。

【町民】

町民は地域福祉の主角として、重要な役割を担っています。小鹿野町では、これまでも町民が主体となった支え合いの充実に向けての取組や、ボランティア団体やNPOによる町民主体の取組が進められてきました。地域福祉の取組は、隣近所とのあいさつ、自治会活動や地域イベント等への積極的な参加を通じた人間関係づくりが基本となります。町民へは朝夕のこどもたちの見守りや、隣近所で困っている人への手伝いなどの身近なところから取り組み、災害発生時における相互協力へ発展していくことができるよう、身近なコミュニティづくりに参加していくことが期待されます。

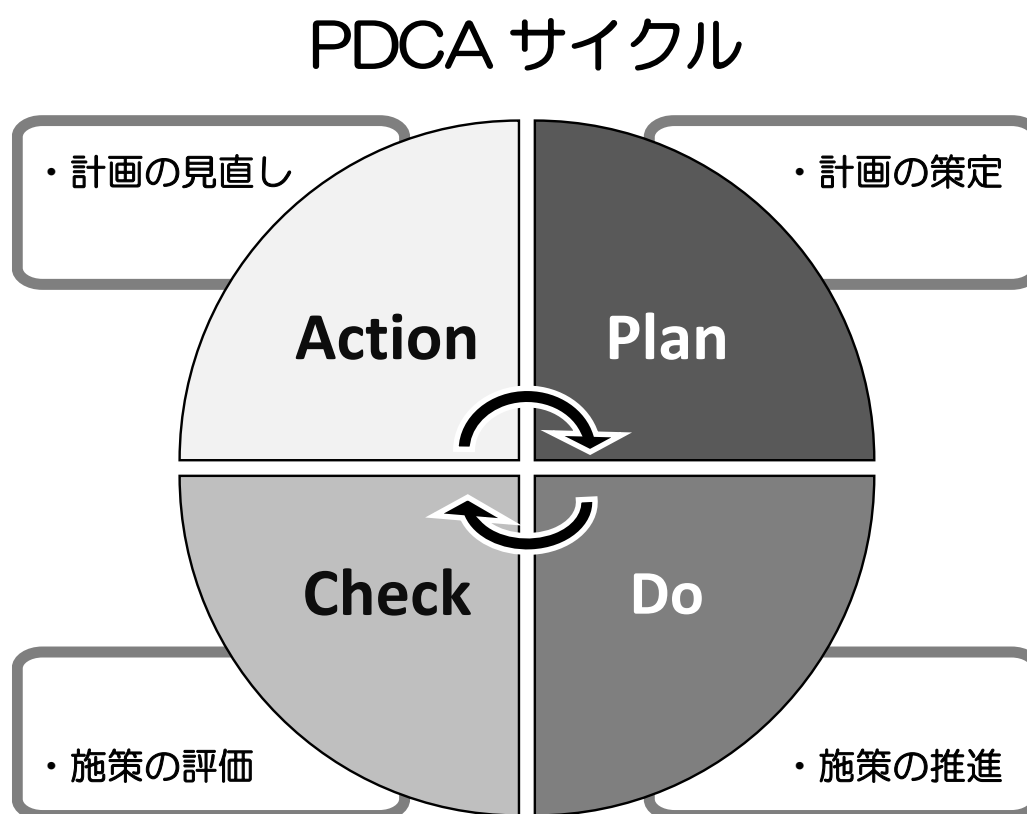
第2節 福祉計画の進行管理

1 進行管理

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題については必要に応じて協議し、事業が円滑に実施されるように努めます。

2 PDCAサイクルによる評価・検証

計画の進行管理に当たっては、計画 Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。



資料編

1 アンケート調査結果からみる小鹿野町の地域福祉の現状

I 調査概要

1 調査の目的

小鹿野町では、令和3年に「小鹿野町地域福祉計画」の継続計画である「第2期小鹿野町地域福祉計画」を策定し、町の地域福祉を推進してきました。本年、計画の最終年度を迎えるため、新たに後継計画として「第3期小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、町における地域福祉の一層の伸展を図るためにアンケート調査を実施しました。

2 調査の設計

項 目	内 容
調査期間	令和7年7月25日(金)～8月15日(金)
調査対象	町内在住の18歳以上の方2,500名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収

3 回収結果

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,500	1,055	1,052※	42.1%

※白紙が3件

4 報告書の見方

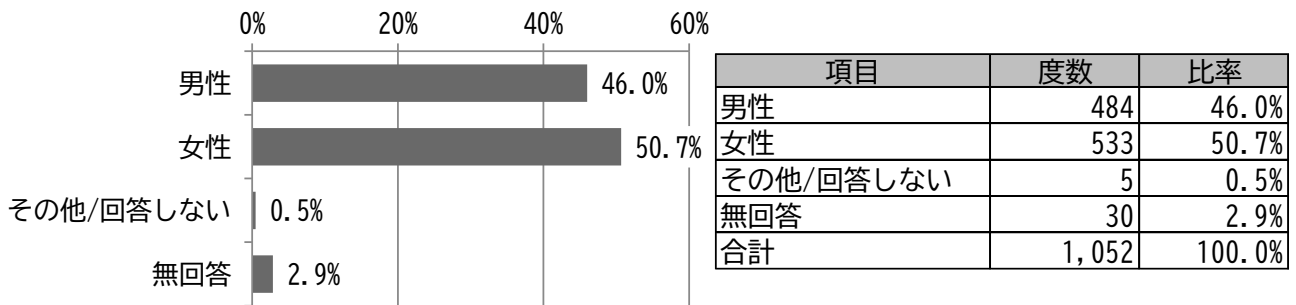
- ①→単数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数を基数とした百分率(%)で示しています。
- ②→各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、比率の合計は100%にならない場合があります。
- ③→複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（を基数とした百分率(%)）で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ④→図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

II 調査結果

1 あなたの基本的な事柄について

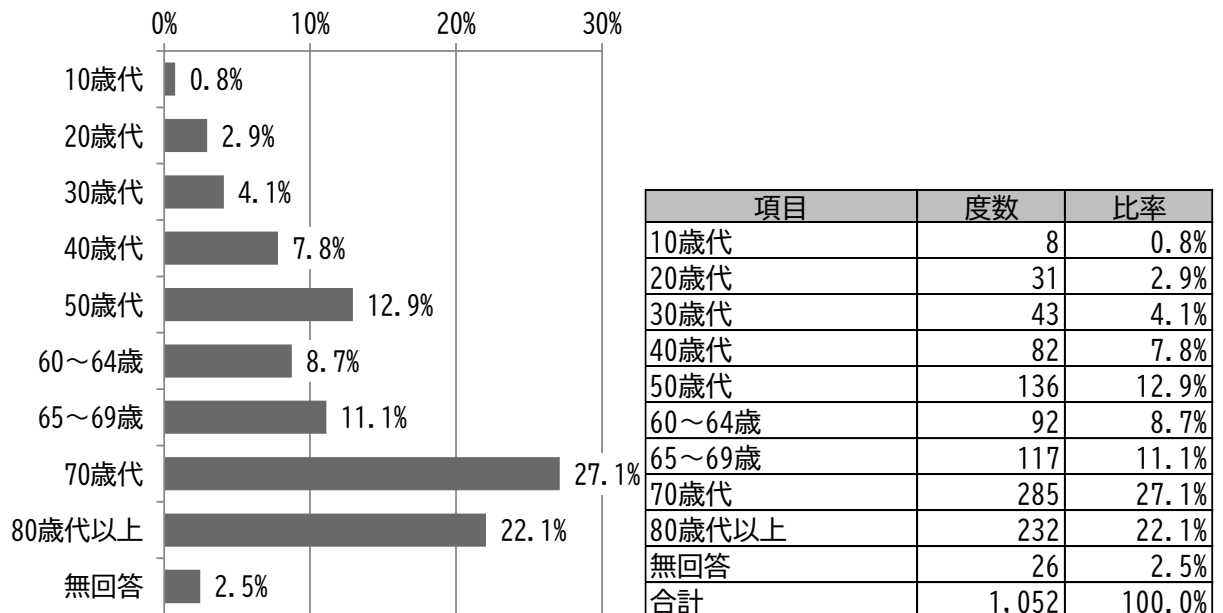
問1 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

性別については、「男性」が46.0%、「女性」が50.7%となっています。



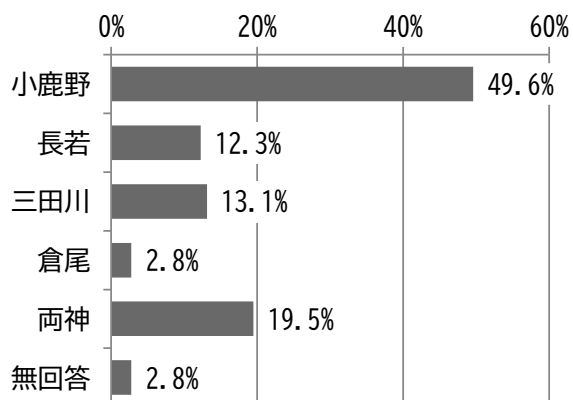
問2 あなたの年齢（令和7年7月1日現在）をお答えください。(1つに○)

年齢については、「70歳代」が27.1%と最も多く、次いで「80歳代以上」が22.1%、『60歳代（60～64歳）＋（65～69歳）』が19.8%、「50歳代」が12.9%となっています。



問3 あなたのお住まいはどこですか。(1つに○)

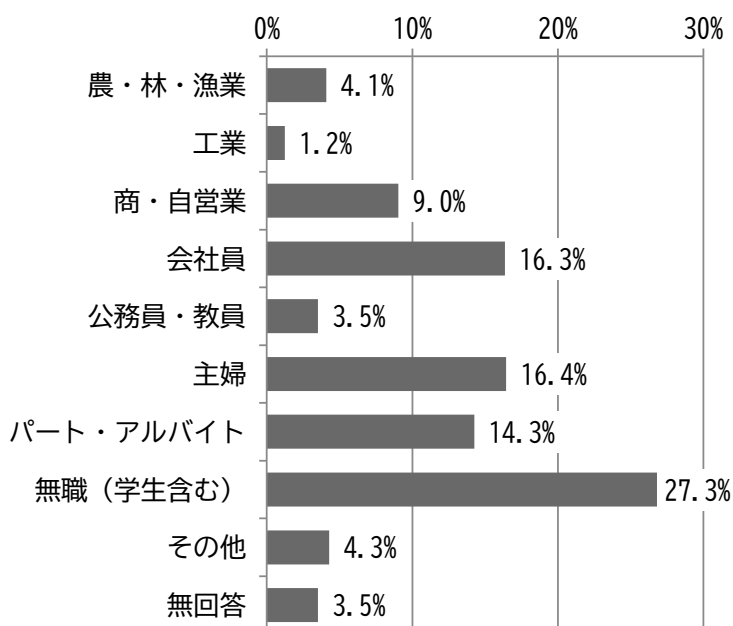
お住まいの地区については、「小鹿野」が49.6%と最も多く、次いで「両神」が19.5%、「三田川」が13.1%となっています。



項目	度数	比率
小鹿野	522	49.6%
長若	129	12.3%
三田川	138	13.1%
倉尾	29	2.8%
両神	205	19.5%
無回答	29	2.8%
合計	1,052	100.0%

問4 あなたのご職業は何ですか。(1つに○)

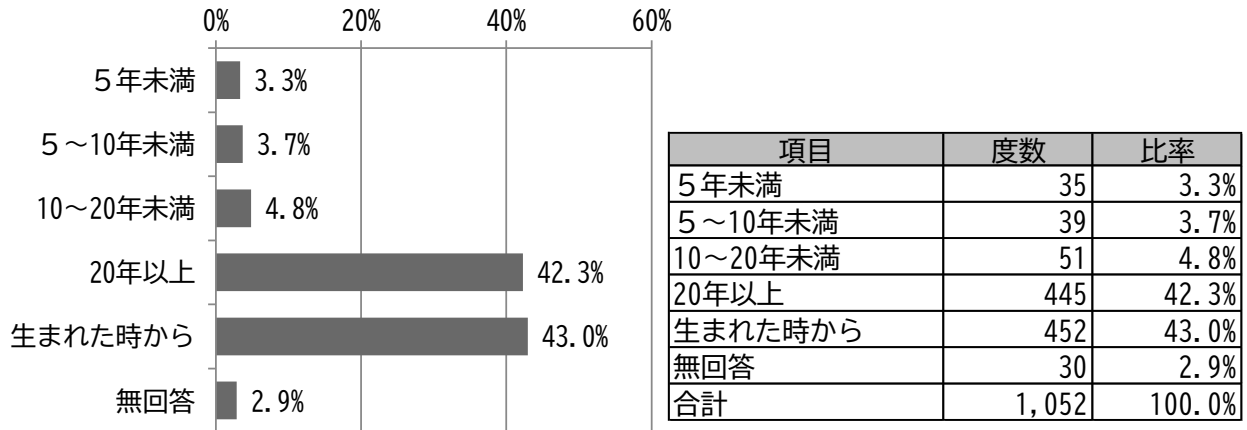
職業については、「無職（学生含む）」が27.3%と最も多く、次いで「主婦」が16.4%、「会社員」が16.3%となっています。



項目	度数	比率
農・林・漁業	43	4.1%
工業	13	1.2%
商・自営業	95	9.0%
会社員	172	16.3%
公務員・教員	37	3.5%
主婦	173	16.4%
パート・アルバイト	150	14.3%
無職（学生含む）	287	27.3%
その他	45	4.3%
無回答	37	3.5%
合計	1,052	100.0%

問5 あなたは、小鹿野町に住んで何年くらいになりますか。（1つに○）

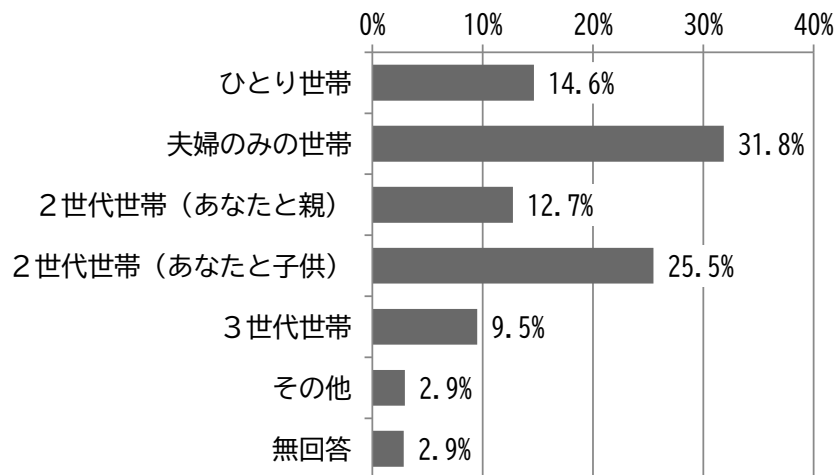
小鹿野町での居住年数については、「生まれた時から」が 43.0%と最も多く、次いで「20 年以上」が 42.3%、「10～20 年未満」が 4.8%となっています。



問6 あなたの家族構成はどのようになっていますか。（1つに○）

家族構成については、「夫婦のみの世帯」が 31.8%と最も多く、次いで「2 世代世帯（あなたと子供）」が 25.5%となっています。

一方、「ひとり世帯」が 14.6%となっています。

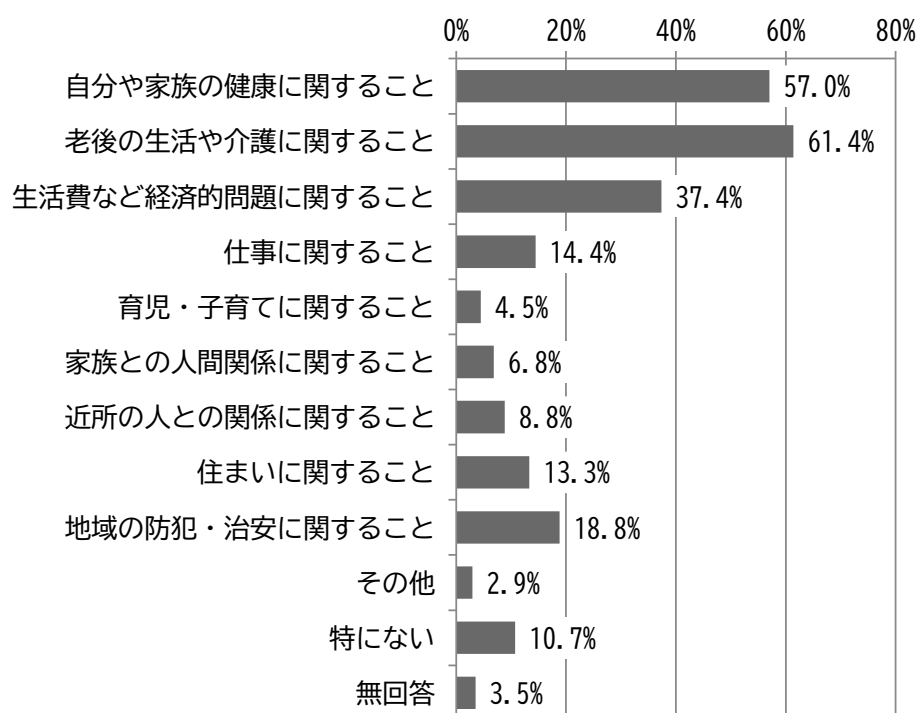


項目	度数	比率
ひとり世帯	154	14.6%
夫婦のみの世帯	335	31.8%
2 世代世帯（あなたと親）	134	12.7%
2 世代世帯（あなたと子供）	268	25.5%
3 世代世帯	100	9.5%
その他	31	2.9%
無回答	30	2.9%
合計	1,052	100.0%

2 日常生活の課題について

問7 あなたは、日ごろ不安に思っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

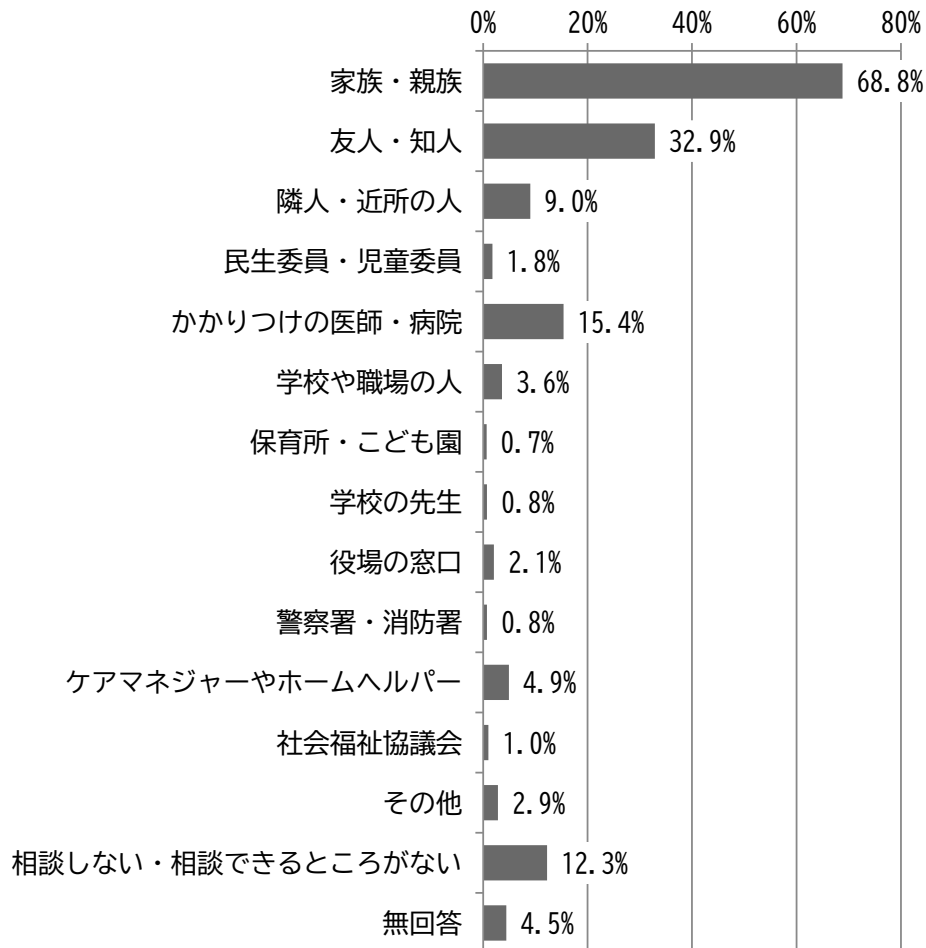
日ごろ不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が 61.4%と最も多く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が 57.0%、「生活費など経済的問題に関すること」が 37.4%となっています。



項目	度数	比率
自分や家族の健康に関すること	600	57.0%
老後の生活や介護に関すること	646	61.4%
生活費など経済的問題に関すること	393	37.4%
仕事に関すること	152	14.4%
育児・子育てに関すること	47	4.5%
家族との人間関係に関すること	72	6.8%
近所の人との関係に関すること	93	8.8%
住まいに関すること	140	13.3%
地域の防犯・治安に関すること	198	18.8%
その他	31	2.9%
特にない	113	10.7%
無回答	37	3.5%
回答者数	1,052	

問8 現在、不安や悩みを誰に（どこに）相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

現在、不安や悩みの相談先については、「家族・親族」が68.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が32.9%、「かかりつけの医師・病院」が15.4%となっています。



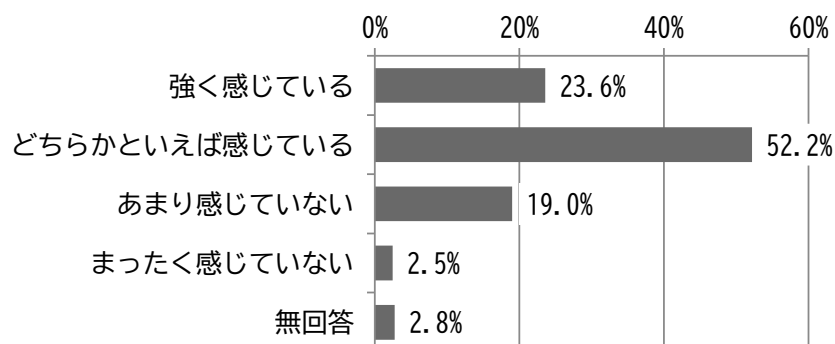
項目	度数	比率
家族・親族	724	68.8%
友人・知人	346	32.9%
隣人・近所の人	95	9.0%
民生委員・児童委員	19	1.8%
かかりつけの医師・病院	162	15.4%
学校や職場の人	38	3.6%
保育所・こども園	7	0.7%
学校の先生	8	0.8%
役場の窓口	22	2.1%
警察署・消防署	8	0.8%
ケアマネジャーやホームヘルパー	52	4.9%
社会福祉協議会	11	1.0%
その他	30	2.9%
相談しない・相談できるところがない	129	12.3%
無回答	47	4.5%
回答者数	1,052	

3 地域との関わりについて

問9 あなたは、ご自分がお住まいの地域に対して親しみを感じていますか。(1つに○)

お住まいの地域に対して親しみを感じているかについては、「強く感じている」「どちらかといえ
ば感じている」を合わせた『感じている』が75.8%となっています。

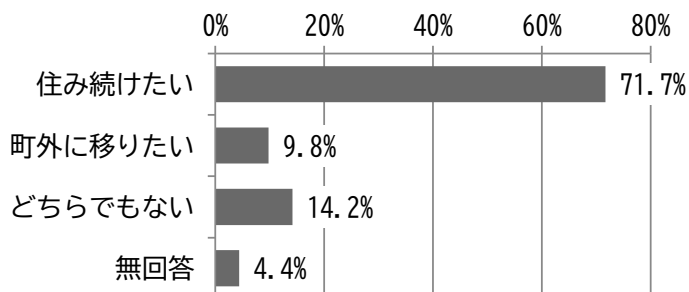
一方、「あまり感じていない」「まったく感じていない」を合わせた『感じていない』は、21.5%
となっています。



項目	度数	比率
強く感じている	248	23.6%
どちらかといえば感じている	549	52.2%
あまり感じていない	200	19.0%
まったく感じていない	26	2.5%
無回答	29	2.8%
合計	1,052	100.0%

問 10 あなたは、今後も小鹿野町に住み続けたいと思いますか。（1つに○）

今後も小鹿野町に住み続けたいと思うかについては、「住み続けたい」が71.7%と最も多く、次いで「どちらでもない」が14.2%、「町外に移りたい」が9.8%となっています。

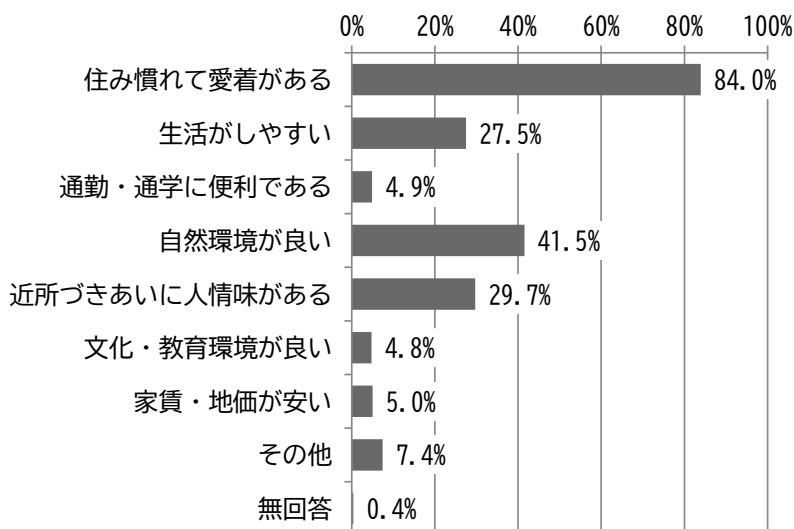


項目	度数	比率
住み続けたい	754	71.7%
町外に移りたい	103	9.8%
どちらでもない	149	14.2%
無回答	46	4.4%
合計	1,052	100.0%

問 10 で「住み続けたい」と答えた方にうかがいます

問 10-1 今後も「住み続けたい」理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

今後も小鹿野町に住み続けたいと思う理由については、「住み慣れて愛着がある」が84.0%と最も多く、次いで「自然環境が良い」が41.5%、「近所づきあいに人情味がある」が29.7%となっています。

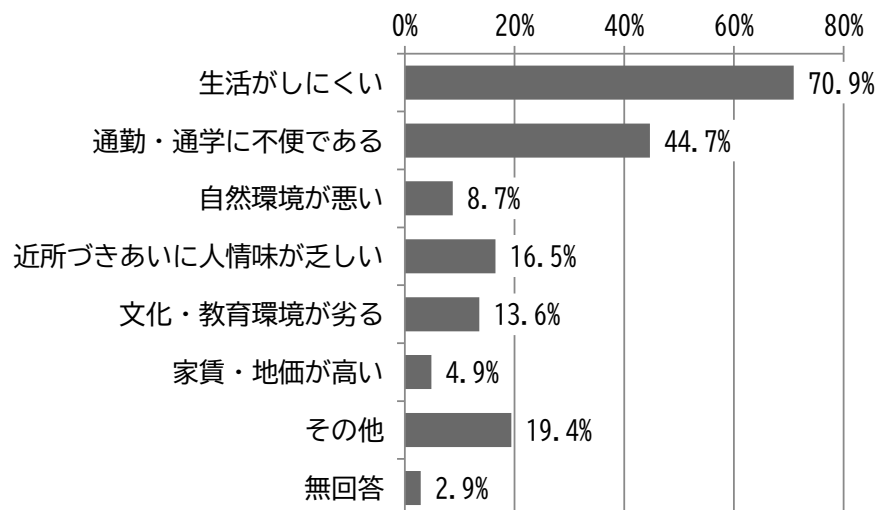


項目	度数	比率
住み慣れて愛着がある	633	84.0%
生活がしやすい	207	27.5%
通勤・通学に便利である	37	4.9%
自然環境が良い	313	41.5%
近所づきあいに人情味がある	224	29.7%
文化・教育環境が良い	36	4.8%
家賃・地価が安い	38	5.0%
その他	56	7.4%
無回答	3	0.4%
回答者数	754	

問 10 で「町外に移りたい」と答えた方にうかがいます

問 10-2 「町外に移りたい」理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

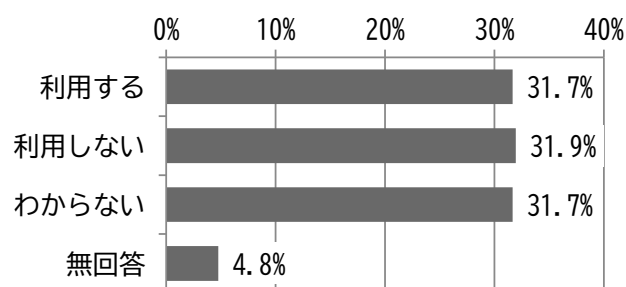
「町外に移りたい」と思う理由については、「生活がしにくい」が 70.9%と最も多く、次いで「通勤・通学に不便である」が 44.7%、「近所づきあいに人情味が乏しい」が 16.5%となっています。



項目	度数	比率
生活がしにくい	73	70.9%
通勤・通学に不便である	46	44.7%
自然環境が悪い	9	8.7%
近所づきあいに人情味が乏しい	17	16.5%
文化・教育環境が劣る	14	13.6%
家賃・地価が高い	5	4.9%
その他	20	19.4%
無回答	3	2.9%
回答者数	103	

問 11 移動販売（食料品や日用品等）が来たら利用しますか。（1つに○）

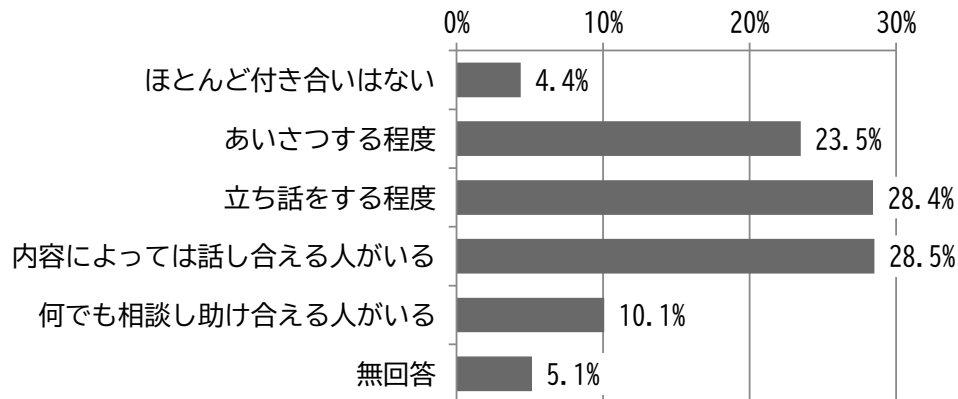
移動販売（食料品や日用品等）が来たら利用するかについては、「利用する」が 31.7%、「利用しない」が 31.9%、「わからない」が 31.7%となっています。



項目	度数	比率
利用する	333	31.7%
利用しない	336	31.9%
わからない	333	31.7%
無回答	50	4.8%
合計	1,052	100.0%

問 12 あなたは、ご近所の方とどの程度のお付き合いがありますか。（1つに○）

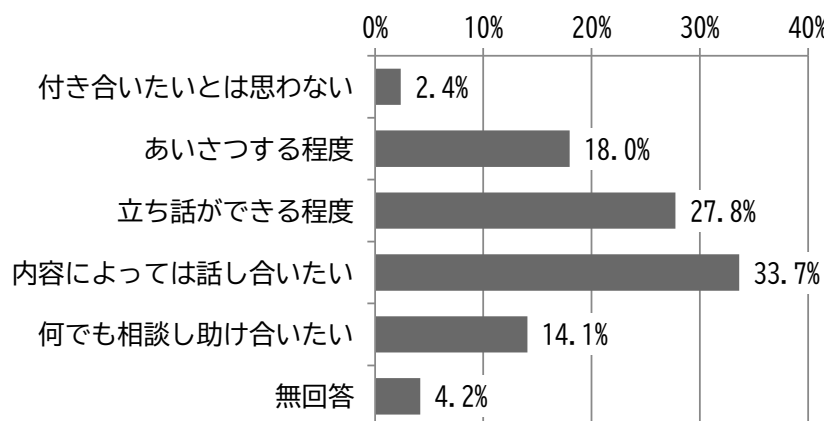
ご近所の方とのお付き合いの程度については、「内容によっては話し合える人がある」が 28.5%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が 28.4%、「あいさつする程度」が 23.5%となっています。



項目	度数	比率
ほとんど付き合いはない	46	4.4%
あいさつする程度	247	23.5%
立ち話をする程度	299	28.4%
内容によっては話し合える人がある	300	28.5%
何でも相談し助け合える人がある	106	10.1%
無回答	54	5.1%
合計	1,052	100.0%

問 13 あなたは、今後、ご近所の方とどの程度のお付き合いをしたいと思いますか。（1つに○）

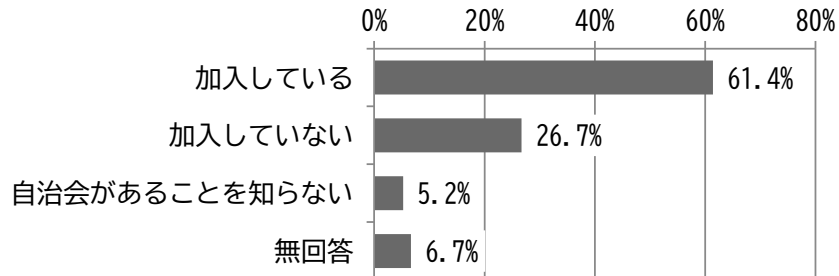
今後、近所の方とのお付き合いの程度については、「内容によっては話し合いたい」が 33.7%と最も多く、次いで「立ち話ができる程度」が 27.8%、「あいさつする程度」が 18.0%となっています。



項目	度数	比率
付き合いたいとは思わない	25	2.4%
あいさつする程度	189	18.0%
立ち話ができる程度	292	27.8%
内容によっては話し合いたい	354	33.7%
何でも相談し助け合いたい	148	14.1%
無回答	44	4.2%
合計	78	1,052
		100.0%

問 14 あなたは、町内会・自治会に加入していますか。

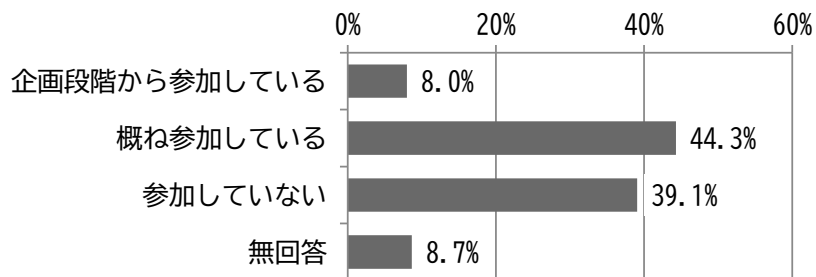
町内会・自治会に加入しているかについては、「加入している」が61.4%と最も多く、次いで「加入していない」が26.7%、「自治会があることを知らない」が5.2%となっています。



項目	度数	比率
加入している	646	61.4%
加入していない	281	26.7%
自治会があることを知らない	55	5.2%
無回答	70	6.7%
合計	1,052	100.0%

問 15 あなたは、町内会・自治会の行事にどの程度参加していますか。（1つに○）

町内会・自治会の行事に参加しているかについては、「企画段階から参加している」が8.0%、「概ね参加している」が44.3%、「参加していない」が39.1%となっています。

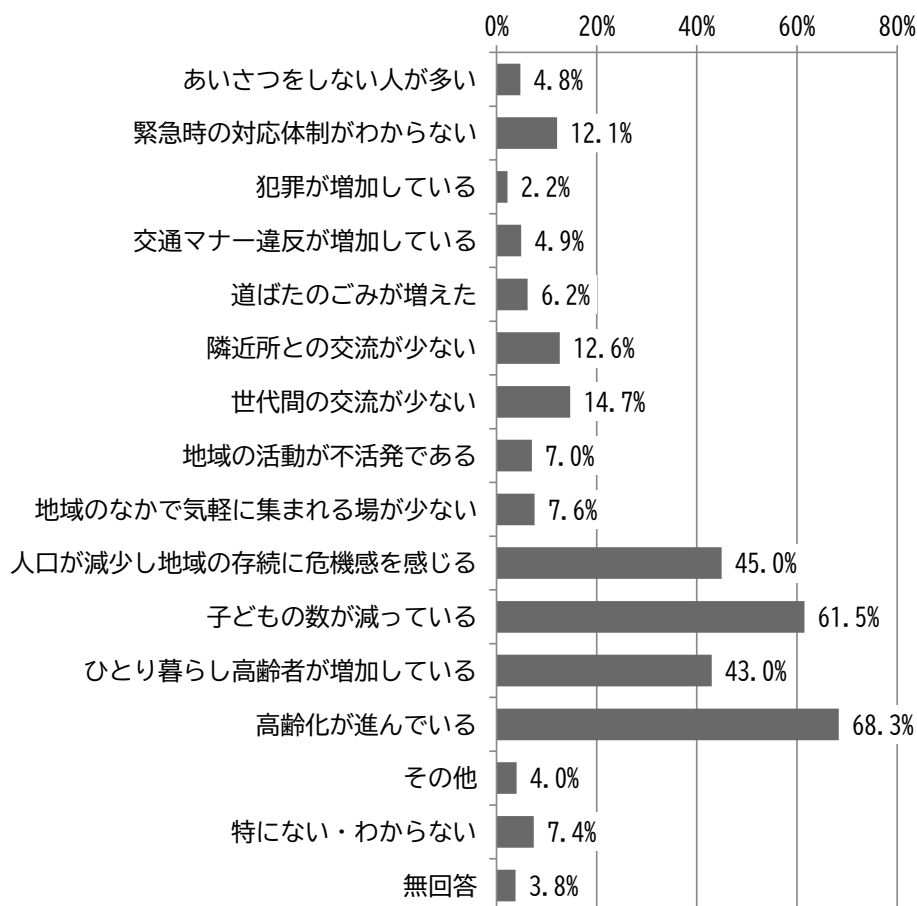


項目	度数	比率
企画段階から参加している	84	8.0%
概ね参加している	466	44.3%
参加していない	411	39.1%
無回答	91	8.7%
合計	1,052	100.0%

4 身近な地域の問題と支え合いの仕組みについて

問 16 あなたの住んでいる地域のなかで問題点と思うものは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

住んでいる地域のなかで問題点と思うものについては、「高齢化が進んでいる」が68.3%と最も多く、次いで「子どもの数が減っている」が61.5%、「人口が減少し地域の存続に危機感を感じる」が45.0%、「ひとり暮らし高齢者が増加している」が43.0%となっています。

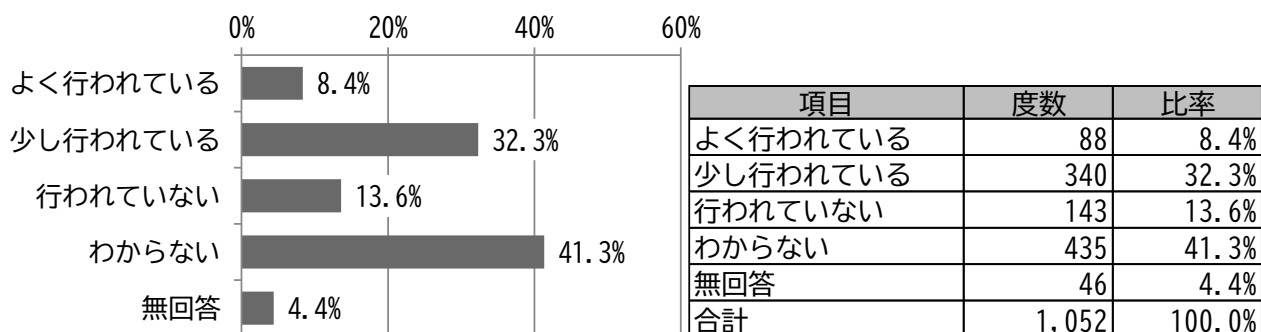


項目	度数	比率
あいさつをしない人が多い	50	4.8%
緊急時の対応体制がわからない	127	12.1%
犯罪が増加している	23	2.2%
交通マナー違反が増加している	52	4.9%
道ばたのごみが増えた	65	6.2%
隣近所との交流が少ない	133	12.6%
世代間の交流が少ない	155	14.7%
地域の活動が不活発である	74	7.0%
地域のなかで気軽に集まれる場が少ない	80	7.6%
人口が減少し地域の存続に危機感を感じる	473	45.0%
子どもの数が減っている	647	61.5%
ひとり暮らし高齢者が増加している	452	43.0%
高齢化が進んでいる	719	68.3%
その他	42	4.0%
特にない・わからない	78	7.4%
無回答	40	3.8%
回答者数	1,052	

問 17 あなたがお住まいの地域では、ご近所の高齢者や障害者、子育て中の家庭などに対し、見守りやお手伝いをするなど、地域の支え合いはどの程度行われていると思いますか。（1つに○）

お住まいの地域でご近所の高齢者や障害者、子育て中の家庭などに対し、見守りやお手伝い、地域の支え合いが行われていると思うかについては、「よく行われている」「少し行われている」を合わせた『行われている』が 40.7%となっています。一方、「行われていない」は、13.6%となっています。

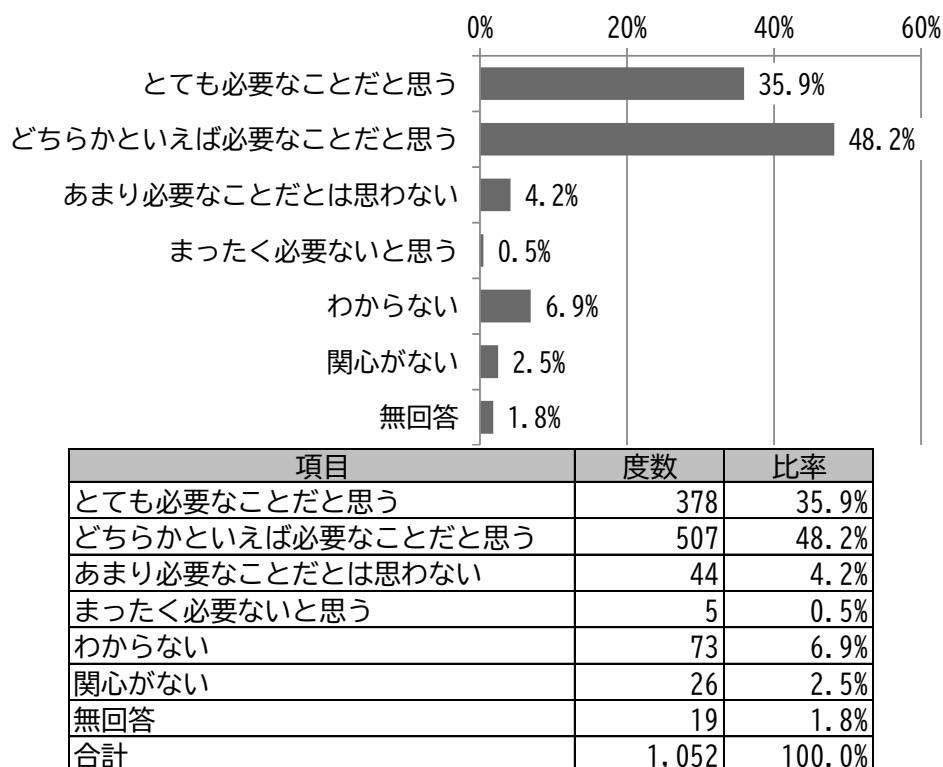
また、「わからない」が 41.3%となっています。



問 18 あなたは、地域での支え合いについてどのように感じますか。（1つに○）

地域での支え合いについて感じることにについては、「とても必要なことだと思う」「どちらかといえば必要なことだと思う」を合わせた『必要なことだと思う』が 84.1%となっています。

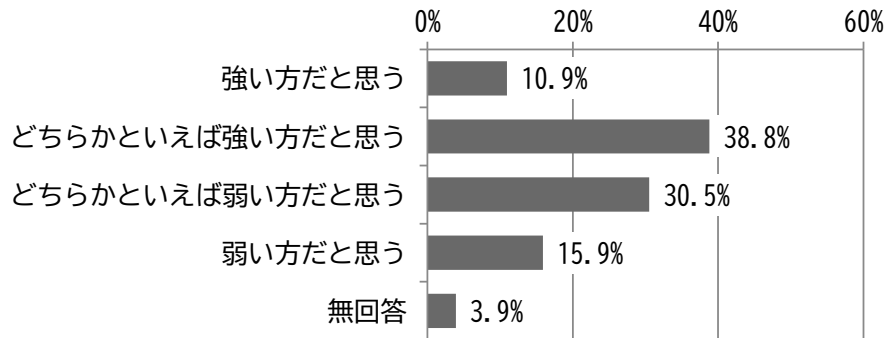
一方、「あまり必要なことだとは思わない」「まったく必要ないと思う」を合わせた『必要ないと思う』は、4.7%となっています。



問 19 あなたにとって、ご自分と地域の人たちとのつながりは強い方だと思いますか。
(1つに○)

自分と地域の人たちとのつながりは強い方だと思うかについては、「強い方だと思う」「どちらかといえば強い方だと思う」を合わせた『強い方だと思う』が49.7%となっています。

一方、「どちらかといえば弱い方だと思う」「弱い方だと思う」を合わせた『弱い方だと思う』は、46.4%となっています。

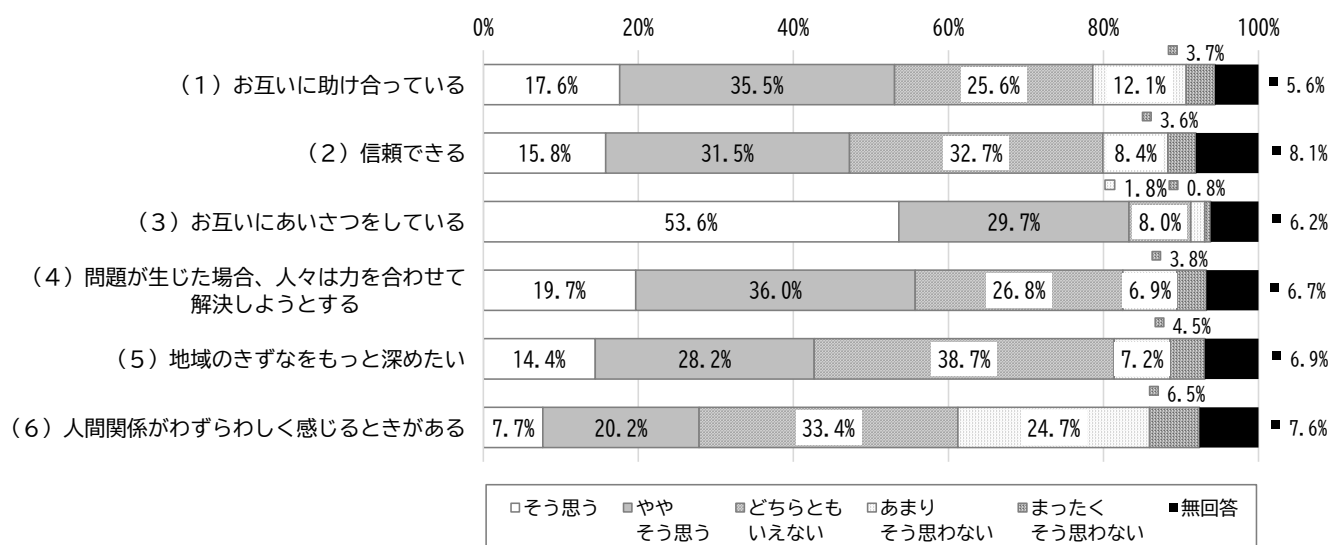


項目	度数	比率
強い方だと思う	115	10.9%
どちらかといえば強い方だと思う	408	38.8%
どちらかといえば弱い方だと思う	321	30.5%
弱い方だと思う	167	15.9%
無回答	41	3.9%
合計	1,052	100.0%

問 20 あなたのお住まいの地域についておたずねします。次の(1)～(6)について、それぞれ、「そう思う」～「まったくそう思わない」のどれか1つを選んで、○をつけてください。

お住まいの地域についての「そう思う」「ややそう思う」を合わせた『そう思う』で最も多い項目は、「(3)お互いにあいさつをしている」が83.3%、次いで「(4)問題が生じた場合、人々は力を合わせて解決しようとする」が55.7%、「(1)お互いに助け合っている」が53.1%となっています。

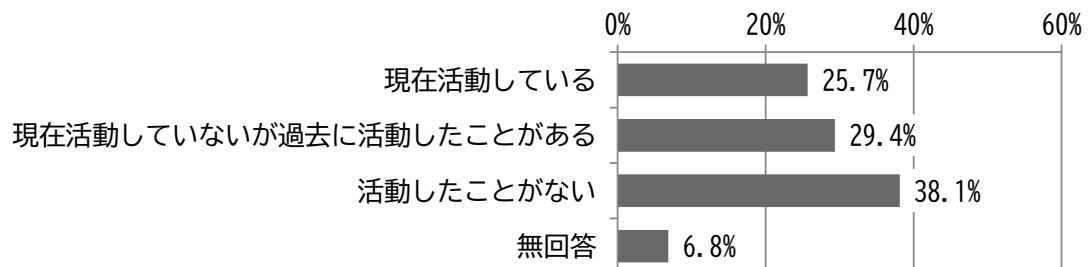
一方、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」を合わせた『そう思わない』で最も多い項目は、「(6)人間関係がわずらわしく感じるときがある」が31.2%、次いで「(1)お互いに助け合っている」が15.8%、「(2)信頼できる」が12.0%となっています。



項目	上段：度数 下段：比率						合計
	そう 思う	そ や や さ う お も う	い ど ち ら と も い え な い と も	そ あ ま り 思 わ な い	そ ま っ た く 思 わ な い	無 回 答	
(1) お互いに助け合っている	185 17.6%	373 35.5%	269 25.6%	127 12.1%	39 3.7%	59 5.6%	1,052 100.0%
(2) 信頼できる	166 15.8%	331 31.5%	344 32.7%	88 8.4%	38 3.6%	85 8.1%	1,052 100.0%
(3) お互いにあいさつをしている	564 53.6%	312 29.7%	84 8.0%	19 1.8%	8 0.8%	65 6.2%	1,052 100.0%
(4) 問題が生じた場合、人々は力を合わせて解決しようとする	207 19.7%	379 36.0%	282 26.8%	73 6.9%	40 3.8%	71 6.7%	1,052 100.0%
(5) 地域のきずなをもっと深めたい	152 14.4%	297 28.2%	407 38.7%	76 7.2%	47 4.5%	73 6.9%	1,052 100.0%
(6) 人間関係がわずらわしく感じるときがある	81 7.7%	212 20.2%	351 33.4%	260 24.7%	68 6.5%	80 7.6%	1,052 100.0%

問 21 あなたは、現在、地域活動やボランティア活動をしていますか。（1 つに○）

現在、地域活動やボランティア活動をしているかについては、「現在活動している」が 25.7%、「現在活動していないが過去に活動したことがある」が 29.4%、「活動したことがない」が 38.1% となっています。

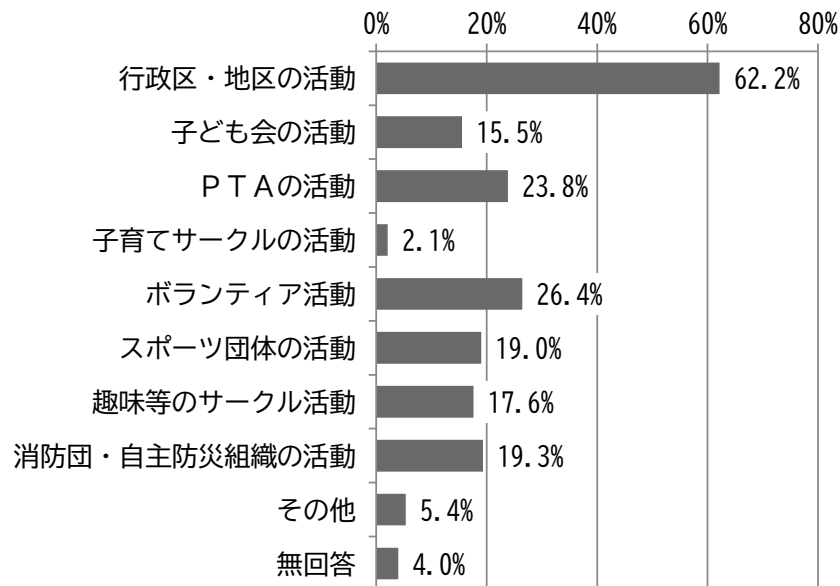


項目	度数	比率
現在活動している	270	25.7%
現在活動していないが過去に活動したことがある	309	29.4%
活動したことがない	401	38.1%
無回答	72	6.8%
合計	1,052	100.0%

問21で「現在活動している」又は「現在活動していないが過去に活動したことがある」と答えた方にうかがいます。

問21-1 主にどのような活動をされました(しています)か。(あてはまるものすべてに○)

活動をした内容については、「行政区・地区の活動」が62.2%と最も多く、次いで「ボランティア活動」が26.4%、「PTAの活動」が23.8%となっています。

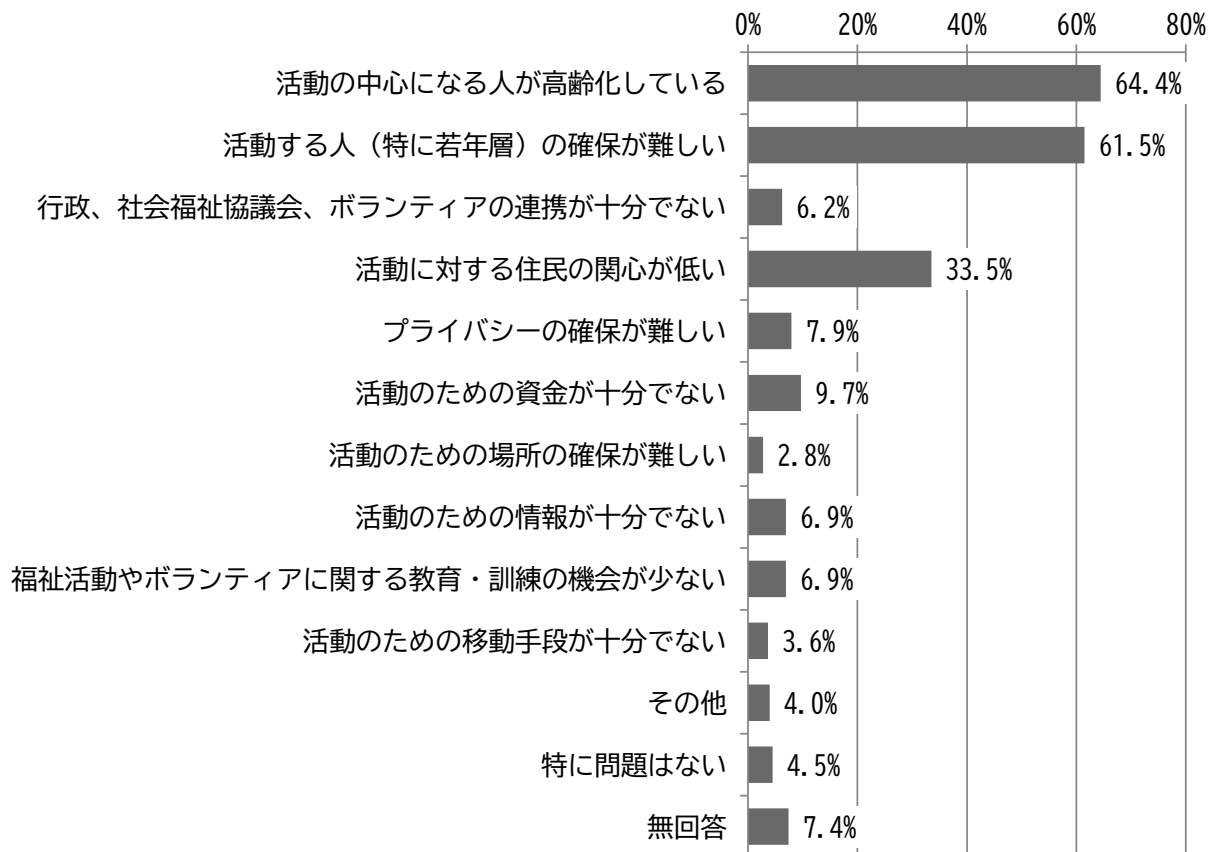


項目	度数	比率
行政区・地区の活動	360	62.2%
子ども会の活動	90	15.5%
PTAの活動	138	23.8%
子育てサークルの活動	12	2.1%
ボランティア活動	153	26.4%
スポーツ団体の活動	110	19.0%
趣味等のサークル活動	102	17.6%
消防団・自主防災組織の活動	112	19.3%
その他	31	5.4%
無回答	23	4.0%
回答者数	579	

問 21 で「現在活動している」又は「現在活動していないが過去に活動したことがある」と答えた方にうかがいます。

問 21-2 あなたは、地域の活動を行う上での問題点は何だと思いますか。（主なもの3つまで○）

地域の活動を行う上での問題点については、「活動の中心になる人が高齢化している」が 64.4%と最も多く、次いで「活動する人（特に若年層）の確保が難しい」が 61.5%、「活動に対する住民の関心が低い」が 33.5%となっています。

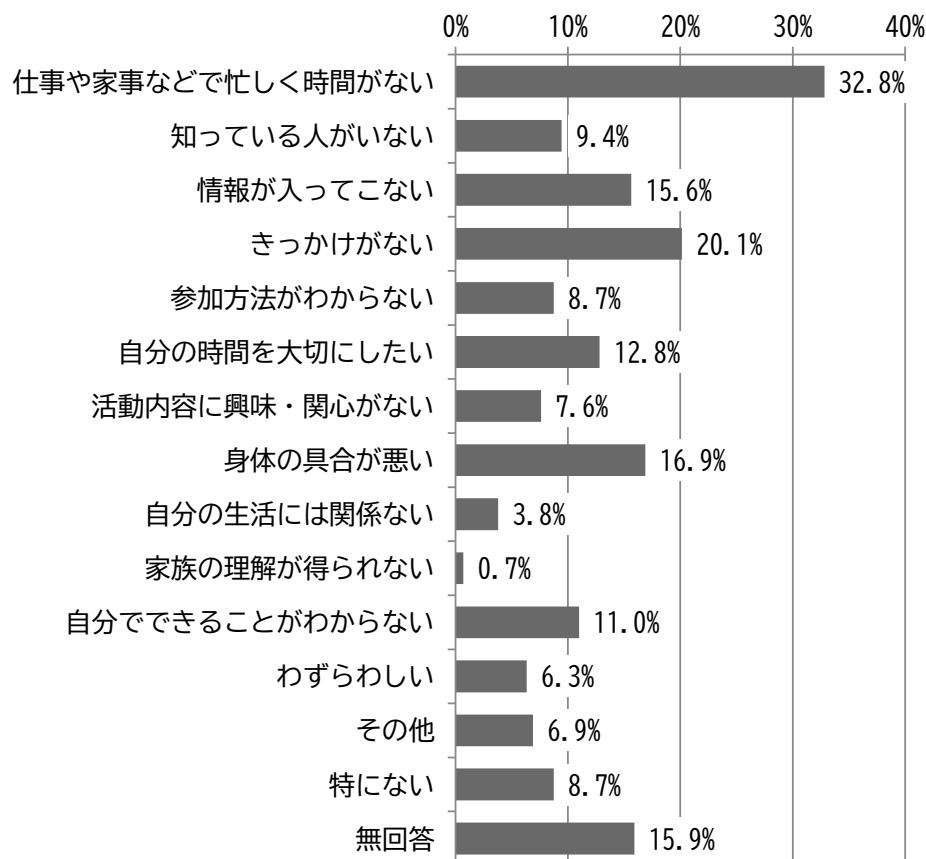


項目	度数	比率
活動の中心になる人が高齢化している	373	64.4%
活動する人（特に若年層）の確保が難しい	356	61.5%
行政、社会福祉協議会、ボランティアの連携が十分でない	36	6.2%
活動に対する住民の関心が低い	194	33.5%
プライバシーの確保が難しい	46	7.9%
活動のための資金が十分でない	56	9.7%
活動のための場所の確保が難しい	16	2.8%
活動のための情報が十分でない	40	6.9%
福祉活動やボランティアに関する教育・訓練の機会が少ない	40	6.9%
活動のための移動手段が十分でない	21	3.6%
その他	23	4.0%
特に問題はない	26	4.5%
無回答	43	7.4%
回答者数	579	

問21で「現在活動していないが過去に活動したことがある」又は「活動したことがない」と答えた方にうかがいます。

問21-3 活動したことがない（現在していない）理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

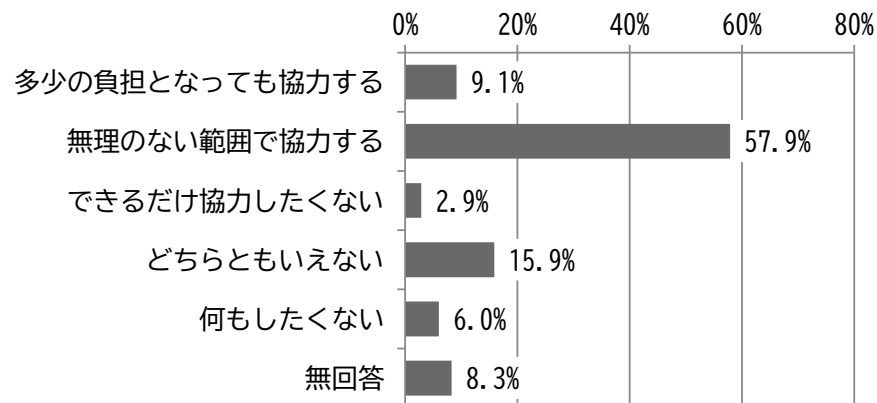
活動したことがない（現在していない）理由については、「仕事や家事などで忙しく時間がない」が32.8%と最も多く、次いで「きっかけがない」が20.1%、「身体の具合が悪い」が16.9%となっています。



項目	度数	比率
仕事や家事などで忙しく時間がない	233	32.8%
知っている人がいない	67	9.4%
情報が入ってこない	111	15.6%
きっかけがない	143	20.1%
参加方法がわからない	62	8.7%
自分の時間を大切にしたい	91	12.8%
活動内容に興味・関心がない	54	7.6%
身体の具合が悪い	120	16.9%
自分の生活には関係ない	27	3.8%
家族の理解が得られない	5	0.7%
自分でできることがわからない	78	11.0%
わずらわしい	45	6.3%
その他	49	6.9%
特にない	62	8.7%
無回答	113	15.9%
回答者数	710	

問 22 地域活動やボランティア活動への協力について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（1つに○）

地域活動やボランティア活動への協力について、最も近い考えについては、「無理のない範囲で協力する」が 57.9%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 15.9%、「多少の負担となっても協力する」が 9.1%となっています。



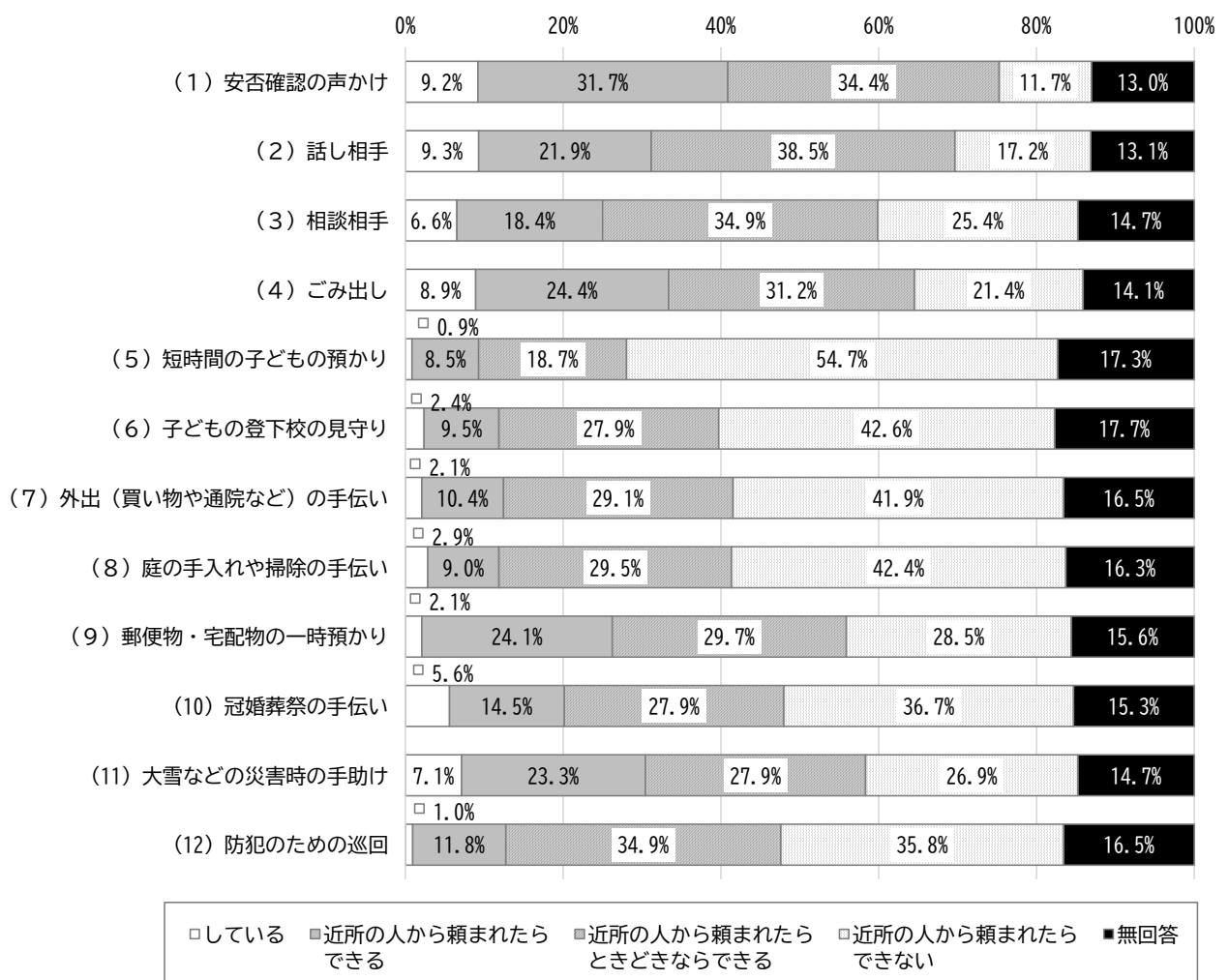
項目	度数	比率
多少の負担となっても協力する	96	9.1%
無理のない範囲で協力する	609	57.9%
できるだけ協力したくない	30	2.9%
どちらともいえない	167	15.9%
何もしたくない	63	6.0%
無回答	87	8.3%
合計	1,052	100.0%

問 23 あなたは、近所の人から頼まれた場合、どのようなことができると思いますか。次の(1)～(12)について、それぞれ、「している」～「できない」のどれか1つを選んで、○をつけてください。

近所の人から頼まれた場合にできることの「している」で多い項目は、「(2)話し相手」が9.3%、次いで「(1)安否確認の声かけ」が9.2%となっています。

一方、していない人が近所の人から頼まれたら「できる」「ときどきならできる」を合わせた『頼まれたらできる』で多い項目は、「(1)安否確認の声かけ」が66.1%、次いで「(2)話し相手」が60.4%、「(4)ごみ出し」が55.6%となっています。

また、していない人が近所の人から頼まれても「できない」で最も多い項目は、「(5)短時間の子どもの預かり」が54.7%、次いで「(6)子どもの登下校の見守り」が42.6%、「(8)庭の手入れや掃除の手伝い」が42.4%となっています。



上段：度数 下段：比率

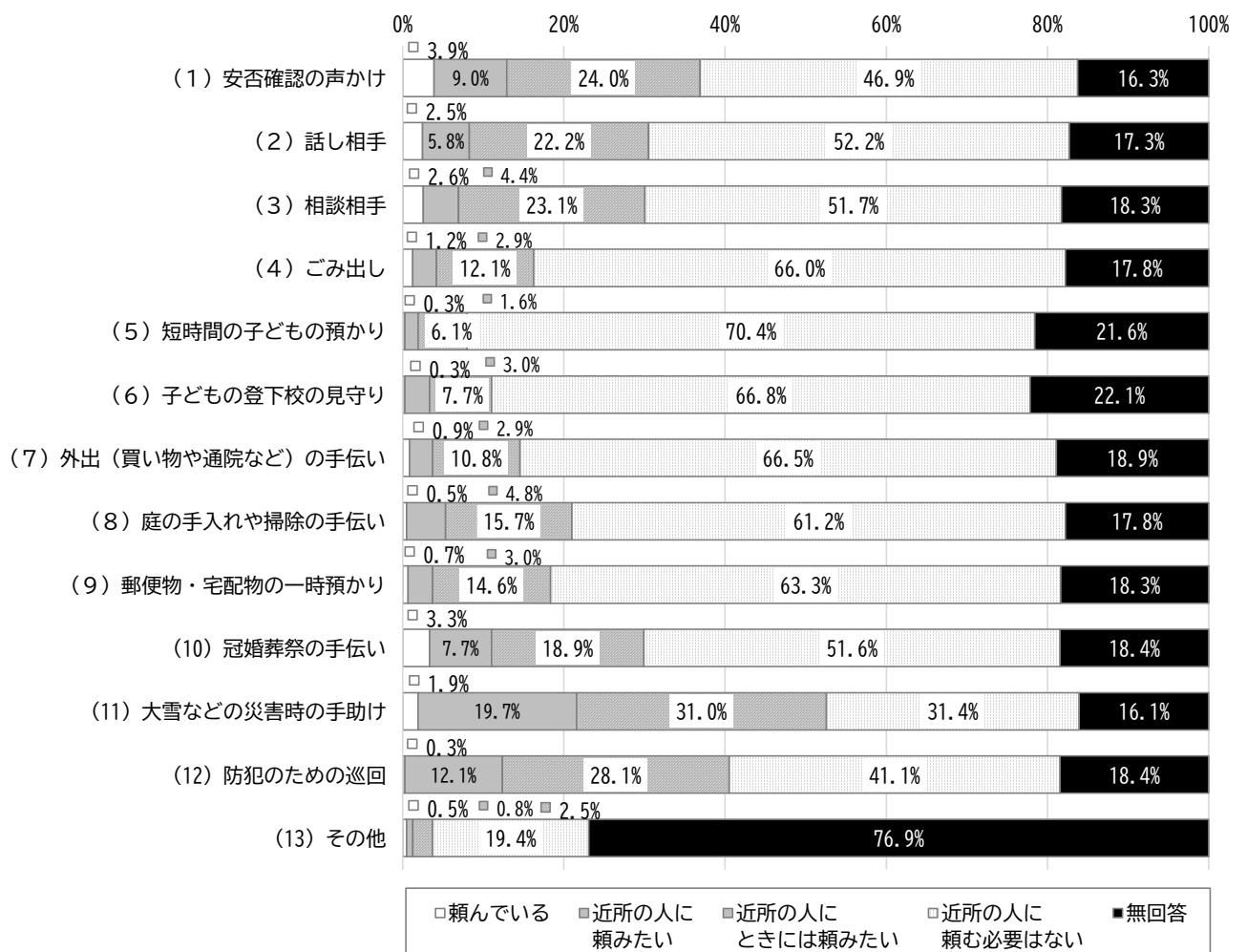
項目	している	していない人は、 近所の人から頼まれたら			無回答	合計
		できる	なと きど き	できない		
(1) 安否確認の声かけ	97 9.2%	333 31.7%	362 34.4%	123 11.7%	137 13.0%	1,052 100.0%
(2) 話し相手	98 9.3%	230 21.9%	405 38.5%	181 17.2%	138 13.1%	1,052 100.0%
(3) 相談相手	69 6.6%	194 18.4%	367 34.9%	267 25.4%	155 14.7%	1,052 100.0%
(4) ごみ出し	94 8.9%	257 24.4%	328 31.2%	225 21.4%	148 14.1%	1,052 100.0%
(5) 短時間の子どもの預かり	9 0.9%	89 8.5%	197 18.7%	575 54.7%	182 17.3%	1,052 100.0%
(6) 子どもの登下校の見守り	25 2.4%	100 9.5%	293 27.9%	448 42.6%	186 17.7%	1,052 100.0%
(7) 外出（買い物や通院など）の手伝い	22 2.1%	109 10.4%	306 29.1%	441 41.9%	174 16.5%	1,052 100.0%
(8) 庭の手入れや掃除の手伝い	30 2.9%	95 9.0%	310 29.5%	446 42.4%	171 16.3%	1,052 100.0%
(9) 郵便物・宅配物の一時預かり	22 2.1%	254 24.1%	312 29.7%	300 28.5%	164 15.6%	1,052 100.0%
(10) 冠婚葬祭の手伝い	59 5.6%	153 14.5%	293 27.9%	386 36.7%	161 15.3%	1,052 100.0%
(11) 大雪などの災害時の手助け	75 7.1%	245 23.3%	294 27.9%	283 26.9%	155 14.7%	1,052 100.0%
(12) 防犯のための巡回	10 1.0%	124 11.8%	367 34.9%	377 35.8%	174 16.5%	1,052 100.0%

問 24 あなたが、近所の人に頼みたい支援や協力はどのようなことですか。次の(1)～(13)について、それぞれ、「頼みたい」～「頼む必要はない」のどれか1つを選んで、○をつけてください。

近所の人に頼みたい支援や協力についての「頼んでいる」で多い項目は、「(1)安否確認の声かけ」が3.9%、次いで「(10)冠婚葬祭の手伝い」が3.3%となっています。

頼んでいない人が近所の人に「頼みたい」「ときには頼みたい」を合わせた『頼みたい』で多い項目は、「(11)大雪などの災害時の手助け」が50.7%、次いで「(12)防犯のための巡回」が40.2%となっています。

また、頼んでいない人が近所の人に「頼む必要はない」で最も多い項目は、「(5)短時間の子どもの預かり」が70.4%、次いで「(6)子どもの登下校の見守り」が66.8%、「(7)外出（買い物や通院など）の手伝い」が66.5%、「(4)ごみ出し」が66.0%となっています。



上段：度数 下段：比率

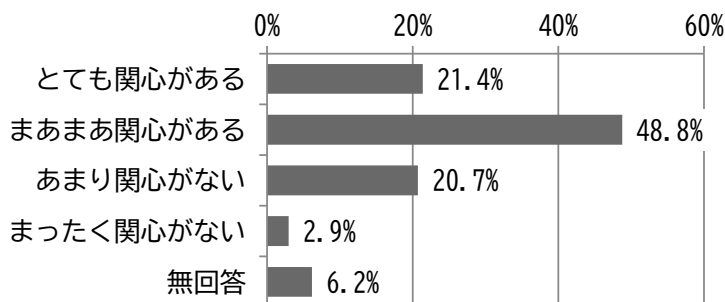
項目	頼 ん で い る	頼んでいない人は、 近所の人に			無 回 答	合 計
		頼 み た い	頼 と み き た に い は	な 頼 い む 必 要 は		
(1) 安否確認の声かけ	41 3.9%	95 9.0%	252 24.0%	493 46.9%	171 16.3%	1,052 100.0%
(2) 話し相手	26 2.5%	61 5.8%	234 22.2%	549 52.2%	182 17.3%	1,052 100.0%
(3) 相談相手	27 2.6%	46 4.4%	243 23.1%	544 51.7%	192 18.3%	1,052 100.0%
(4) ごみ出し	13 1.2%	31 2.9%	127 12.1%	694 66.0%	187 17.8%	1,052 100.0%
(5) 短時間の子どもの預かり	3 0.3%	17 1.6%	64 6.1%	741 70.4%	227 21.6%	1,052 100.0%
(6) 子どもの登下校の見守り	3 0.3%	32 3.0%	81 7.7%	703 66.8%	233 22.1%	1,052 100.0%
(7) 外出（買い物や通院など）の手伝い	9 0.9%	30 2.9%	114 10.8%	700 66.5%	199 18.9%	1,052 100.0%
(8) 庭の手入れや掃除の手伝い	5 0.5%	51 4.8%	165 15.7%	644 61.2%	187 17.8%	1,052 100.0%
(9) 郵便物・宅配物の一時預かり	7 0.7%	32 3.0%	154 14.6%	666 63.3%	193 18.3%	1,052 100.0%
(10) 冠婚葬祭の手伝い	35 3.3%	81 7.7%	199 18.9%	543 51.6%	194 18.4%	1,052 100.0%
(11) 大雪などの災害時の手助け	20 1.9%	207 19.7%	326 31.0%	330 31.4%	169 16.1%	1,052 100.0%
(12) 防犯のための巡回	3 0.3%	127 12.1%	296 28.1%	432 41.1%	194 18.4%	1,052 100.0%
(13) その他	5 0.5%	8 0.8%	26 2.5%	204 19.4%	809 76.9%	1,052 100.0%

5 本町の地域福祉や災害時の対応について

問 25 「福祉」に関心をお持ちですか。(1つに○)

「福祉」に関心を持っているかについての「とても関心がある」「まあまあ関心がある」を合わせた『関心がある』が70.2%となっています。

一方、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』は、23.6%となっています。

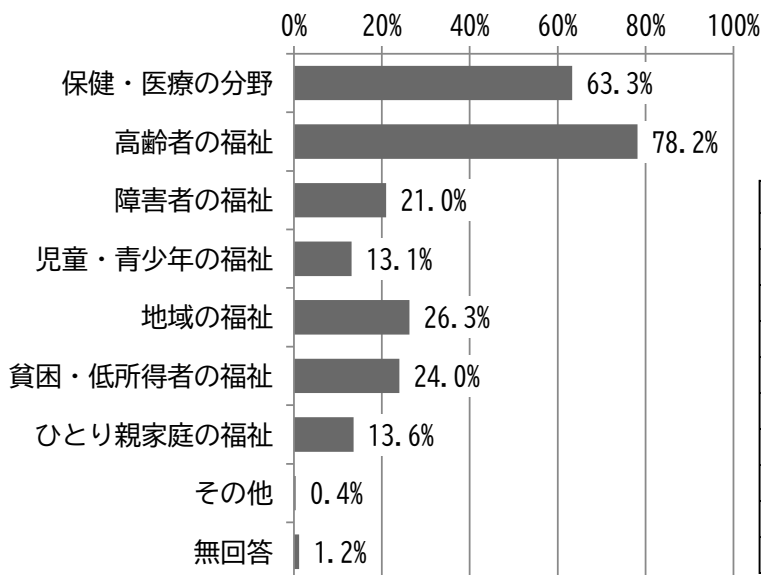


項目	度数	比率
とても関心がある	225	21.4%
まあまあ関心がある	513	48.8%
あまり関心がない	218	20.7%
まったく関心がない	31	2.9%
無回答	65	6.2%
合計	1,052	100.0%

問 25 で「とても関心がある」又は「まあまあ関心がある」と答えた方にうかがいます。

問 25-1 特に福祉のどの分野に関心がありますか。(あてはまるものすべてに○)

福祉の分野で関心のあるものについては、「高齢者の福祉」が78.2%と最も多く、次いで「保健・医療の分野」が63.3%、「地域の福祉」が26.3%となっています。

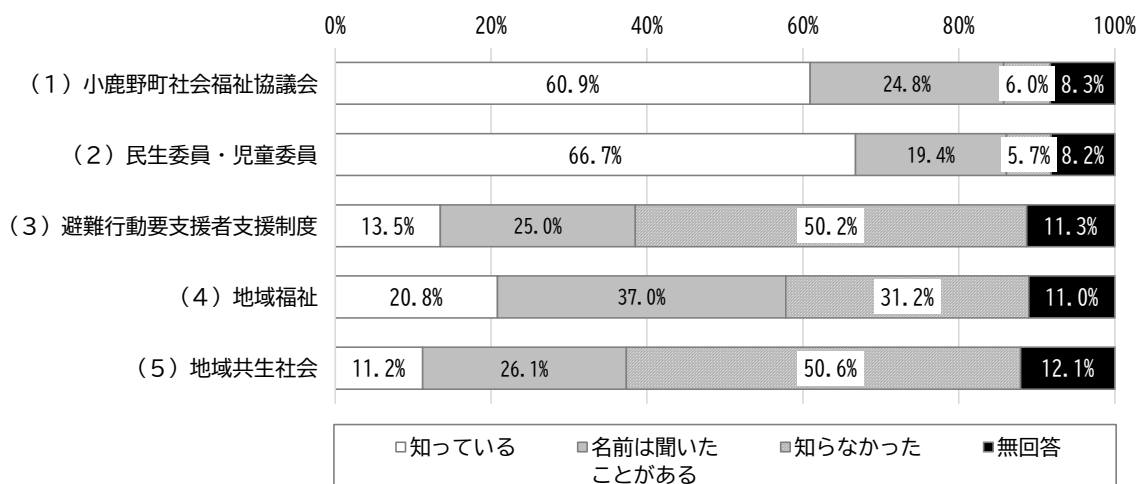


項目	度数	比率
保健・医療の分野	467	63.3%
高齢者の福祉	577	78.2%
障害者の福祉	155	21.0%
児童・青少年の福祉	97	13.1%
地域の福祉	194	26.3%
貧困・低所得者の福祉	177	24.0%
ひとり親家庭の福祉	100	13.6%
その他	3	0.4%
無回答	9	1.2%
回答者数	738	

問 26 あなたは、次の事柄についてご存じですか。次の(1)～(5)について、それぞれ、「知っている」～「知らなかった」の番号どれか1つを選んで、○をつけてください。

各項目の認知度の「知っている」「名前は聞いたことがある」を合わせた『知っている』で最も多い項目は、「(2)民生委員・児童委員」が86.1%、次いで「(1)小鹿野町社会福祉協議会」が85.7%となっています。

一方、「知らなかった」は、「(5)地域共生社会」が50.6%と最も多く、次いで「(3)避難行動要支援者支援制度」が50.2%となっています。

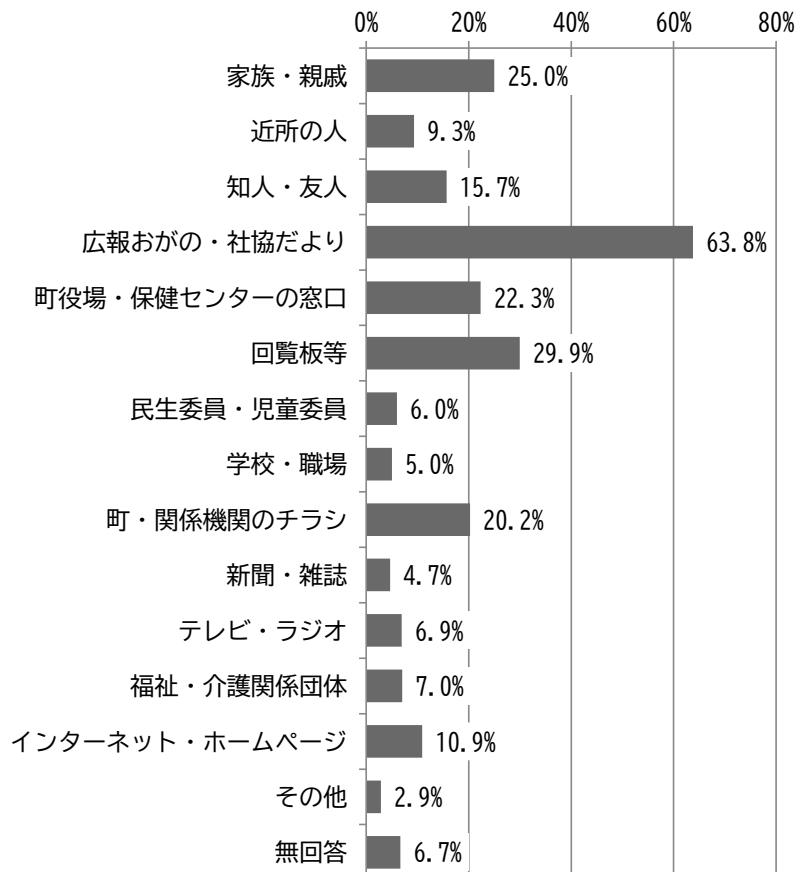


項目	説明	上段：度数 下段：比率				合計
		知っている	名前と前が聞いた	知らなかった	無回答	
(1) 小鹿野町社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とした団体です。	641	261	63	87	1,052
		60.9%	24.8%	6.0%	8.3%	100.0%
(2) 民生委員・児童委員	町内で47人の方が活動し、町民と行政機関とのパイプ役となっています。	702	204	60	86	1,052
		66.7%	19.4%	5.7%	8.2%	100.0%
(3) 避難行動要支援者支援制度	避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難で、迅速な避難のために支援が必要な人）への支援を、適切かつ円滑に行うための制度です。	142	263	528	119	1,052
		13.5%	25.0%	50.2%	11.3%	100.0%
(4) 地域福祉	地域に住む人がつながり、支え合い、安心して暮らせるまちを目指すための取組です。	219	389	328	116	1,052
		20.8%	37.0%	31.2%	11.0%	100.0%
(5) 地域共生社会	「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。	118	275	532	127	1,052
		11.2%	26.1%	50.6%	12.1%	100.0%

問 27 あなたは福祉サービス※の情報をどこから入手していますか。(主なもの3つまで○)

※福祉サービス：行政が行う高齢者福祉、介護保険、障害福祉、児童福祉などに関するサービス。

福祉サービスの情報の入手先については、「広報おがの・社協だより」が63.8%と最も多く、次いで「回覧板等」が29.9%、「家族・親戚」が25.0%となっています。

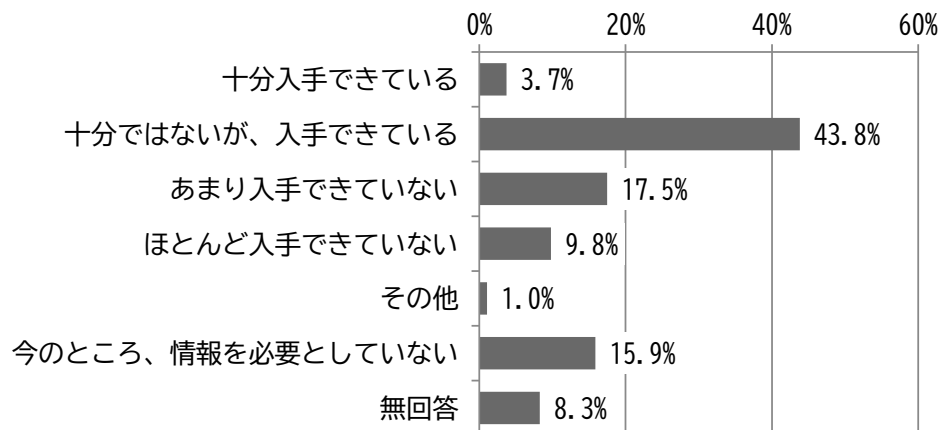


項目	度数	比率
家族・親戚	263	25.0%
近所の人	98	9.3%
知人・友人	165	15.7%
広報おがの・社協だより	671	63.8%
町役場・保健センターの窓口	235	22.3%
回覧板等	315	29.9%
民生委員・児童委員	63	6.0%
学校・職場	53	5.0%
町・関係機関のチラシ	213	20.2%
新聞・雑誌	49	4.7%
テレビ・ラジオ	73	6.9%
福祉・介護関係団体	74	7.0%
インターネット・ホームページ	115	10.9%
その他	30	2.9%
無回答	70	6.7%
回答者数	1,052	

問 28 あなたは、自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているとお考えですか。（1つに○）

自分に必要な福祉サービスの情報を入手できている程度については、「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」を合わせた『入手できている』が47.5%となっています。一方、「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」を合わせた『入手できていない』は、27.3%となっています。

また、「今のところ、情報を必要としていない」が15.9%となっています。

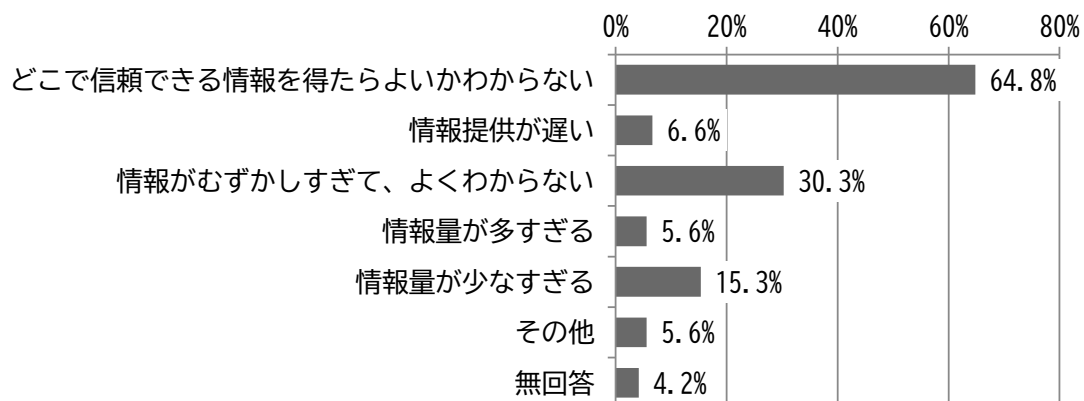


項目	度数	比率
十分入手できている	39	3.7%
十分ではないが、入手できている	461	43.8%
あまり入手できていない	184	17.5%
ほとんど入手できていない	103	9.8%
その他	11	1.0%
今のところ、情報を必要としていない	167	15.9%
無回答	87	8.3%
合計	1,052	100.0%

問 28 で「あまり入手できていない」又は「ほとんど入手できていない」と答えた方にうかがいます。

問 28-1 情報の入手ができていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

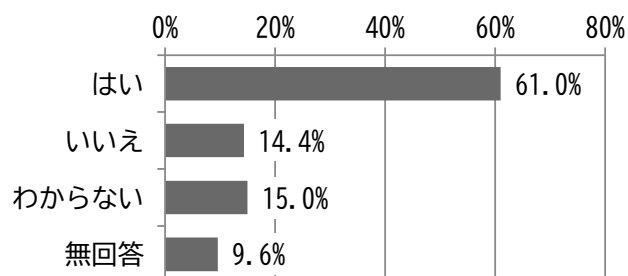
福祉サービスの情報が入手できていない理由については、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が 64.8%と最も多く、次いで「情報がむずかしすぎて、よくわからない」が 30.3%、「情報量が少なすぎる」が 15.3%となっています。



項目	度数	比率
どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない	186	64.8%
情報提供が遅い	19	6.6%
情報がむずかしすぎて、よくわからない	87	30.3%
情報量が多すぎる	16	5.6%
情報量が少なすぎる	44	15.3%
その他	16	5.6%
無回答	12	4.2%
回答者数	287	

問 29 災害が発生したときに、避難する場所を知っていますか。(1つに○)

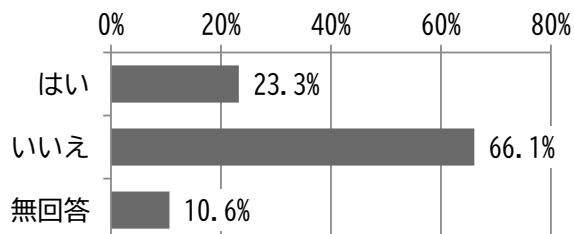
災害が発生したときに、避難する場所を知っているかについては、「はい」が 61.0%、「いいえ」が 14.4%、「わからない」が 15.0%となっています。



項目	度数	比率
はい	642	61.0%
いいえ	151	14.4%
わからない	158	15.0%
無回答	101	9.6%
合計	1,052	100.0%

問 30 震災など大規模な災害が発生した際、あなたご自身は、避難時に他の人の手助けを必要としていますか。（1つに○）

震災など大規模な災害が発生した際、避難時に他の人の手助けを必要としているかについては、「はい」が23.3%、「いいえ」が66.1%となっています。

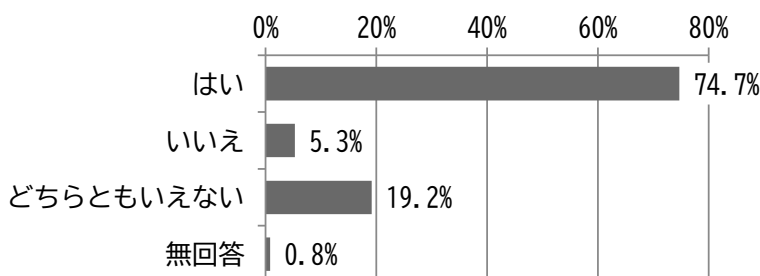


項目	度数	比率
はい	245	23.3%
いいえ	695	66.1%
無回答	112	10.6%
合計	1,052	100.0%

問 30 で「はい」と答えた方にうかがいます。

問 30-1 あなたは、避難時や避難所での生活を支援してもらうため、あなたご自身の情報を普段から自主防災組織や民生委員・児童委員等で共有することに対して、同意できますか。（1つに○）

避難時や避難所での生活を支援してもらうため、自身の情報を普段から自主防災組織や民生委員・児童委員等で共有することに対して、同意できるかについては、「はい」が74.7%、「いいえ」が5.3%、「どちらともいえない」が19.2%となっています。



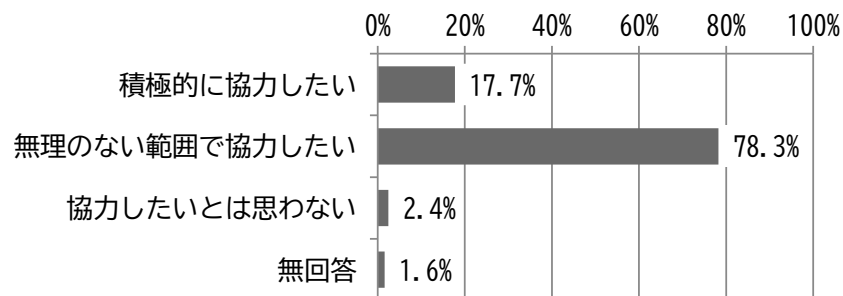
項目	度数	比率
はい	183	74.7%
いいえ	13	5.3%
どちらともいえない	47	19.2%
無回答	2	0.8%
回答者数	245	100.0%

問 30 で「いいえ」と答えた方にうかがいます。

問 30-2 あなたは、自力での避難ができない人への避難時や避難所での生活への支援に協力することに対し、どのように思いますか。(1つに○)

自力での避難ができない人への避難時や避難所での生活への支援に協力することに対して思うことについては、「積極的に協力したい」「無理のない範囲で協力したい」を合わせた『協力したい』が 96.0%となっています。

一方、「協力したいとは思わない」が 2.4%となっています。

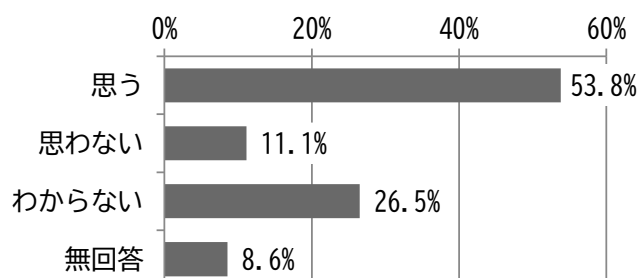


項目	度数	比率
積極的に協力したい	123	17.7%
無理のない範囲で協力したい	544	78.3%
協力したいとは思わない	17	2.4%
無回答	11	1.6%
回答者数	695	100.0%

6 生活困窮について

問 31 生活困窮や子どもの貧困に関して、身近な問題だと思いますか。（1 つに○）

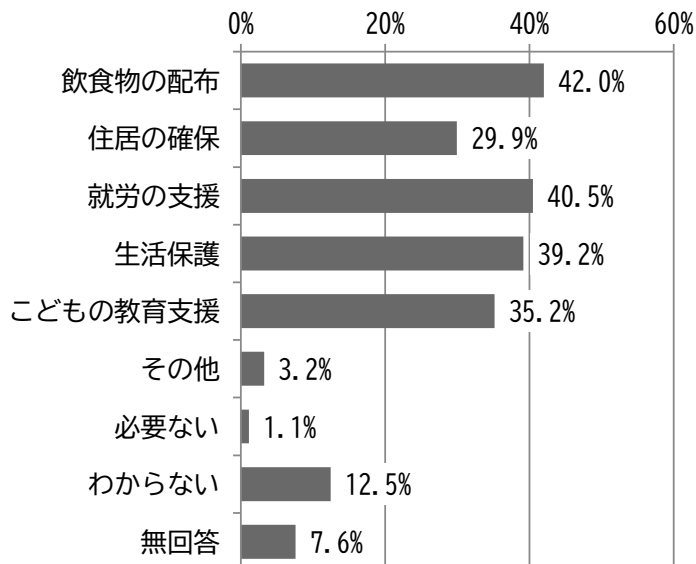
生活困窮や子どもの貧困に関して、身近な問題だと思うかについては、「思う」が 53.8%、「思わない」が 11.1% 「わからない」が 26.5%となっています。



項目	度数	比率
思う	566	53.8%
思わない	117	11.1%
わからない	279	26.5%
無回答	90	8.6%
合計	1,052	100.0%

問 32 生活困窮や子どもの貧困に関する対策として必要なことは何だと思いますか。（主なものを3つまで○）

生活困窮や子どもの貧困に関する対策として必要なことについては、「飲食物の配布」が 42.0%と最も多く、次いで「就労の支援」が 40.5%、「生活保護」が 39.2%、「こどもの教育支援」が 35.2%となっています。



項目	度数	比率
飲食物の配布	442	42.0%
住居の確保	315	29.9%
就労の支援	426	40.5%
生活保護	412	39.2%
こどもの教育支援	370	35.2%
その他	34	3.2%
必要ない	12	1.1%
わからない	131	12.5%
無回答	80	7.6%
回答者数	1,052	

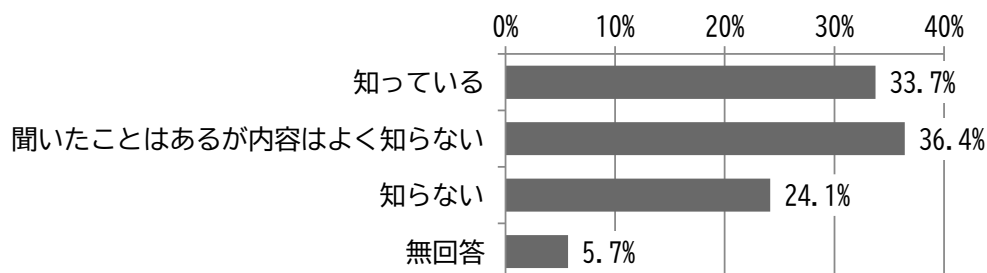
7 成年後見制度について

問 33 あなたは、「成年後見制度（※）」を知っていますか。（1つに○）

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に、財産の管理や、必要な福祉サービスの契約を代行するサービス等を提供する制度です。

「成年後見制度」を知っているかについては、「知っている」「聞いたことはあるが内容はよく知らない」を合わせた『知っている』が70.1%となっています。

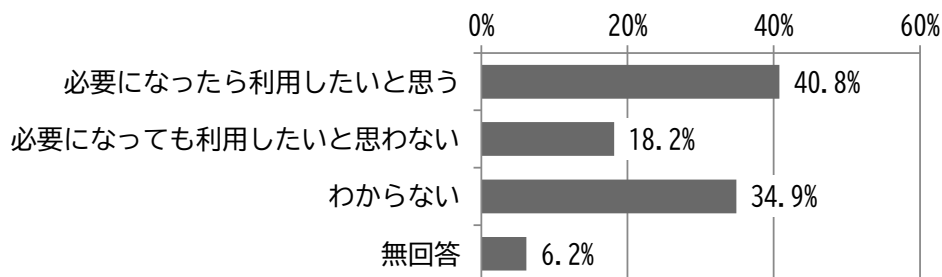
一方、「知らない」は、24.1%となっています。



項目	度数	比率
知っている	355	33.7%
聞いたことはあるが内容はよく知らない	383	36.4%
知らない	254	24.1%
無回答	60	5.7%
合計	1,052	100.0%

問 34 あなたご自身やご家族に対し、成年後見制度を利用したいと思いますか。（1つに○）

自身やご家族に対し、成年後見制度を利用したいと思うかについては、「必要になったら利用したいと思う」が40.8%、「必要になっても利用したいと思わない」が18.2%、「わからない」が34.9%となっています。

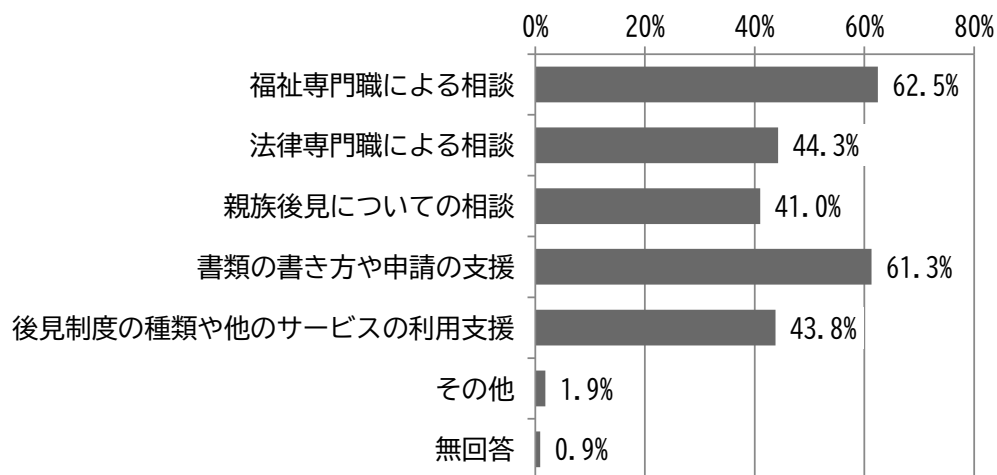


項目	度数	比率
必要になったら利用したいと思う	429	40.8%
必要になっても利用したいと思わない	191	18.2%
わからない	367	34.9%
無回答	65	6.2%
合計	1,052	100.0%

問 34 で「必要になったら利用したいと思う」と答えた方にうかがいます。

問 34-1 利用にあたり、どんな支援があったら良いと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

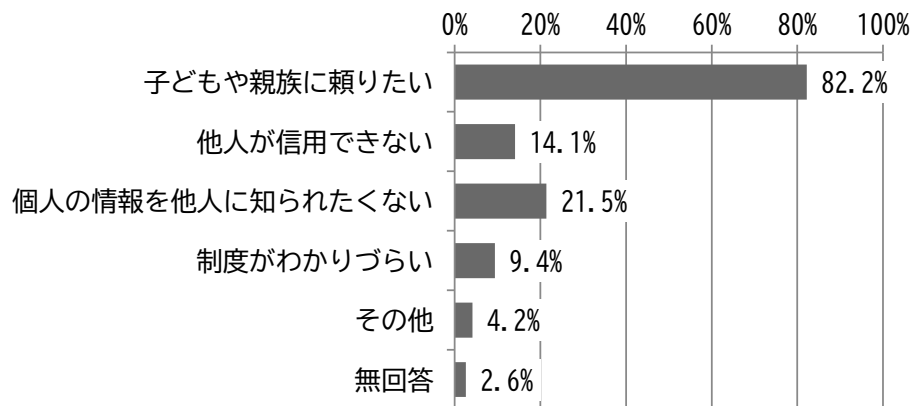
利用にあたり、あったら良いと思う支援については、「福祉専門職による相談」が 62.5%と最も多く、次いで「書類の書き方や申請の支援」が 61.3%、「法律専門職による相談」が 44.3%、「後見制度の種類や他のサービスの利用支援」が 43.8%、「親族後見についての相談」が 41.0%となっています。



項目	度数	比率
福祉専門職による相談	268	62.5%
法律専門職による相談	190	44.3%
親族後見についての相談	176	41.0%
書類の書き方や申請の支援	263	61.3%
後見制度の種類や他のサービスの利用支援	188	43.8%
その他	8	1.9%
無回答	4	0.9%
回答者数	429	

問 34 で「必要になっても利用したいと思わない」と答えた方にうかがいます。
 問 34-2 利用したいと思わない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

利用したいと思わない理由については、「子どもや親族に頼りたい」が 82.2%と最も多く、次いで「個人の情報を他人に知られたくない」が 21.5%、「他人が信用できない」が 14.1%となっています。



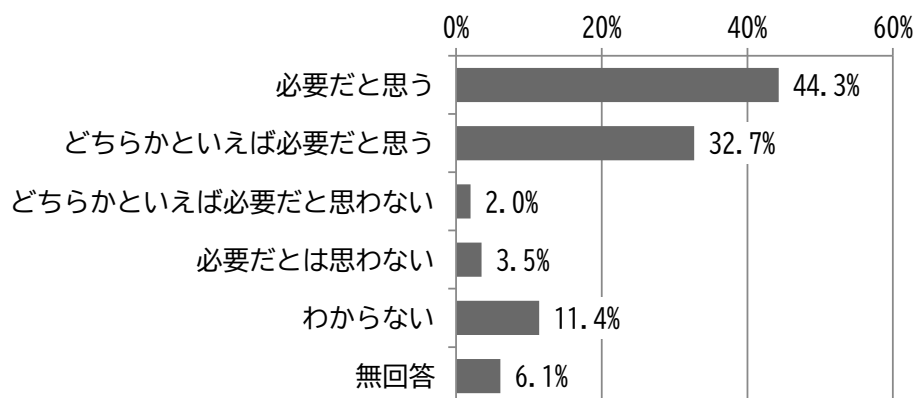
項目	度数	比率
子どもや親族に頼りたい	157	82.2%
他人が信用できない	27	14.1%
個人の情報を他人に知られたくない	41	21.5%
制度がわかりづらい	18	9.4%
その他	8	4.2%
無回答	5	2.6%
回答者数	191	

8 再犯防止について

問 35 再犯防止のために、犯罪をした人の立ち直りを支援することについてどう思いますか。(1つに○)

再犯防止のために、犯罪をした人の立ち直りを支援することについては、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』が77.0%となっています。

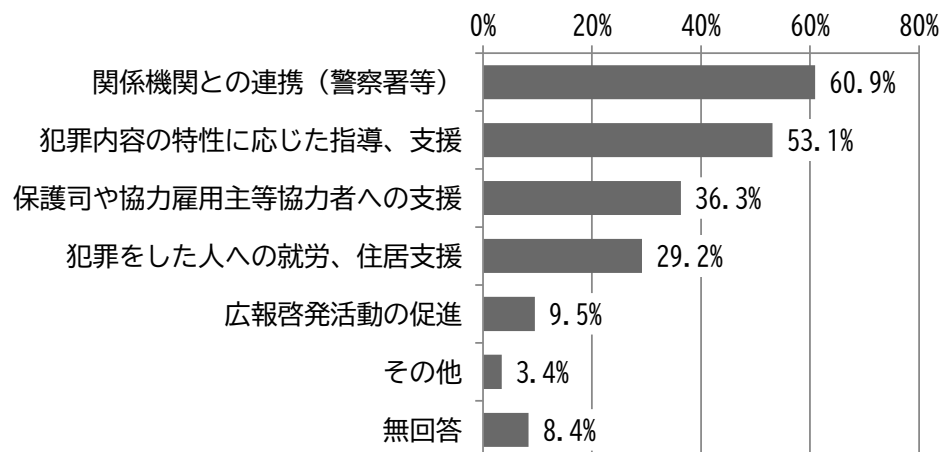
一方、「どちらかといえば必要だと思わない」「必要だとは思わない」を合わせた『必要だとは思わない』は、5.5%となっています。



項目	度数	比率
必要だと思う	466	44.3%
どちらかといえば必要だと思う	344	32.7%
どちらかといえば必要だと思わない	21	2.0%
必要だとは思わない	37	3.5%
わからない	120	11.4%
無回答	64	6.1%
合計	1,052	100.0%

問 36 小鹿野町は、再犯防止に関してどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

小鹿野町で再犯防止に関して力を入れていくべきだと思うことについては、「関係機関との連携（警察署等）」が 60.9%と最も多く、次いで「犯罪内容の特性に応じた指導、支援」が 53.1%、「保護司や協力雇用主等協力者への支援」が 36.3%、「犯罪をした人への就労、住居支援」が 29.2%となっています。



項目	度数	比率
関係機関との連携（警察署等）	641	60.9%
犯罪内容の特性に応じた指導、支援	559	53.1%
保護司や協力雇用主等協力者への支援	382	36.3%
犯罪をした人への就労、住居支援	307	29.2%
広報啓発活動の促進	100	9.5%
その他	36	3.4%
無回答	88	8.4%
回答者数	1,052	

2 小鹿野町地域福祉計画策定協議会条例

平成26年12月12日

条例第37号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、小鹿野町地域福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民代表者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による町民
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了する日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 小鹿野町地域福祉計画策定協議会委員名簿

任期 令和7年10月29日～令和8年3月31日

(敬称略・順不同)

	協議会条例 上の区分	団 体 名	氏名	備考
1	住民代表者	小鹿野区長協議会会長	黒沢 裕幸	副会長
2		小鹿野町民生委員・児童委員協議会	林 花子	
3		小鹿野町老人クラブ連合会会長	小菅 高信	
4	保健・医療及 び福祉関係者	国保町立小鹿野中央病院長	山下 拓斗	
5		特別養護老人ホーム「花菖蒲・両神」施設長	青木 由衣子	
6		障害者支援施設ユーアイハウスおがの施設長	高橋 佳寿雄	
7		小鹿野町シルバー人材センター事務局長	石田 伸二	
8		小鹿野町子育て支援センター所長	設楽 有香	
9		小鹿野町社会福祉協議会事務局長	柳井戸 直樹	
10	行政関係者	秩父福祉事務所長	猪野塚 将	
11	町長が必要と 認める者	小鹿野町教育委員会教育長	武藤 彰男	会長

4 小鹿野町地域福祉計画策定委員会要綱

平成26年12月12日

訓令第14号

（趣旨）

第1条 この訓令は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する地域福祉計画を策定するため、小鹿野町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究を行い、素案を作成する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、職員の中から町長が任命する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する職務が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できない場合は、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（関係者の出席）

第6条 委員会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

5 小鹿野町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和7年10月29日～令和8年3月31日

(敬称略・順不同)

職 名		氏 名	備 考
副町長		持田 孝史	委員長
総務課	主査	浅見 沙織	
総合政策課	主任	守屋 知子	
住民生活課	主任	笠原 弘正	
こども課	主事補	荒木 陽菜	
まちづくり観光課	主査	五十嵐 貴幸	
建設課	主任	小林 修平	
教育委員会 学校教育課	主幹	今井 信	
教育委員会 生涯学習課	主任	新井 幸輝	
国民健康保険町立 小鹿野中央病院	副主幹	横田 修二	
社会福祉協議会	次長	渋谷 美保	
保健課	主任保健師	宇津喜 大治	
保健課	主任管理栄養士	新井 今日子	
保健課	技術主事	山端 和枝	
福祉課	課長	坂本 豊和	副委員長
福祉課	副主幹	加藤 賢之	

【事務局】

福祉課	主幹	新井 純子	
福祉課	主任	柳原 健太	
社会福祉協議会	主査	西村 玲子	

6 計画策定の経過

実 施 時 期	内 容
令和7年7月25日（金） ～8月15日（金）	「小鹿野町の地域福祉に関するアンケート」の実施
令和7年10月29日（水）	第1回小鹿野町地域福祉計画策定委員会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画（成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画）について ・計画策定のスケジュールについて ・地域福祉計画等骨子案について ・アンケート結果速報について
令和7年10月29日（水）	小鹿野町地域福祉計画策定協議会委員委嘱式及び第1回協議会の開催 【協議事項】 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画（成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画）について ・計画策定のスケジュールについて ・地域福祉計画等骨子案について ・アンケート結果速報について
令和7年12月24日（水）	第2回小鹿野町地域福祉計画等策定委員会 【協議事項】 ・計画素案について
令和8年2月12日（木）	第2回小鹿野町地域福祉計画策定協議会 【協議事項】 ・計画素案について
令和8年2月17日（火） ～3月19日（木）	「第3期小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）へのパブリックコメント」の実施
令和8年3月26日（木）	第3回小鹿野町地域福祉計画策定委員会 【協議事項】 ・パブリックコメントの実施結果について ・計画案について
令和8年3月30日（月）	第3回小鹿野町地域福祉計画策定協議会 【協議事項】 ・パブリックコメントの実施結果について ・計画案について

第3期 小鹿野町地域福祉計画・地域福祉活動計画

小鹿野町成年後見制度利用促進基本計画

小鹿野町再犯防止推進計画

発行日 令和8年4月

発行 小鹿野町
〒368-0192

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89

TEL 0494-75-1221（代）

FAX 0494-75-2819

社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会
〒368-0105

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 300

0494-75-4181

0494-75-4561